

医療ベスト・ゴールド

無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)

❗ こんなときにご利用ください。

- 1 ご契約(更新)の内容確認に
- 2 ご契約(更新)内容に変更が生じたときに
- 3 給付金等を請求するときに

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約(更新)にともなう大切な事項を記載したものです。
必ずご一読いただき、ご契約(更新)の際にお送りする保険証券とあわせて保管ください。

ご契約のしおり・約款
自動更新用

2024年3月 W2292

ご契約のしおり・約款



ご注意

この冊子には、「無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)」(※)のご契約(更新)にともなう大切なことがらが記載されています。今回の更新に際して、必ずご一読いただき、大切に保管されるようお願い申し上げます。

(※)「無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)」は、2022年1月より新規のお取扱いをしておりません。

ご契約のしおり・約款 もくじ

「ご契約のしおり」

ご契約についての重要事項をわかりやすくご説明しています。
しおりをお読みいただくうえで、わからない保険用語がありましたら、「主な保険用語のご説明」をあわせてご参照ください。

◎目的別もくじ	しおり - 4
◎主な保険用語のご説明	しおり - 6

I ご契約(更新)にあたって

① 自動更新について	しおり - 10
(1)主契約の自動更新	しおり - 11
(2)特約・特則の自動更新	しおり - 12
② お客さまに関する個人情報のお取扱いについて	しおり - 13
③ ご契約内容等の確認制度について	しおり - 15
④ 保険証券のご確認について	しおり - 15

II 保険の特長としくみについて

⑤ 無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)の特長としくみ	しおり - 16
(1)特長	しおり - 16
(2)しくみ	しおり - 17
⑥ 主契約の給付金のお支払いと保険料払込みの免除	しおり - 18
⑦ 付加できる特約・特則について	しおり - 27
(1)入院保障特約(2015)	しおり - 27
(2)手術総合保障特約(2015)	しおり - 31
(3)特定疾病一時金特約(2015)	しおり - 35
(4)継続入院一時金特約(2015)	しおり - 39
(5)指定難病一時金特約(2015)	しおり - 46
(6)先進医療特約(2015)	しおり - 47
(7)3大疾病保険料払込免除特約(2015)	しおり - 49
(8)指定代理請求人特約	しおり - 52
(9)無事故給付金特則	しおり - 57

III 保険料について

⑧ 保険料の払込方法(回数)について	しおり - 60
⑨ 保険料の払込方法(経路)について	しおり - 60
⑩ 保険料をまとめて払い込む方法について	しおり - 62
⑪ 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について	しおり - 63
⑫ 効力を失ったご契約の復活について	しおり - 64
⑬ 保険料のお払込みが困難なときの継続方法	しおり - 66
⑭ 給付金等支払いの際の保険料精算	しおり - 67
⑮ 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い	しおり - 68

IV 給付金等について

16 給付金等のご請求について	しおり - 70
17 給付金等の支払期限	しおり - 74
18 給付金等をお支払いできない場合	しおり - 75
19 給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の事例	しおり - 79

V ご契約(更新)後のお取扱いについて

20 ご契約の解約と解約返戻金	しおり - 82
21 給付金等の受取人によるご契約の存続	しおり - 83
22 被保険者からご契約者への解約請求について	しおり - 84
23 ご契約者・死亡給付金受取人の変更	しおり - 84
24 死亡給付金受取人が亡くなられた場合	しおり - 85
25 管轄裁判所について	しおり - 86
26 生命保険と税金	しおり - 87
27 手続きに必要な書類一覧	しおり - 90

VI その他生命保険に関するお知らせ

28 保険金額等が削減される場合	しおり - 93
29 「生命保険契約者保護機構」について	しおり - 93
30 保険契約等に関する情報の共同利用について	しおり - 96
31 当社の組織形態について	しおり - 99
32 取引時確認(本人確認)について	しおり - 99
33 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きについて	しおり - 100
34 FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きについて	しおり - 101
35 このような場合、ただちにご連絡ください。	しおり - 102

「約款」 ご契約から消滅までのとりきめを記載しています。

無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)普通保険約款	約款 - 1
入院保障特約条項(2015)	約款 - 20
手術総合保障特約条項(2015)	約款 - 29
特定疾病一時金特約条項(2015)	約款 - 39
継続入院一時金特約条項(2015)	約款 - 49
指定難病一時金特約条項(2015)	約款 - 58
先進医療特約条項(2015)	約款 - 64
3大疾病保険料払込免除特約条項(2015)	約款 - 72
特別条件付保険特約条項(2015)	約款 - 76
指定代理請求人特約条項	約款 - 81
保険料口座振替特約条項	約款 - 85
保険料口座振替特約条項(団体扱・集団扱用)	約款 - 89
団体扱特約条項Ⅰ	約款 - 92
団体扱特約条項Ⅱ	約款 - 95
保険料クレジットカード払特約条項	約款 - 98
別表	約款 - 101

FWD生命からのお願い

当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。
また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。



目的別もくじ

しおりをお読みいただくうえで、わからない保険用語がありましたら、「主な保険用語のご説明」をあわせてご参照ください。

ご契約(更新)にあたって

保険用語が分からない

▶ **主な保険用語のご説明**

しおり-6ページへ▶

更新について知りたい

▶ **1 自動更新について**

しおり-10ページへ▶

主契約・特約・特則について

保険の特長としくみを知りたい

▶ **5 無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)の特長としくみ**

しおり-16ページへ▶

保険料払込みの免除について
知りたい

▶ **6 主契約の給付金のお支払いと保険料
払込みの免除**

しおり-18ページへ▶

▶ **7 付加できる特約・特則について
(7)3大疾病保険料払込免除特約
(2015)**

しおり-49ページへ▶

付けることのできる特約・特則
について知りたい

▶ **7 付加できる特約・特則について**

しおり-27ページへ▶

保険料について

保険料をまとめて払い込む方法
について知りたい

▶ **10 保険料をまとめて払い込む方法につ
いて**

しおり-62ページへ▶

保険料の払込みができなかった場合
について知りたい

▶ **11 保険料払込みの猶予期間とご契約の
失効について**

しおり-63ページへ▶

効力を失った保険を元に戻したい

▶ **12 効力を失ったご契約の復活について**

しおり-64ページへ▶

保険料の払込みの都合がつかない
場合の継続方法について知りたい

▶ **13 保険料のお払込みが困難なときの継
続方法**

しおり-66ページへ▶

給付金等について

給付金等の請求手続きについて
知りたい

▶ 16 給付金等のご請求について

しおり-70ページへ▶

受取人が請求できない場合の
代理請求について知りたい

▶ 7 付加できる特約・特則について
(8)指定代理請求人特約

しおり-52ページへ▶

給付金等が受け取れないケース
について知りたい

▶ 18 給付金等をお支払いできない場合
19 給付金等をお支払いできる場合または
お支払いできない場合の事例

しおり-75ページへ▶

しおり-79ページへ▶

ご契約(更新)後のお取扱いについて

契約の解約について知りたい

▶ 20 ご契約の解約と解約返戻金

しおり-82ページへ▶

契約者や死亡給付金受取人を
変更したい

▶ 23 ご契約者・死亡給付金受取人の変更

しおり-84ページへ▶

生命保険に関する税金について
知りたい

▶ 26 生命保険と税金

しおり-87ページへ▶

各種お手続き等

証券をなくした
結婚して姓が変わった
電話で保障内容を確認したい

▶ 35 このような場合、
ただちにご連絡ください。

しおり-102ページへ▶



主な保険用語のご説明

しおりをお読みいただくうえで参考となる保険用語をわかりやすく説明しています。

か	解除	保険期間の途中で、告知義務違反があった場合等に当社の決定によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約された場合、以後の保障はなくなります。
	解約返戻金	ご契約を解約された場合等に、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
き	給付金	災害または疾病により入院したときや手術を受けたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	給付金受取人	給付金を受け取る人をいいます。
け	契約者(保険契約者)	当社とご契約を結び、ご契約上の様々な権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料払込義務)を持つ人をいいます。
	契約者配当金	(5年ごと利差配当付商品の場合) 責任準備金等の運用益が、当社の予定した運用益をこえた場合、5年ごとにご契約者にお支払いするお金のことをいいます。 ※この保険には、契約者配当金はありません。
	契約年齢	被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。 (例)ご契約時に満32歳7か月の被保険者の契約年齢は32歳となります。
	契約日	ご契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。 保険料払込方法(回数)や保険料払込方法(経路)によって契約日は異なります。 保険料払込方法(回数)が年払・半年払の場合は責任開始日と一致しますが、保険料払込方法が口座振替扱月払の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。
	契約日の応当日	ご契約後の保険期間中に迎える契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。 (例) 契約日が2020年12月10日の場合 契約日の年単位の応当日 : 2021年12月10日以降の毎年12月10日 契約日の半年単位の応当日 : 2021年6月10日以降の毎年12月10日および6月10日 契約日の月単位の応当日 : 2021年1月10日以降の毎月10日
	減額	給付金額等を減らすことをいいます。減額分は解約したものと取り扱います。
こ	更新日	保険期間が満了する月の前月の末日までに、ご継続をされない旨のお申出がない限り、この保険は、保険期間満了の日の翌日に自動更新され、この日を更新日といいます。

告知・告知義務・告知義務違反

ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の傷病歴等当社がおたずねする重要なことについて当社に事実をお知らせ(告知)いただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。

し 失効

保険料払込みの猶予期間を過ぎても保険料払込みがなかったために、保険契約の効力が失われることをいいます。

指定代理請求人

保険金・年金・給付金等の受取人である被保険者が、保険金・年金・給付金等を請求できない特別な事情があるときに、被保険者に代わり、保険金・年金・給付金等を請求することができる人であり、ご契約者によりあらかじめ指定された人をいいます。

*被保険者であるご契約者が、保険料払込みの免除を請求できない所定の事情があるときを含みます。

支払査定時照会制度

給付金等のお支払いの判断またはご契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する情報を共同して利用する制度のことをいいます。

支払事由

約款に定める給付金等をお支払いする事由のことをいいます。

主契約と特約・特則

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約・特則はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するためのものです。

診査

診査扱のご契約に申し込まれる場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。

せ 責任開始期(日)

申し込まれるご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。なお、復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の時が責任開始期(日)となります。

責任準備金

将来の保険金等をお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

た 第1回保険料相当額

責任開始期に関する特約を付加しないご契約のお申込みのときにお支払いいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

は 払込期月

保険料をお支払いいただく月のことをいいます。払込方法(回数)に応じて、次の契約日の応当日が属する月の1日から末日までをいいます。(例)払込方法(回数)が月払で、契約日が2020年12月1日の場合、第2回目の保険料の払込期月は、2021年1月1日から1月31日までとなります。

ひ 被保険者

生命保険の保障の対象となる人のことをいいます。

ふ**復活**

ご契約が失効した後、ご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知をしていただきますが、健康状態等によっては復活できないこともあります。また、失効後、復活できる期間には制限があります。

ほ**保険期間**

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険期間満了の日

保険期間が終了する日のことをいいます。保険期間が終了する日はそれぞれ以下のとおりとなります。

- ・ 保険期間が年数で定められている場合(年満期) :
契約日からの年数がその定められた年数に達する契約日の年単位の
 応当日の前日
 - ・ 保険期間が被保険者の年齢で定められている場合(歳満期) :
被保険者がその定められた年齢に達した後に最初に到来する契約日
 の年単位の応当日の前日
- (例)保険期間が80歳のご契約の場合、契約日の年単位の応当日が4月1日であれば、被保険者が満80歳となられた後に最初に到来する3月31日が保険期間満了の日となります。

保険証券

ご契約の成立や内容を証する重要なもので、給付金額(保険金額)や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。

保険年度

契約日から起算した1年ごとの期間をいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2、第3.....保険年度といいます。

保険料

ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。

保険料期間

保険料の払込方法(回数)に応じた、それぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間のことをいいます。

- (例)年払の場合 : 契約日の年単位の応当日から次の契約日の年単位の
 応当日の前日までの期間(1年)
- 半年払の場合 : 契約日の半年単位の応当日から次の契約日の半年
 単位の応当日の前日までの期間(6か月)
- 月払の場合 : 契約日の月単位の応当日から次の契約日の月単位の
 応当日の前日までの期間(1か月)

保険料払込期間

保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。

(例)保険料払込期間が80歳のご契約の場合、契約日の年単位の応当日が4月1日であれば、被保険者が満80歳となられた後に最初に到来する3月31日が保険料払込期間満了の日となります。

め**免責事由**

被保険者が支払事由に該当された場合でも、被保険者の自殺行為等のケースでは給付金等をお支払いできないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や**約款**

ご契約から消滅までのとりきめを記載したものです。



猶予期間

第2回以後(更新の場合は第1回を含みます。)の保険料が払込期月内に払い込まなかった場合の払込みの猶予期間のことをいいます。猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、ご契約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失います(失効)。

I ご契約（更新）にあたって

1 自動更新について

⚠️ ご注意

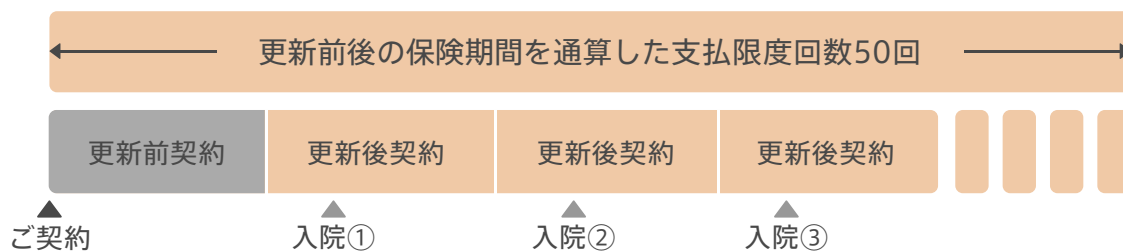
更新については、次の点にご注意ください。

- 当社がこの冊子に掲載している主契約・特約・特則の締結を更新時に取り扱っていないときは、所定の主契約・特約・特則に変更して更新されることがあります。
- 更新後のご契約においては、給付金等のお支払いについて、更新前のご契約の保険期間と更新後のご契約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- 更新前のご契約と更新後のご契約とは保険期間が継続しているものとして取り扱うため、主契約・特約の給付金等の支払限度については更新前後の支払日数または支払金額を通算します。
- 「無事故給付金特則」は、保険料払込みの免除となった場合、自動更新はお取り扱いしません。

<通算支払限度回数等の解説>

例えば、更新前の保険期間および更新後の保険期間において、疾病入院一時金が複数回支払われている場合、疾病入院一時金の支払回数は更新前後の保険期間を通じて通算されます。

また、疾病入院一時金は、更新前後の保険期間を通じて、支払限度回数の50回に達するまでお支払いします。



なお、支払限度の通算がおこなわれるのは、次の主契約・特約の給付金となります。

主契約・特約	給付金の種類	通算支払限度
無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)	疾病入院一時金	50回
	災害入院一時金	50回
入院保障特約(2015)	疾病入院給付金	1,095日
	災害入院給付金	1,095日
継続入院一時金特約(2015)	疾病継続入院一時金	50回
	災害継続入院一時金	50回
指定難病一時金特約(2015)	指定難病一時金	1回
先進医療特約(2015)	先進医療給付金	2,000万円

(1)主契約の自動更新

- * 「無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)」[有期タイプ] が対象となります。
1. この保険は、保険期間が満了するとき、所定の範囲内で保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。
 2. この保険の更新をご希望されない場合は、保険期間が満了する月の前月の末日(月末日が当社の営業日でないときは月末日の直前の当社の営業日とします。)までに、ご契約者から継続しない旨をお申出ください。
 3. 次の場合、自動更新のお取扱いはいたしません。
 (1)更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
 (2)「特別条件付保険特約(2015)」の給付金削減支払法(給付金削減期間経過後のときを除く。)または特別保険料領収法が適用されているとき
 4. 更新後の保険契約のお取扱いは次のとおりとなります。

保険期間	更新前の保険期間と同一とします。ただし、99歳の範囲内で保険期間を変更することがあります。
入院一時金額	更新前の入院一時金額と同一とします。
約款	更新日時点の普通保険約款を適用します。
保険料	更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、この保険契約の更新後の保険料は更新前の保険料と異なります。(同一の保障内容で更新する場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。)
保険料払込期間	更新後の保険期間と同一とします。
保険料払込方法	更新前の保険料の払込方法(回数・経路)と同一とします。

(2)特約・特則の自動更新

1. 次の特約・特則を付加された場合で、主契約の保険料払込期間中に特約・特則の保険期間が満了するとき、所定の範囲内でこれらの特約・特則は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。

・入院保障特約(2015)(※)	・手術総合保障特約(2015)
・継続入院一時金特約(2015)	・特定疾病一時金特約(2015)
・指定難病一時金特約(2015)	・先進医療特約(2015)
・無事故給付金特則	

(※)「7大生活習慣病無制限特則」が付加されている場合は、同一の保障内容で更新されます。

2. 特約・特則の更新をご希望されない場合は、特約・特則の保険期間が満了する月の前月の末日(月末日が当社の営業日でないときは月末日の直前の当社の営業日とします。)までに、ご契約者から継続しない旨をお申出ください。
3. 次の場合には、自動更新のお取扱いはいたしません。
- (1)更新後の特約・特則の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
- (2)更新後の特約・特則の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
4. 更新後の各特約・特則のお取扱いは次のとおりとなります。

保険期間	更新前の保険期間と同一とします。ただし、99歳の範囲内で保険期間を変更することがあります(「指定難病一時金特約(2015)」、「無事故給付金特則」は保険期間を変更しての更新はありません)。
保障額	更新前の給付金額等と同一とします。
約款・特約条項	更新日時点の各特約条項・特則を適用します。
保険料	更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。(同一の保障内容で更新される場合、通常「無事故給付金特則」を除き、更新後の各特約・特則の保険料は更新前より高くなります。)
保険料払込期間	更新後の保険期間と同一とします。
保険料払込方法	主契約の保険料払込方法(回数・経路)と同一とします。

2 お客さまに関する個人情報のお取扱いについて

1 当社が取得する個人情報

当社は、お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態等、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

2 当社の個人情報利用方法(利用目的)

当社は、取得した個人情報を次の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社(グループ会社)・提携会社が提供するものを含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- (4) 保険に関連・付随する業務の実施
- (5) 当社が有する債権の回収
- (6) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (7) お客さまとのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- (8) その他上記に付随する業務

3 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人データを第三者に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(当社代理店を含む)へ委託する場合
- (3) 再保険の手続きをする場合
- (4) ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (5) その他法令に根拠がある場合

業務を外部に委託する場合や再保険の手続きをする場合、提供先が外国となる場合がありますが、法令等に従い、適切に対応いたします。

当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項について確認・記録します。

4 個人データの海外提供について

当社では、保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に再保険を行う場合があります。ただし、ご契約の申込時点では最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、個人データの提供先を特定できません。

外国の再保険会社が存在する国名、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該事業者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報については、保険契約締結後にご照会いただくことが可能です。

5 個人データの共同利用

当社では、保険制度が健全に運営され、保険金等の支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」等(各制度の詳細および共同利用する者の範囲等法定開示事項につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページをご確認ください。)に基づき、他の生命保険会社等との保険契約等に関する所定の情報を共同利用しております。

また、グループ内の内部統制・経営管理を目的として、お客さまのご契約情報等の個人データを共同利用させていただく場合があります。

6 センシティブ情報のお取扱い

要配慮個人情報ならびに保健医療等に関する個人情報(機微(センシティブ)情報)については、保険業法施行規則および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

7 安全管理措置

当社は、お客さまご本人の個人データを正確かつ最新の内容に維持し、保護するため、法令等に基づく組織的、技術的、物理的、人的な各安全管理措置を実施しています。

8 保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求

当社は、保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応いたします。これらの具体的な請求手続きについては、以下の<お問い合わせ窓口>までご連絡ください。

9 特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)のお取扱い

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

次の事項につきましては、当社ホームページ(fwdlife.co.jp)のプライバシーポリシーをご確認ください。

- (1) 個人データの安全管理措置に関する情報
- (2) 個人データの海外提供に関する情報(国名や制度等)
- (3) 個人データを共同利用するグループ会社の範囲
- (4) 当社における特定個人情報の利用の範囲(利用目的)等、取扱いの詳細

個人情報・特定個人情報のお取扱いに関するご質問につきましては、右記の「総合サービスセンター」までお問い合わせください。

<お問い合わせ窓口>
総合サービスセンター
0120-211-901(通話料無料)
 月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00

3 ご契約内容等の確認制度について

1. 給付金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご請求内容等について、当社の社員または当社で委託した者が訪問または電話により確認させていただく場合があります。事実の確認にあたりましては、お客さまのプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取扱いさせていただきますのでご協力をお願いします。
2. 事実の確認に際し、ご契約者、被保険者または受取人が当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等を支払いません。また、保険料のお払込みを免除しません。

4 保険証券のご確認について

1. ご契約を更新されますと、保険証券をご契約者にお送りしますので、更新にあたってご希望された内容と相違していないかどうかもう一度よくお確かめください。
2. 万一、内容が相違していたり、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。



総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間：月 - 金 9:00-18:00 (祝日・年末年始を除く)

Ⅱ 保険の特長としくみについて

5 無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)の特長としくみ

(1)特長

1 病気やケガによる入院時にまとまった金額が受け取れる一時金給付タイプの医療保険です。

2 保険期間は、終身タイプと有期タイプの2種類があります。

1. 終身タイプの場合は、一生涯にわたって医療保障が続きます。
2. 有期タイプの場合は、保険期間満了の日の翌日に健康状態にかかわらず所定の範囲内で自動的に契約を更新することができます。

3 短期払で保険料払込期間満了後に死亡した場合は、死亡給付金があります。

- *短期払とは、保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。
- *詳細については『**⑥** **1** 給付金のお支払い』をご参照ください。

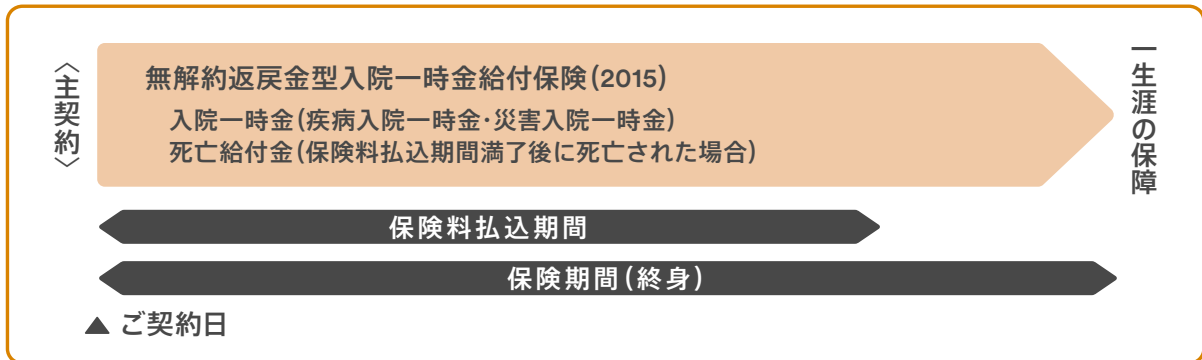
4 短期払で保険料払込期間満了後に解約した場合は、解約返戻金があります。

- *短期払とは、保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。
- *詳細については『**②** ご契約の解約と解約返戻金』をご参照ください。

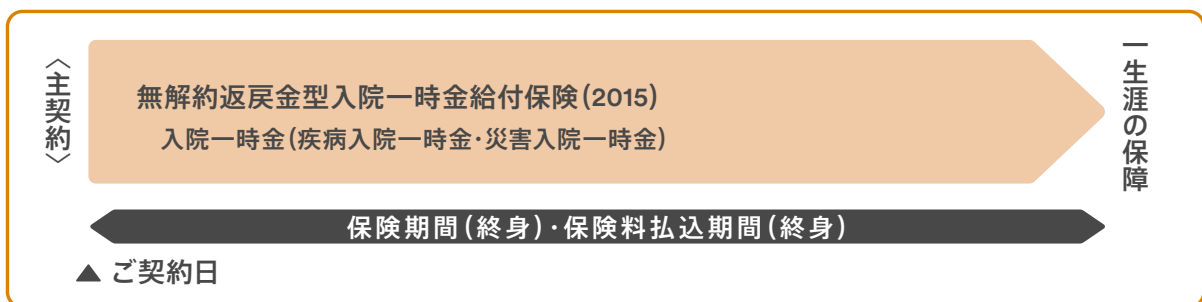
5 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより割安な保険料になっています。

(2)しくみ

終身タイプ(短期払)の場合



終身タイプ(全期払)の場合



有期タイプ(全期払)の場合



* 短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいい、全期払とは保険料払込期間と保険期間が同じものをいいます。

6 主契約の給付金のお支払いと保険料払込みの免除

1 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
疾病入院一時金	保険期間中に次のすべてを満たす入院(※1)をしたとき (1)責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること (2)疾病の治療を目的とすること(※2) (3)入院日数が1日以上であること (4)病院または診療所における入院であること	入院1回(※5)につき 【入院日数が2日以上の場合】 入院一時金額 【入院日数が1日の場合】 入院一時金額×50%	被保険者
災害入院一時金	保険期間中に次のすべてを満たす入院(※1)をしたとき (1)責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故(※3)を直接の原因とする入院であること (2)傷害の治療を目的とすること (3)所定の不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4)同一の不慮の事故による入院日数が1日以上であること (5)病院または診療所における入院であること	入院1回(※5)につき 【入院日数が2日以上の場合】 入院一時金額 【入院日数が1日の場合】 入院一時金額×50%	
死亡給付金(※4)	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	入院一時金額と同額	死亡給付金受取人

(※1)「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療に専念することをいいます。また、「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無等をもとにして判断します。

(※2)次のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなします。

- ①責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ②責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- ③責任開始期以後に開始した異常分娩(*)のための入院
(*)「異常分娩」については、巻末の『別表10 異常分娩』をご参照ください。
- ④骨髓幹細胞の採取術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を直接の目的とする入院。ただし、責任開始日から起算して1年経過した日以後の入院に限ります。

(※3)「所定の不慮の事故」については、巻末の『別表1 対象となる不慮の事故』をご参照ください。

(※4) ご契約が短期払(*)の場合に限ります。

	死亡給付金
全期払	保険期間を通じて死亡給付金はありません。
短期払	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料払込期間中の死亡 : 死亡給付金はありません。 ・ 保険料払込期間満了後の死亡 : 入院一時金額と同額をお支払いします。

(*)「短期払」とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいい、「全期払」とは保険料払込期間と保険期間が同じ期間のものをいいます。

(※5) 入院を2回以上された場合でも、その入院の直接の原因となった疾病(災害の場合は所定の不慮の事故)が同一かまたは医学上重要な関係のある疾病(病名が異なる場合であっても、医学上重要な関係にある一連の疾病をいいます。)であると当社が認めたときで、最終の入院を開始した日(災害の場合はその事故の日)から起算して180日以内に次の入院を開始された場合は、1回の入院とみなします。

●支払限度回数について

1. 疾病入院一時金および災害入院一時金の支払限度回数は、それぞれ(更新がある場合は更新前後の)保険期間を通算して50回とします。

2. 所定の7大生活習慣病(がん(悪性新生物・上皮内新生物)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・腎疾患・肝疾患)(※)の治療を直接の目的として入院をされた場合、疾病入院一時金の支払限度に含めず、支払回数無制限で疾病入院一時金をお支払いします。

(※)「所定の7大生活習慣病」については、巻末の『別表22 7大生活習慣病』をご参照ください。

 **ご注意**

被保険者が亡くなられたときにご契約は消滅します。この場合、ご契約者またはその承継人は、当社へ通知してください。なお、保険料払込期間中に被保険者が亡くなられた場合、死亡給付金のお支払いはなく、また、解約返戻金およびその他の返戻金の払戻しありません。

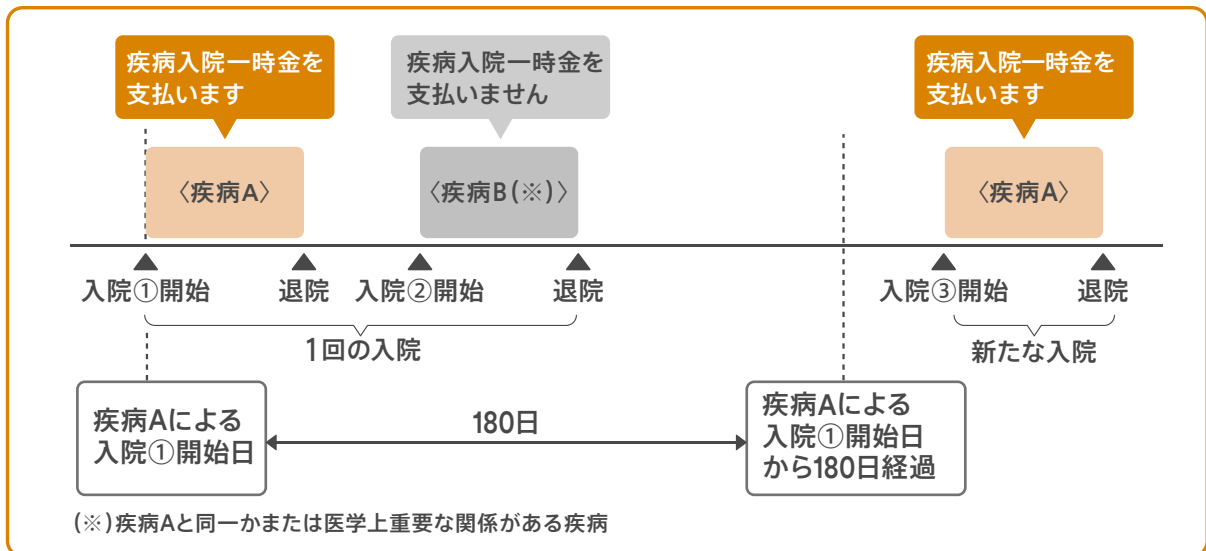
2 お支払例

1. 複数回の入院をした場合

(1) 180日以内の再入院を1回の入院とみなす例

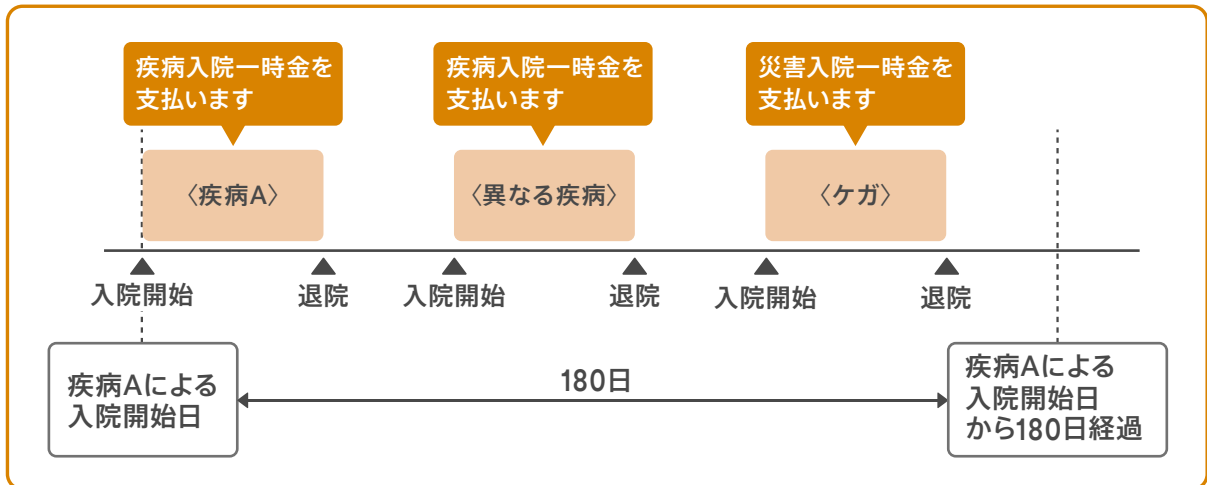
＜疾病A＞による入院を開始した日から起算して180日以内に、＜疾病A＞と同一かまたは医学上重要な関係のある＜疾病B＞(病名が異なる場合であっても、医学上重要な関係にある一連の疾病をいいます。)による入院を開始された場合、＜疾病A＞による入院と＜疾病B＞による入院は1回の入院とみなして、＜疾病B＞による入院に対しては疾病入院一時金を支払いません。

ただし、＜疾病A＞による入院を開始した日から起算して180日を経過して開始した入院については、＜疾病A＞と同一かまたは医学上重要な関係のある疾病による入院であっても、新たな入院として疾病入院一時金を支払います。



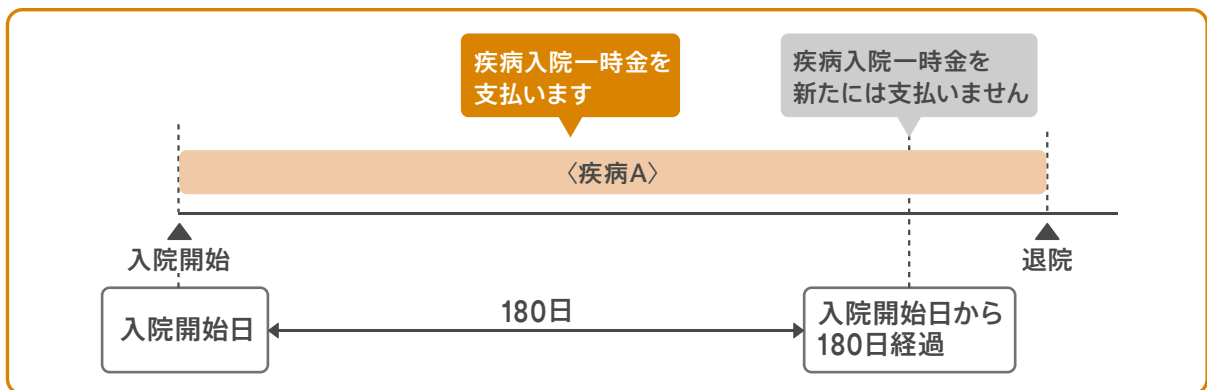
(2) 180日以内の再入院であっても複数回お支払いする例

＜疾病A＞による入院を開始した日から起算して180日以内の再入院であっても、＜異なる疾病＞による入院または災害入院一時金の支払われる＜ケガ＞による入院は、それぞれ新たな1回の入院として、疾病入院一時金または災害入院一時金を支払います。



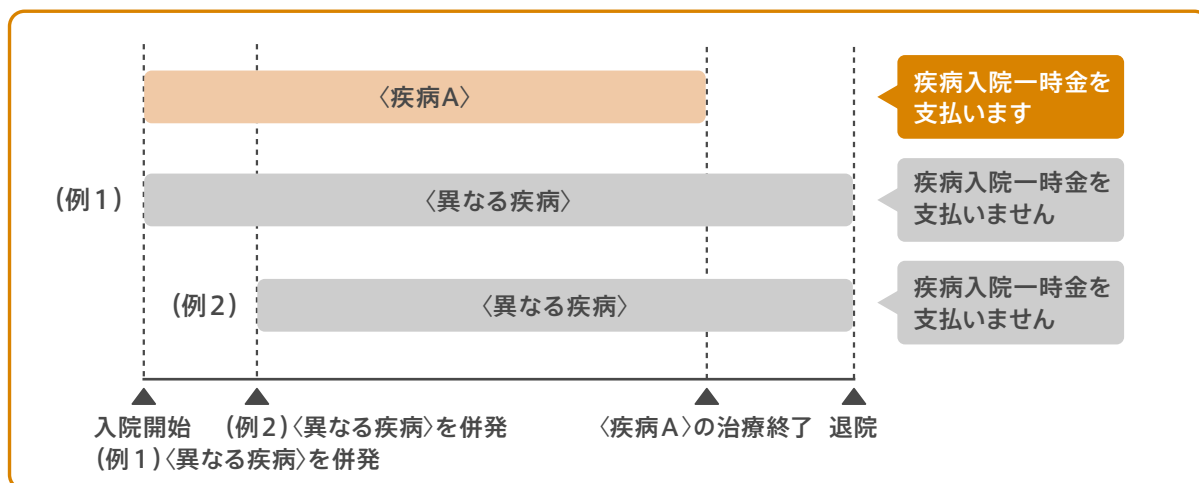
【ご参考】 180日をこえて継続する入院をした場合

＜疾病A＞による入院が1度も退院することなく、入院を開始した日から起算して180日をこえて継続した場合、疾病入院一時金を新たには支払いません。



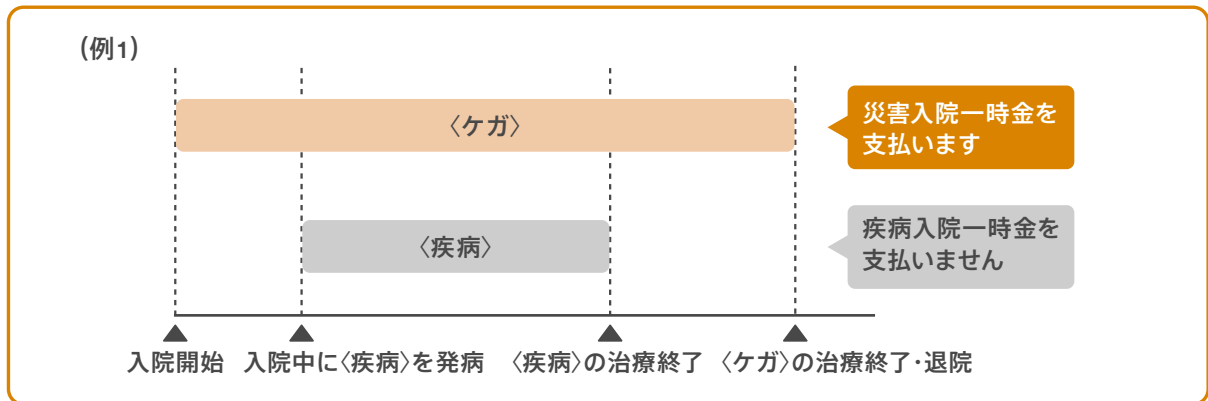
2. 疾病が重複している場合

＜疾病A＞による入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合(例1)、またはその＜疾病A＞の入院中に異なる疾病を併発した場合(例2)は、＜疾病A＞の治療により継続して入院したものとみなし、疾病入院一時金を重複しては支払いません。

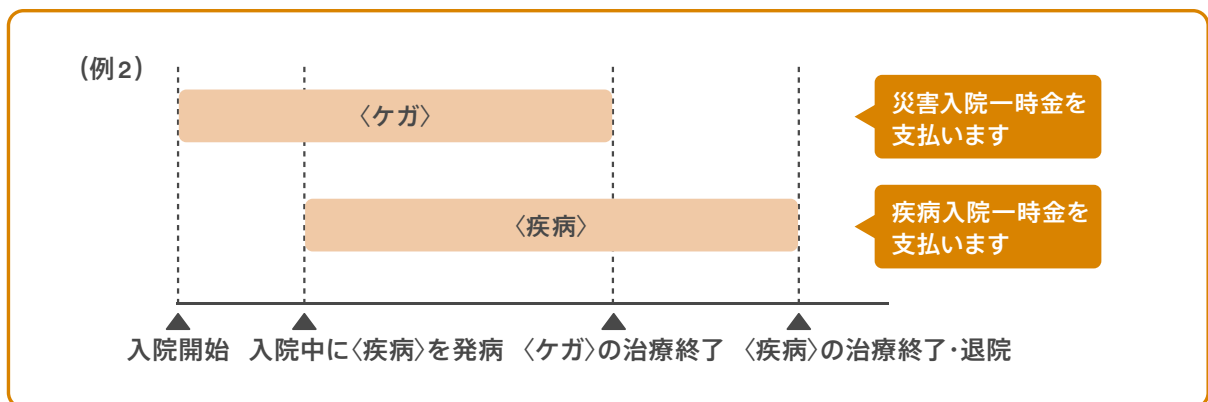


3. 疾病入院一時金と災害入院一時金の支払われる入院が重複している場合

災害入院一時金の支払われる〈ケガ〉による入院中に、〈疾病〉を発病し、その〈疾病〉の治療も受けた場合、災害入院一時金と疾病入院一時金を重複しては支払いません(例1)。



ただし、災害入院一時金の支払われる〈ケガ〉による入院において、〈ケガ〉の治療が終了した日の翌日に〈疾病〉の治療により、継続して入院していたときは、〈疾病〉による入院を別の入院とみなし、〈ケガ〉による入院に対してお支払いする災害入院一時金とは別に、〈疾病〉による入院に対して疾病入院一時金を支払います(例2)。

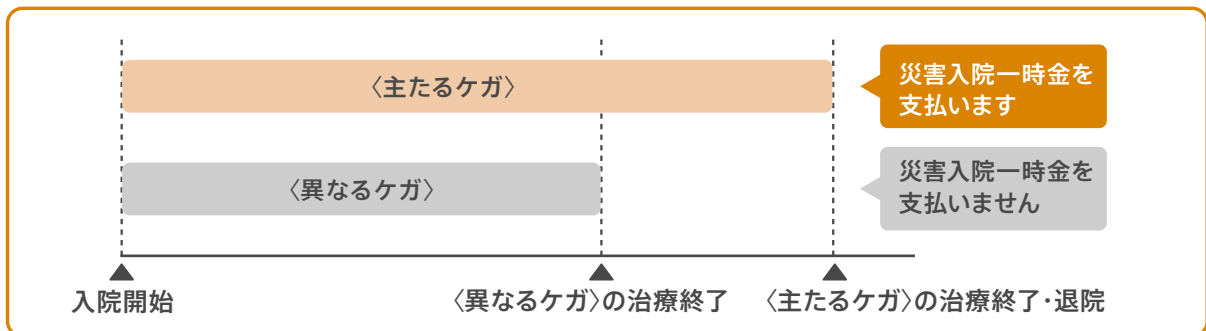


※(例1)、(例2)とも〈疾病〉の治療による入院中に〈ケガ〉をした場合も、同様の取り扱いとなります。

4. 2以上のケガにより入院した場合

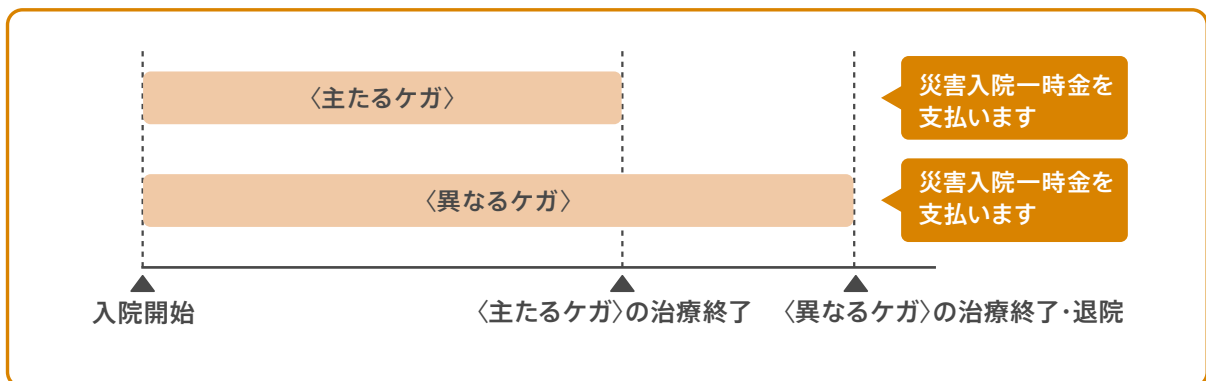
(1) 「主たるケガ」の治療の終了により退院した場合

2以上の所定の不慮の事故を原因とするケガで入院をした場合で、入院開始の直接の原因となった<主たるケガ>の治療が終了する前に、<主たるケガ>以外のケガ(以下、<異なるケガ>といいます。)の治療が終了したときは、<異なるケガ>による入院に対し、災害入院一時金を重複しては支払いません。



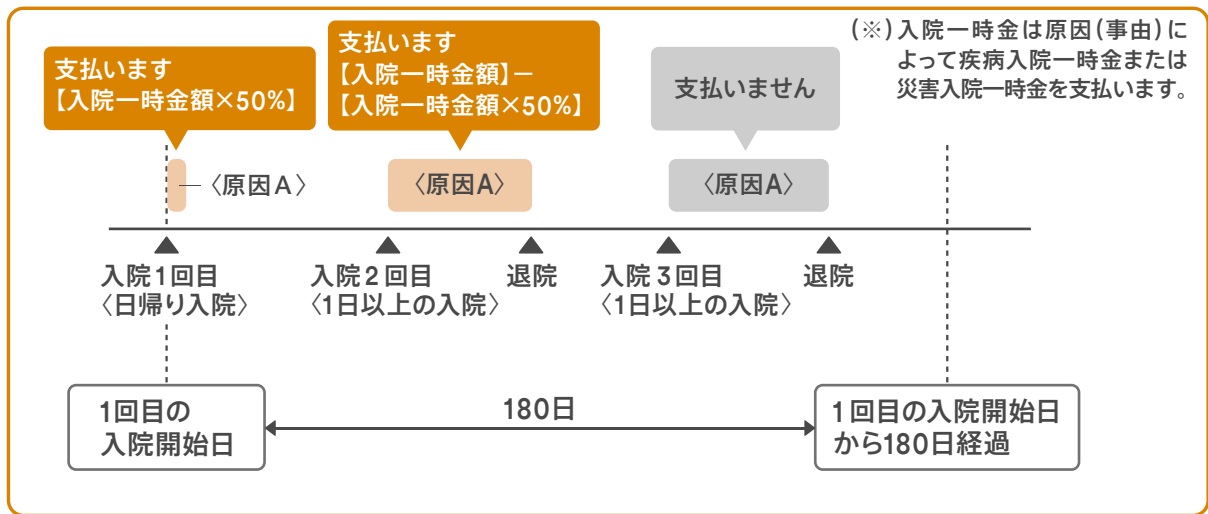
(2) 「異なるケガ」の治療の終了により退院した場合

2以上の所定の不慮の事故を原因とするケガの入院において、入院開始の直接の原因となった<主たるケガ>の治療が終了した日の翌日に、<異なるケガ>の治療により、継続して入院をしていたときは、<主たるケガ>による入院と<異なるケガ>による入院は別の入院とみなして、<主たるケガ>による入院に対してお支払いする災害入院一時金とは別に、<異なるケガ>に対して災害入院一時金をお支払いします。



5. 日帰り入院後に同一の原因で180日以内に再入院をした場合

日帰り入院(1日入院)によって疾病入院一時金または災害入院一時金(以下、入院一時金といいます。)をお支払いした後、その入院を開始した日から起算して180日以内に、同一の原因で入院日数が1日以上となる再入院をした場合、2回目の入院に対してお支払いする入院一時金は、最初の入院でお支払いした入院一時金の額を差し引いてお支払いします。ただし、さらに同一の原因によって180日以内に再入院をした場合、入院一時金は支払いません。



II
く 保
み の 特
に つ 長
つ い と
し て し

3 保険料払込みの免除

次の状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。

- (1) 責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態(※1)になったとき
- (2) 責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故(※2)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態(※3)になったとき

(※1) 「所定の高度障害状態」については、巻末の『別表2 対象となる高度障害状態』をご参照ください。

(※2) 「所定の不慮の事故」については、巻末の『別表1 対象となる不慮の事故』をご参照ください。

(※3) 「所定の身体障害の状態」については、巻末の『別表3 対象となる身体障害の状態』をご参照ください。



ご注意

- 主契約の保険料のお払込みが免除される場合には、付加されている特約・特則の保険料のお払込みも同時に免除されます。
- 保険料のお払込みが免除された後は、「減額」等の保障内容の変更はできません。「住所変更、契約者変更、改姓・改名、法人商号変更等の名義訂正、受取人変更」等の契約情報の変更は可能です。
- 疾病により所定の身体障害の状態に該当したときは、保険料のお払込みは免除されません。

7 付加できる特約・特則について

(1)入院保障特約(2015)

1 特長

病気やケガで入院された場合に、給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
疾病入院給付金	この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院(※1)をしたとき (1)この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること (2)疾病の治療を目的とすること(※2) (3)入院日数が1日以上であること (4)病院または診療所における入院であること	入院1回(※4)につき 入院給付金日額 ×入院日数	主契約の 入院一時 金受取人
災害入院給付金	この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院(※1)をしたとき (1)この特約の責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故(※3)を直接の原因とする入院であること (2)傷害の治療を目的とすること (3)所定の不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4)同一の不慮の事故による入院日数が1日以上であること (5)病院または診療所における入院であること	入院1回(※4)につき 入院給付金日額 ×入院日数	

(※1)「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療に専念することをいいます。また、「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無等をもとにして判断します。

(※2)次のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなします。

- ①責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ②責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- ③責任開始期以後に開始した異常分娩(*)のための入院

(*)「異常分娩」については、巻末の『別表10 異常分娩』をご参照ください。

II 保険の特長としくみについて

- ④骨髄幹細胞の採取術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を直接の目的とする入院。ただし、責任開始日から起算して1年経過した日以後の入院に限ります。

(※3)「所定の不慮の事故」については、巻末の『別表1 対象となる不慮の事故』をご参照ください。

(※4)入院を2回以上された場合でも、その入院の直接の原因となった疾病(災害の場合は所定の不慮の事故)が同一かまたは医学上重要な関係のある疾病(病名が異なる場合であっても、医学上重要な関係にある一連の疾病をいいます。)であると当社が認めたときで、最終の入院の退院日の翌日(災害の場合はその事故の日)から起算して180日以内に次の入院を開始された場合は、1回の入院とみなします。

●支払限度日数について

疾病入院給付金、災害入院給付金それぞれの支払限度日数は以下のとおりです。

給付金の種類	1回の入院につき	通算
疾病入院給付金	60日	1,095日
災害入院給付金	60日	1,095日

(注)更新がある場合は、更新前後の保険期間を通算します。

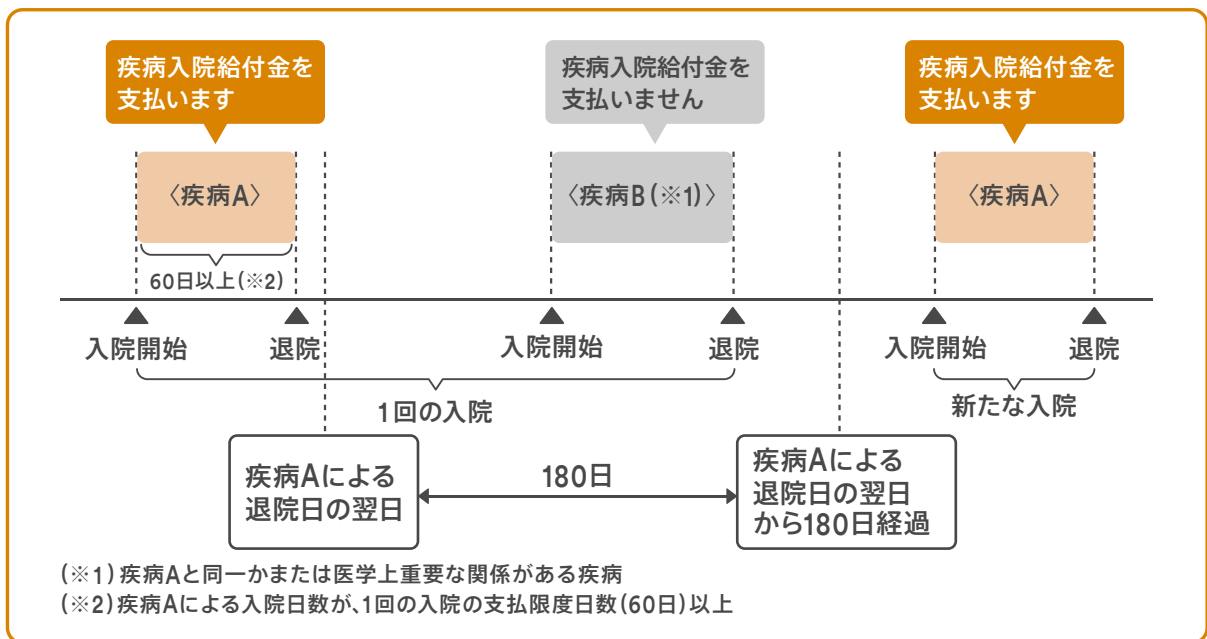
3 お支払例

複数回の入院をした場合

(1) 180日以内の再入院を1回の入院とみなす例

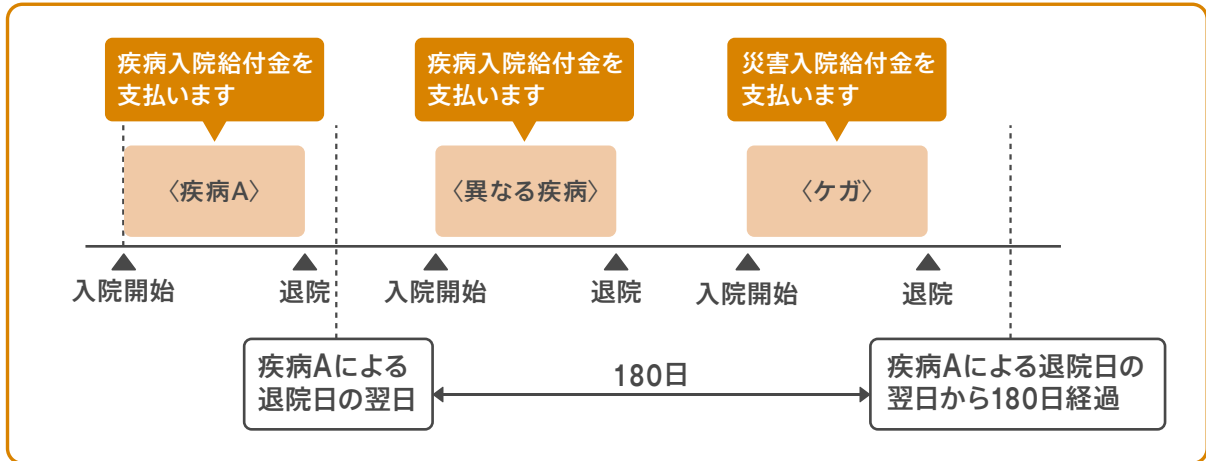
＜疾病A＞の退院日の翌日から起算して180日以内に、＜疾病A＞と同一かまたは医学上重要な関係のある＜疾病B＞(病名が異なる場合であっても、医学上重要な関係にある一連の疾病をいいます。)による入院を開始された場合、＜疾病A＞による入院と＜疾病B＞による入院は1回の入院とみなして、＜疾病B＞による入院に対しては疾病入院給付金を支払いません。

ただし、＜疾病A＞の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、＜疾病A＞と同一かまたは医学上重要な関係のある疾病による入院であっても、新たな入院として疾病入院給付金を支払います。



(2) 180日以内の再入院であっても複数回お支払いする例

＜疾病A＞の退院日の翌日から起算して180日以内の再入院であっても、＜異なる疾病＞による入院または災害入院給付金の支払われる＜ケガ＞による入院は、それぞれ新たな1回の入院として、疾病入院給付金または災害入院給付金を支払います。



4 7大生活習慣病無制限特則

所定の7大生活習慣病(がん(悪性新生物・上皮内新生物)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・腎疾患・肝疾患)(※)の治療を直接の目的として入院をされた場合、疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数および通算支払限度日数に含めず、支払日数無制限で疾病入院給付金をお支払いします。

(※)「所定の7大生活習慣病」については、巻末の『別表22 7大生活習慣病』をご参照ください。

⚠️ ご注意

- この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 疾病入院給付金および災害入院給付金のお支払いがいずれも通算支払限度日数に達した場合、この特約は消滅したものとみなします。ただし、「7大生活習慣病無制限特則」が付加されている場合を除きます。

(2)手術総合保障特約(2015)

1 特長

病気やケガにより、所定の手術を受けられた場合、所定の放射線治療を受けられた場合、および骨髄移植術や骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合に、給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
手術給付金	<p>この特約の保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>(1)この特約の責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること</p> <p>①疾病</p> <p>②所定の不慮の事故(※1)による傷害</p> <p>③所定の不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(2)疾病または傷害の治療を直接の目的とすること</p> <p>(3)次のいずれかに該当する手術であること</p> <p>①公的医療保険制度(※2)において保険給付の対象となる医科診療報酬点数表(※2)に手術料の算定対象として定められている診療行為(歯科診療報酬点数表(※2)に手術料の算定対象として定められている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として定められている診療行為を含みます)。ただし、次に該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理</p> <p>イ. 皮膚切開術</p> <p>ウ. デブリードマン</p> <p>エ. 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術</p> <p>オ. 抜歯手術</p> <p>②先進医療に該当する診療行為(診断および検査を目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます)。</p> <p>(4)病院または診療所における手術であること</p>	<p>手術1回につき(※3~5)</p> <p>【入院中の手術】 手術日現在の手術給付金額</p> <p>【入院中以外の手術】 手術日現在の手術給付金額 ×25%</p>	主契約の入院一時金受取人

II 保険の特長としくみについて

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
放射線治療給付金	<p>この特約の保険期間中に次のすべてを満たす放射線治療を受けたとき</p> <p>(1)この特約の責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする放射線治療であること</p> <p>①疾病 ②所定の不慮の事故による傷害 ③所定の不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(2)疾病または傷害の治療を直接の目的とすること</p> <p>(3)次のいずれかに該当する放射線治療(※6)であること</p> <p>①公的医療保険制度(※2)において保険給付の対象となる医科診療報酬点数表(※2)に放射線治療料の算定対象として定められている診療行為。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為。</p> <p>(4)病院または診療所における放射線治療であること</p>	<p>放射線治療1回につき</p> <p>放射線治療を受けた日現在の手術給付金額 ×25%</p>	主契約の入院一時金受取人
骨髄給付金	<p>この特約の保険期間中に次のいずれかの手術を受けたとき</p> <p>(1)次のすべてを満たす骨髄移植術(※7)を受けたとき</p> <p>①この特約の責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする骨髄移植術であること</p> <p>ア. 疾病 イ. 所定の不慮の事故による傷害 ウ. 所定の不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>②医科診療報酬点数表(※2)によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること</p> <p>③病院または診療所における手術であること</p> <p>(2)次のすべてを満たす骨髄幹細胞の採取術(※8)を受けたとき</p> <p>①この特約の責任開始日から起算して1年経過した日以後に受けた骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術であること</p> <p>②病院または診療所における手術であること</p>	<p>骨髄移植術および骨髄幹細胞の採取術それぞれ1回につき</p> <p>手術日現在の手術給付金額 ×25%</p>	

(※1)「所定の不慮の事故」については、巻末の『別表1 対象となる不慮の事故』をご参照ください。

(※2)「公的医療保険制度」、「医科診療報酬点数表」、「歯科診療報酬点数表」については、「手術総合保障特約条項(2015)第4条 備考3・4・5・6、第5条 備考2・3・4・5」をご参照ください。

(※3)被保険者が、時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合(たとえば、所定の不慮の事故による傷害により、外来で(入院せずに)手術を受け、同日に疾病で入院し手術を受けた場合等)には、それらの手術のうち手術給付金の金額の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

(※4)医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合で手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を複数回受けたときは、最初の手術を受けた日から14日間については、手術給付金の金額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。(手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。)

- (※5) 医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定される手術については、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。(手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。)
- (※6) 放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療を受けた日から起算して60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いしません。
- (※7) 「骨髄移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。
- (※8) 「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

3 お支払例

医科診療報酬点数表において手術料が1回のみ算定される手術を複数回受けた場合

■ 手術給付金額：20万円の場合

- ・ 入院中に受けた手術：手術給付金額
- ・ 入院中以外に受けた手術：手術給付金額×25%

手術給付金の金額の高いいずれか
1回の手術のみお支払いの対象です

14日以内

手術(※)1	手術(※)2	手術(※)3	手術(※)4
入院中	入院中以外	入院中以外	入院中
4月1日	4月10日	4月13日	4月20日
手術給付金 20万円	5万円	5万円	20万円
○お支払いの対象です	×お支払いの対象外です		○お支払いの対象です

- ・ 手術1、手術2および手術3は、手術1が行われた日から14日以内に行われているため、手術給付金の支払額が高いいずれか1回のみがお支払いの対象となります。
- ・ 手術4は、手術1が行われた日から14日経過後に行われているため、お支払いの対象となります。

(※) 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合で手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術

! ご注意

●手術給付金について

- (1)厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けた場合でも、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所以外で受けたときは、手術給付金の支払対象となりません。
- (2)レーザー屈折矯正手術(レーシック手術)は、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として記載されていないため、お支払いの対象となりません。
- (3)以下のような治療行為は、手術給付金の支払対象となりません。(巻末に記載の「資料作成日」現在)

区分	治療行為名(例)
輸血料(※)	輸血、造血幹細胞採取、造血幹細胞移植、術中術後自己血回収術
検査料	臓器穿刺 ^{せんし} 、組織採取
処置料	持続的胸腔ドレナージ、持続的腹腔ドレナージ、留置カテーテル設置、エタノールの局所注入
放射線治療料(※)	ガンマナイフによる定位放射線治療、直線加速器による放射線治療、全身照射、電磁波温熱療法、密封小線源治療

(※)医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として定められている骨髄移植、臍帯血移植については、骨髄給付金の支払対象となります。また、医科診療報酬点数表に放射線治療料として定められている上記の放射線治療については、放射線治療給付金の支払対象となります。

●公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更について

法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、当社は、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の手術給付金、放射線治療給付金、骨髄給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、支払事由を変更する日の2か月前までにご契約者宛に通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合は、変更日前に通知します。

●解約返戻金について

この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

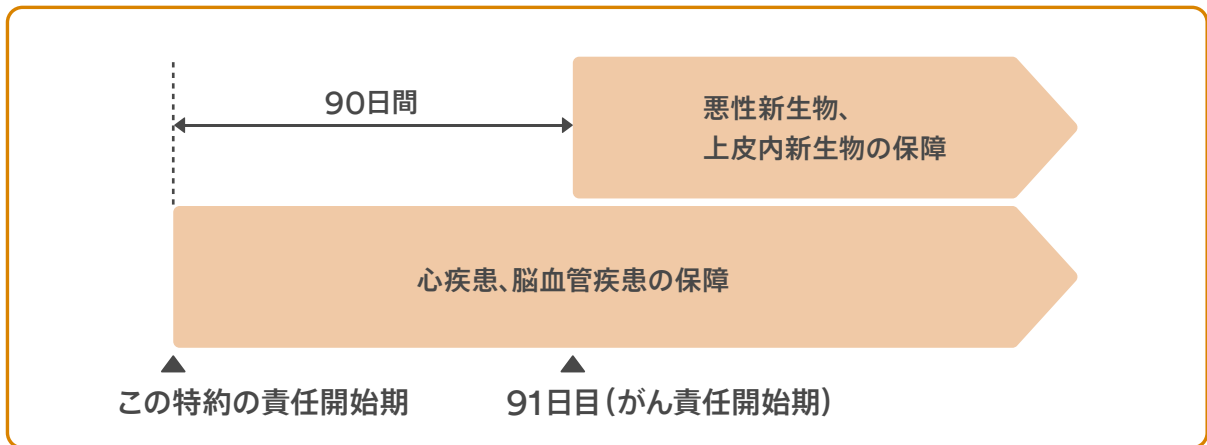
(3) 特定疾病一時金特約(2015)

1 特長

がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患および脳血管疾患により所定の支払事由に該当された場合に、給付金をお支払いします。

2 保障の開始(がん責任開始期)

悪性新生物、上皮内新生物については、この特約の責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日(がん責任開始期)から保障を開始します。



3 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
悪性新生物一時金	この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1)この特約の責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日(がん責任開始期)以後初めて悪性新生物(※1)と診断確定(※2)されたとき (2)前回の悪性新生物一時金の支払事由が生じた日から起算して2年を経過した日の翌日以後に、がん責任開始期以後の保険期間中に診断確定された悪性新生物の治療を直接の目的として病院または診療所において入院(※3)を開始したときまたは通院(※4)をしたとき(※5)	支払事由に該当した日現在の特定疾病一時金額	主契約の入院一時金受取人

II 保険の特長としくみについて

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
心疾患一時金	<p>この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>① この特約の責任開始期以後に発病した心疾患(※6)を直接の原因とする手術であること</p> <p>② 心疾患の治療を直接の目的とすること</p> <p>③ 病院または診療所における手術であること</p> <p>④ 開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管・バスケットカテーテル手術のいずれかに該当する手術(※7)を受けたこと</p> <p>(2) 次の条件のすべてを満たす入院をしたとき(※8)</p> <p>① この特約の責任開始期以後に発病した心疾患を直接の原因とする入院であること</p> <p>② 心疾患の治療を目的とすること</p> <p>③ 入院日数が継続して15日に達すること</p> <p>④ 病院または診療所における入院であること</p>	支払事由に該当した日現在の特定疾病一時金額	主契約の入院一時金受取人
脳血管疾患一時金	<p>この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>① この特約の責任開始期以後に発病した脳血管疾患(※6)を直接の原因とする手術であること</p> <p>② 脳血管疾患の治療を直接の目的とすること</p> <p>③ 病院または診療所における手術であること</p> <p>④ 開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管・バスケットカテーテル手術のいずれかに該当する手術(※7)を受けたこと</p> <p>(2) 次の条件のすべてを満たす入院をしたとき(※8)</p> <p>① この特約の責任開始期以後に発病した脳血管疾患を直接の原因とする入院であること</p> <p>② 脳血管疾患の治療を目的とすること</p> <p>③ 入院日数が継続して15日に達すること</p> <p>④ 病院または診療所における入院であること</p>		
上皮内新生物一時金	<p>この特約のがん責任開始期以後のこの特約の保険期間中に上皮内新生物(※9)と診断確定(※2)されたとき(※10)</p>	支払事由に該当した日現在の特定疾病一時金額 ×50%	

(※1)「悪性新生物」については、巻末の『別表18 対象となる悪性新生物』をご参照ください。

(※2)がん(悪性新生物・上皮内新生物)の診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師(日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。)の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。(注)

(注)他の所見による診断確定とは、細胞診検査による所見、臨床検査(血液、X線、CT、MRI、超音波、内視鏡等の検査)による所見(身体検査による理学所見を除きます)、手術所見の全部またはいずれかによる診断確定を指します。これらの所見による診断確定を認める場合は、「悪性新生物の全身転移等の末期症状で手術をしない場合」、「脳腫瘍等で手術をしない場合」や「手術での病理組織検査は可能だが手術を行うことが最善の治療方法とはいえない

いと医師が判断し、その判断について一般的な医療方針で妥当と認められる場合(肝細胞癌等で切除手術や生検等を行うことでがん細胞を播種させるリスクが高い)等の状況であるために病理組織学的所見(生検)を得る可能性がない場合で、かつ、他の所見にて悪性新生物と診断確定されている、もしくは確定することが可能な場合となります。よって、一般的に病理組織学的検査を実施することが可能な状態であるにもかかわらず、治療方針の選択など被保険者の事情や都合により検査・手術を延期・拒否し、病理組織学的検査ができない場合や手術の予定がある場合には、その他の所見による診断確定は認められません。

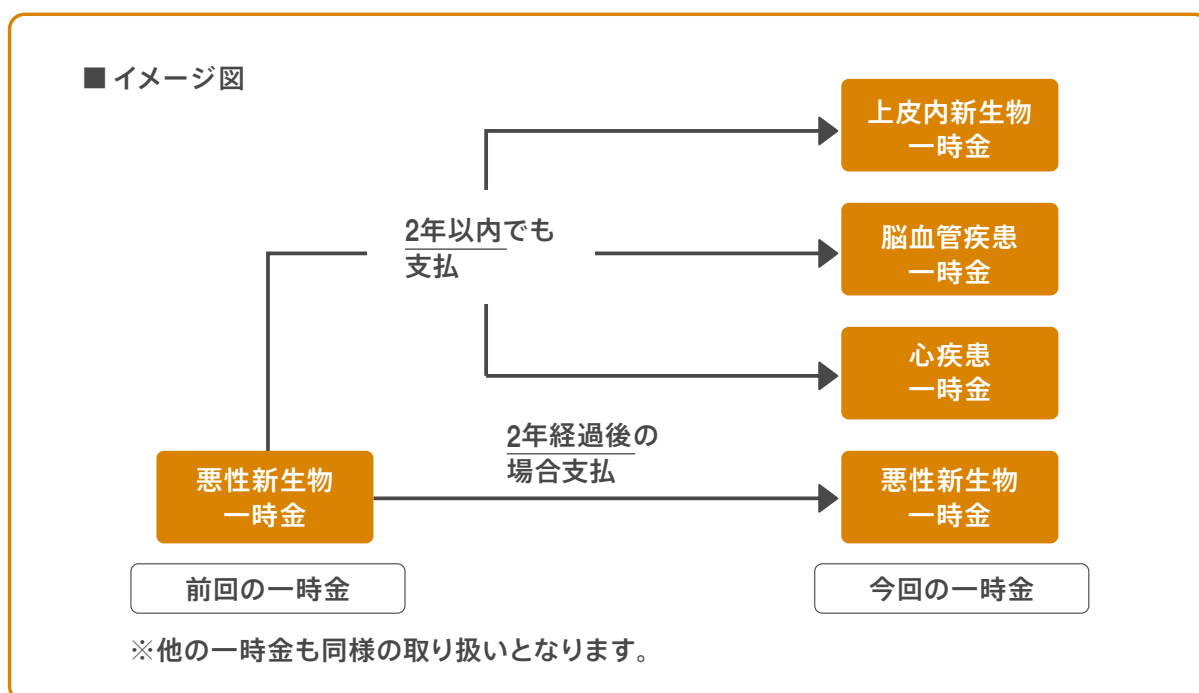
- (※3)「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- (※4)「通院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、病院または診療所(患者が入院するための施設を有しないものを含み、往診を含みます。)において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいい、「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受け取りのみの通院は該当しません。
- (※5)前回の悪性新生物一時金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日(保険期間中に限ります。)に、診断確定された悪性新生物の治療を直接の目的として入院している場合は、その日に入院を開始したものとみなして悪性新生物一時金を支払います。
- (※6)「心疾患」および「脳血管疾患」については、巻末の『別表23 対象となる心疾患、脳血管疾患』をご参照ください。
- (※7)「手術」については、巻末の『別表24 対象となる手術』をご参照ください。
- (※8)前回の心疾患一時金(脳血管疾患一時金)の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日(保険期間中に限ります。)に、心疾患(脳血管疾患)の治療を直接の目的として入院を15日以上継続している場合は、その日にその入院日数が継続して15日に達したものとみなして心疾患一時金(脳血管疾患一時金)を支払います。
- (※9)「上皮内新生物」については、巻末の『別表21 対象となる上皮内新生物』をご参照ください。
- (※10)前回の上皮内新生物一時金の支払事由に該当した日から起算して2年以内に上皮内新生物一時金の支払事由が新たに該当した後、次のいずれかに該当した場合は、該当したその日に新たな上皮内新生物一時金の支払事由に該当したものとみなして上皮内新生物一時金を支払います。
 - (1)前回の上皮内新生物一時金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日(保険期間中に限ります。)に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした病院または診療所における入院をしているとき
 - (2)前回の上皮内新生物一時金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした入院を開始したとき
 - (3)前回の上皮内新生物一時金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした通院をしたとき

●支払限度回数について

悪性新生物一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金、上皮内新生物一時金それぞれの通算支払限度回数は無制限です。(ただし、それぞれ2年に1回のお支払いを限度とします。)

4 お支払いの制限について

1. 悪性新生物一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金、上皮内新生物一時金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日以降に、再度、同種の一時金の支払事由に該当した場合は、その一時金をお支払いします。
2. 異なる種類の一時金のお支払いについては、それぞれの一時金の支払事由に該当した日からの期間に制限はありません。例えば、悪性新生物一時金の支払事由に該当した後、心疾患一時金の支払事由に該当した場合、その該当した日が悪性新生物一時金の支払事由に該当した日から起算して2年以内であっても心疾患一時金をお支払いします。



3. 上記2.にかかわらず、悪性新生物一時金と上皮内新生物一時金の支払事由に該当した場合、それぞれの一時金の支払事由の原因となった疾病が同一または医学上の因果関係があると当社が認めたときは悪性新生物一時金を支払い、上皮内新生物一時金は支払いません。なお、すでに上皮内新生物一時金を支払っている場合には、悪性新生物一時金から上皮内新生物一時金を差し引いた金額を、悪性新生物一時金として支払います。

! ご注意

- がん責任開始期前のがんの診断確定による無効について
 - (1)この特約のがん責任開始期の前日までに悪性新生物または上皮内新生物と診断確定されたためにこの特約の一時金が支払われない場合で、その診断確定の日から起算して6か月以内にご契約者からお申出があったときは、この特約を無効とします。
 - (2)無効とした場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はご契約者に払い戻します。
 - (3)6か月以内にお申出が無いときは、心疾患一時金および脳血管疾患一時金の保障のみ継続します。この場合でも、この特約の保険料は変わりません。
 - (4)告知義務違反・重大事由により解除される場合は、無効のお申出を行うことはできません。

- 解約返戻金について
この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

(4)継続入院一時金特約(2015)

1 特長

病気やケガで継続して30日以上入院された場合に、給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
疾病継続入院一時金	この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院(※1)をしたとき (1)この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること (2)疾病の治療を目的とすること(※2) (3)入院日数が、入院を開始した日から起算して継続して30日以上であること (4)病院または診療所における入院であること	入院1回(※4)につき、入院日数が入院を開始した日から起算して継続して30日経過するごとに、それぞれの入院日数に達した日現在の継続入院一時金額	主契約の入院一時金受取人
災害継続入院一時金	この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院(※1)をしたとき (1)この特約の責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故(※3)を直接の原因とする入院であること (2)傷害の治療を目的とすること (3)所定の不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4)同一の不慮の事故による入院日数が、入院を開始した日から起算して継続して30日以上であること (5)病院または診療所における入院であること	同一の不慮の事故による入院1回(※4)につき、入院日数が入院を開始した日から起算して継続して30日経過するごとに、それぞれの入院日数に達した日現在の継続入院一時金額	

II 保険の特長としくみについて

(※1)「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療に専念することをいいます。

(※2)次のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなします。

- ①責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故(※3)による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ②責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- ③責任開始期以後に開始した異常分娩(*)のための入院
(*)「異常分娩」については、巻末の『別表10 異常分娩』をご参照ください。
- ④骨髓幹細胞の採取術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます)を直接の目的とする入院。ただし、責任開始日から起算して1年経過した日以後の入院に限ります。

(※3)「所定の不慮の事故」については、巻末の『別表1 対象となる不慮の事故』をご参照ください。

(※4)入院を2回以上された場合でも、その入院の直接の原因となった疾病(災害の場合は所定の不慮の事故)が同一かまたは医学上重要な関係のある疾病(病名が異なる場合であっても、医学上重要な関係にある一連の疾病をいいます。)であると当社が認めたときで、最終の入院を開始した日(災害の場合はその事故の日)から起算して180日以内に次の入院を開始された場合は、1回の入院とみなします。

●支払限度回数について

1. 疾病継続入院一時金、災害継続入院一時金それぞれの支払限度回数は以下のとおりです。

給付金の種類	1回の入院につき	通算
疾病継続入院一時金	入院を開始した日から起算して30日経過ごとの支払いを2回	50回
災害継続入院一時金	入院を開始した日から起算して30日経過ごとの支払いを2回	50回

(注)更新がある場合は、更新前後の保険期間を通算します。

2. 入院を開始した日から起算して継続して30日に達するごとに、その日時点において所定の7大生活習慣病(がん(悪性新生物・上皮内新生物)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・腎疾患・肝疾患)(※)の治療を目的として入院していた場合、その入院に対する疾病継続入院一時金のお支払いは、疾病継続入院一時金の1回の入院の支払限度回数および通算支払限度回数には含めず、支払回数無制限で疾病継続入院一時金をお支払いします。

(※)「所定の7大生活習慣病」については、巻末の『別表22 7大生活習慣病』をご参照ください。



ご注意

この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

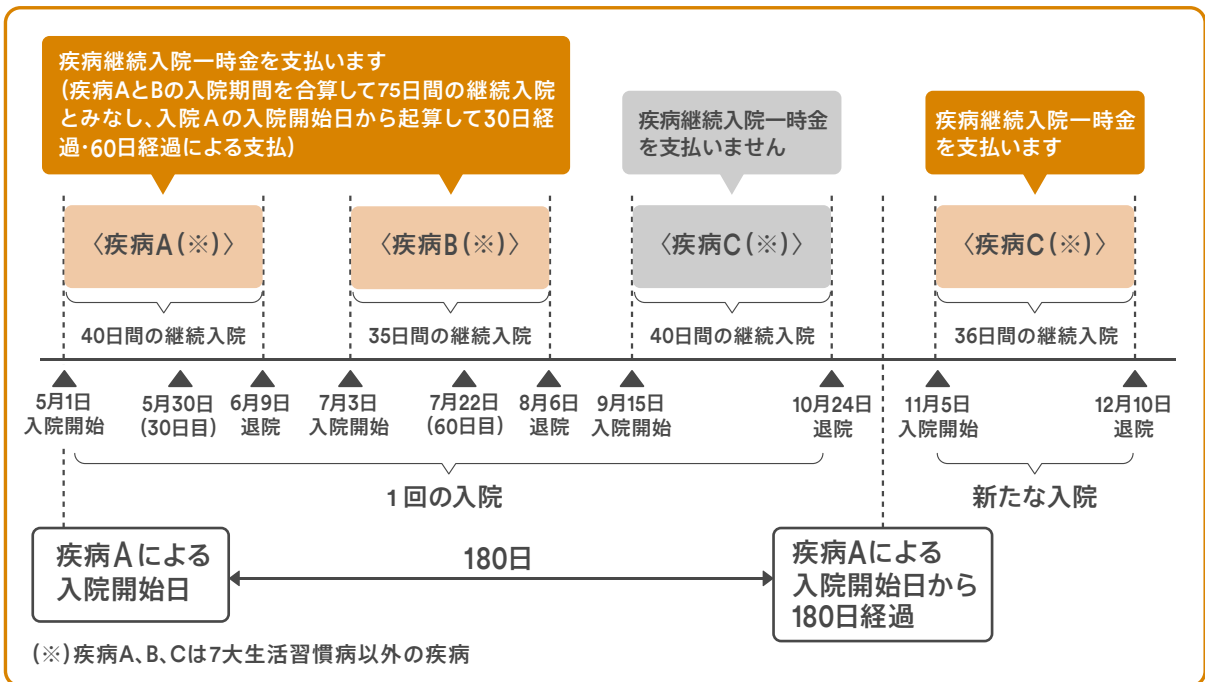
3 お支払例

1. 複数回の入院をした場合

(1) 180日以内の再入院を1回の入院とみなす例

＜疾病A＞による入院を開始した日から起算して180日以内に、＜疾病A＞と同一かまたは医学上重要な関係のある＜疾病B＞および＜疾病C＞(病名が異なる場合であっても、医学上重要な関係にある一連の疾病をいいます。)による入院を開始された場合、＜疾病A＞による入院、＜疾病B＞による入院および＜疾病C＞による入院は1回の入院とみなします。(＜疾病C＞による入院については、1回の入院の支払限度回数を超過しているため支払いません。)

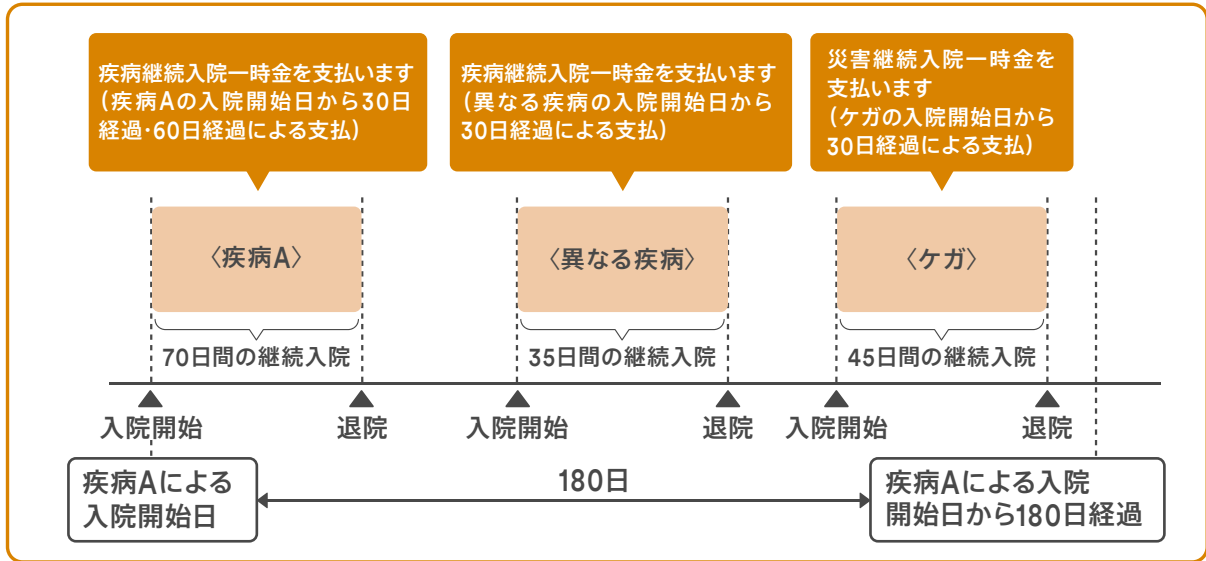
ただし、＜疾病A＞による入院を開始した日から起算して180日を経過して開始した入院については、＜疾病A＞と同一かまたは医学上重要な関係のある疾病による入院であっても、新たな入院として疾病継続入院一時金を支払います。



II 保険の特長としくみについて

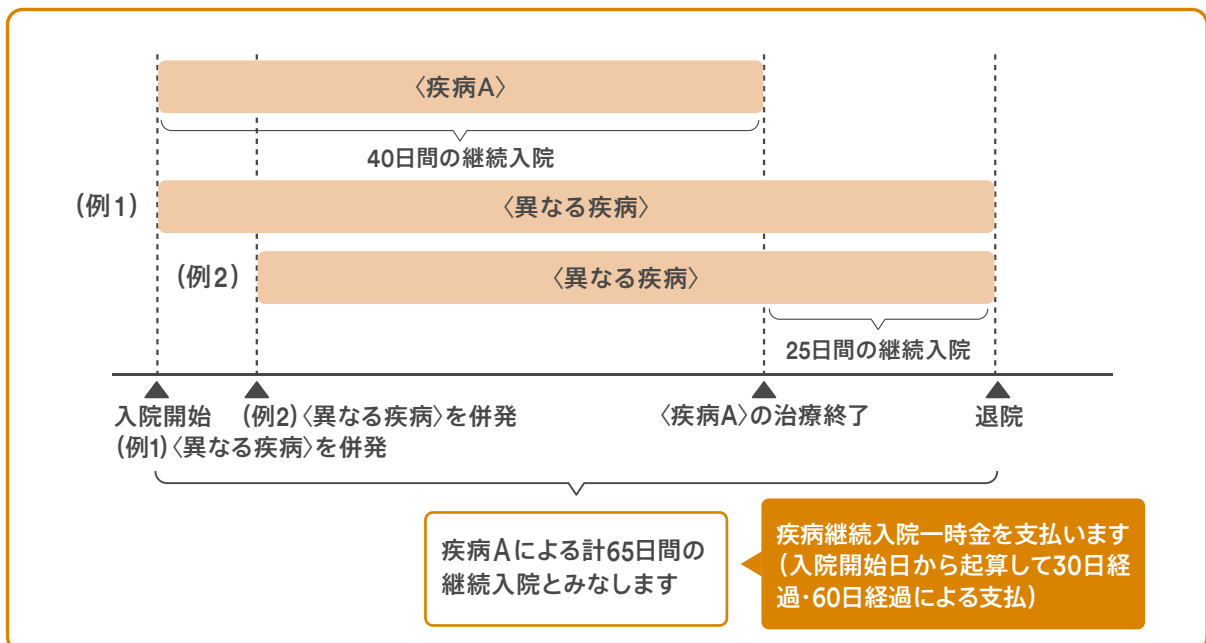
(2) 180日以内の再入院であっても複数回お支払いする例

＜疾病A＞による入院を開始した日から起算して180日以内の再入院であっても、異なる疾病による入院または災害継続入院一時金の支払われる＜ケガ＞による入院の場合は、それぞれ新たな1回の入院として疾病継続入院一時金または災害継続入院一時金を支払います。(ただし、入院日数が継続して30日に満たない場合はいずれもお支払いしません。)



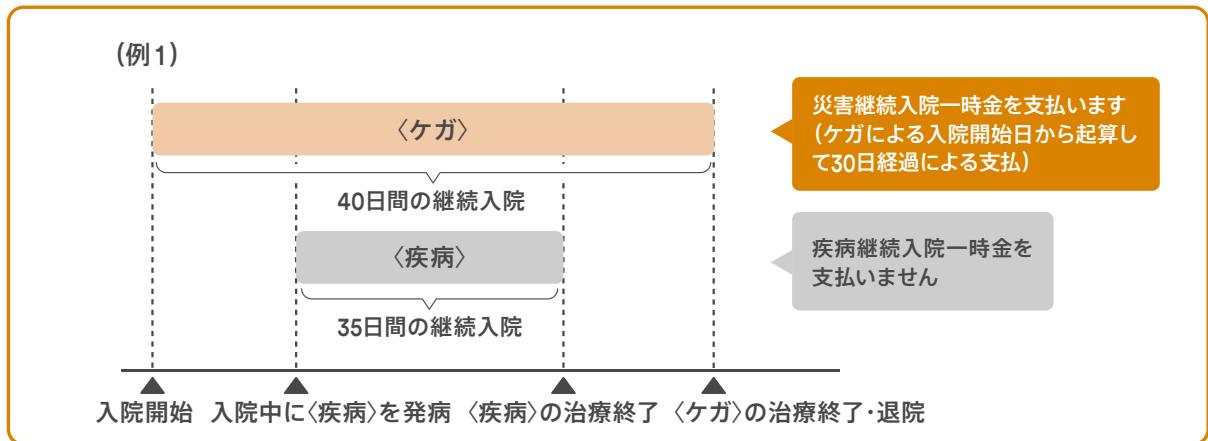
2. 疾病が重複している場合

＜疾病A＞の治療を直接の目的として入院を開始した時に、＜異なる疾病＞を併発していた場合(例1)、または＜疾病A＞の入院中に＜異なる疾病＞を併発した場合(例2)は、＜疾病A＞の治療により継続して入院したものとみなして疾病継続入院一時金を支払います。

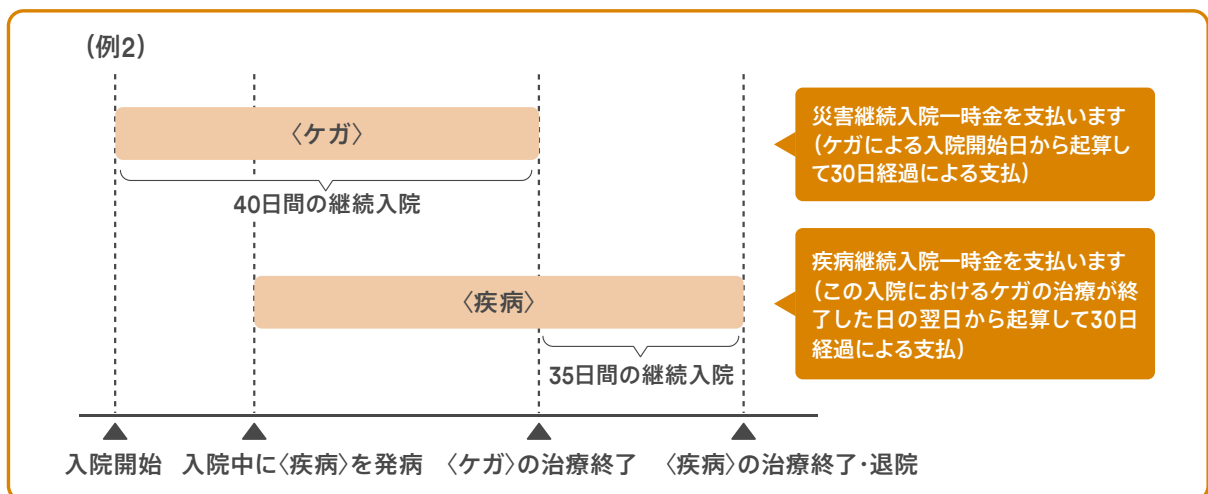


3. 疾病継続入院一時金と災害継続入院一時金の支払われる入院が重複している場合

災害継続入院一時金が支払われる〈ケガ〉による入院中に、〈疾病〉を発病した場合、災害継続入院一時金と疾病継続入院一時金を重複しては支払いません。(例1)



ただし、災害継続入院一時金が支払われる〈ケガ〉による入院において、〈ケガ〉の治療が終了した日の翌日を起算日として30日以上〈疾病〉の治療により、継続して入院していたときは、〈疾病〉による入院を別の入院とみなし、〈ケガ〉による継続入院に対してお支払いする災害継続入院一時金とは別に〈疾病〉による継続入院に対して疾病継続入院一時金を支払います(例2)。

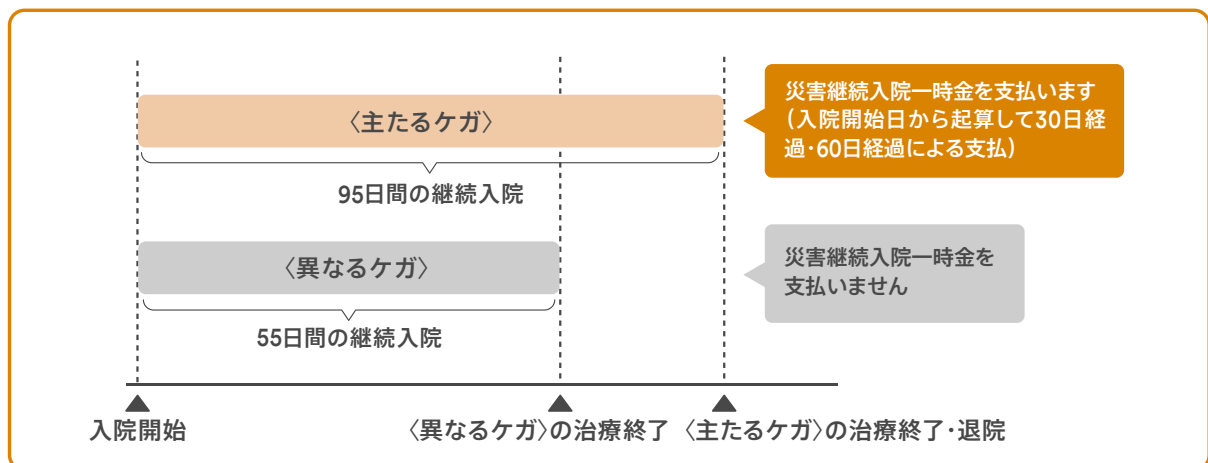


※(例1)、(例2)ともに、疾病継続入院一時金が支払われる〈疾病〉による入院中に〈ケガ〉をした場合も、同様の取り扱いとなります。

4. 2以上のケガにより入院した場合

(1) 「主たるケガ」の治療の終了により退院した場合

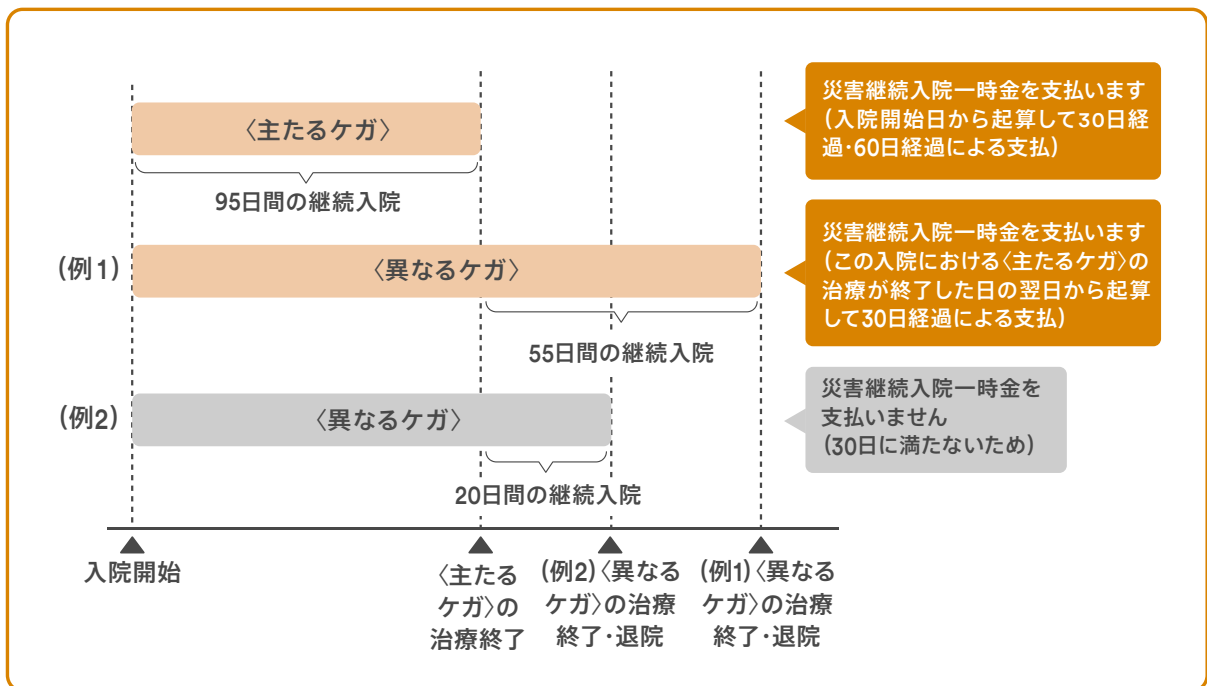
2以上の所定の不慮の事故を原因とするケガで入院をした場合で、入院開始の直接の原因となった〈主たるケガ〉の治療が終了する前に、〈主たるケガ〉以外のケガ(以下、〈異なるケガ〉といいます。)の治療が終了したときは、〈異なるケガ〉による入院に対し、災害継続入院一時金を重複しては支払いません。



(2) 「異なるケガ」の治療の終了により退院した場合

2以上の所定の不慮の事故を原因とするケガの入院において、入院開始の直接の原因となった〈主たるケガ〉の治療が終了した日の翌日を起算日として、〈異なるケガ〉の治療により、継続して30日以上入院をしていたときは、〈主たるケガ〉による入院と〈異なるケガ〉による入院は別の入院とみなして、〈主たるケガ〉による継続入院に対してお支払いする災害継続入院一時金とは別に、〈異なるケガ〉による継続入院に対して災害継続入院一時金をお支払いします。(例1)

ただし、この入院における〈異なるケガ〉による入院期間が〈主たるケガ〉の治療が終了した日の翌日から起算して継続して30日に満たない場合は、〈異なるケガ〉に対する災害継続入院一時金はお支払いしません(例2)。



(5) 指定難病一時金特約(2015)

1 特長

難病の患者に対する医療等に関する法律に定める指定難病を発病し、この法律に定める支給認定を受け医療受給者証を交付された場合に、給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
指定難病一時金	この特約の保険期間中に次のすべてに該当したとき (1)この特約の責任開始期以後に、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」といいます。)第5条第1項に規定する指定難病を発病したこと (2)上記(1)に規定する法律に定める支給認定を受けたこと(※)	指定難病一時金額	主契約の入院一時金受取人

(※)指定難病一時金の支払事由に該当した場合には、難病法に定める医療受給者証(*)の交付を受けることを要します。医療受給者証の交付を受けるまでは、指定難病一時金は支払いません。

(*)「医療受給者証」とは、指定難病に係わる医療費助成の支給認定を受けた対象者に、都道府県から交付される受給者証をいいます。

●支払限度回数について

1. 指定難病一時金の支払限度回数は、(更新がある場合は更新前後の)保険期間を通算して1回です。
2. 指定難病一時金を支払った場合には、この特約は、指定難病一時金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
3. 複数の指定難病を発病した場合でも、指定難病一時金は重複してはお支払いしません。

! ご注意

●指定難病に関するご注意

(1)ご加入後も、この特約の保険期間中に、難病法に基づき厚生労働大臣によって新たに指定された指定難病については、指定難病一時金の支払対象となります。一方、ご加入時に難病法によって定められていた指定難病を発病された場合でも、当該難病が難病法に基づく指定難病でなくなった場合や支給認定の基準が変更された場合等、お支払いの対象ではなくなるケースがあります。

(2)指定難病の対象疾病の概要や診断基準等の詳細については、厚生労働省のホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/index.html)をご確認ください。

●難病法の改正に伴う支払事由の変更について

難病法の改正があった場合で特に必要と認めるときは、当社は、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の指定難病一時金の支払事由を難病法の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、支払事由を変更する日の2か月前までにご契約者宛に通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合は、変更日前に通知します。

●解約返戻金について

この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

●ご契約者が法人の場合には、この特約は付加できません。

(6)先進医療特約(2015)

1 特長

所定の先進医療による療養を受けた場合に、先進医療給付金をお支払いします。また、先進医療給付金が支払われる療養を受けた場合に、先進医療一時金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
先進医療給付金	この特約の責任開始期以後に発生した疾病、所定の不慮の事故(※1)による傷害または所定の不慮の事故以外の外因による傷害のいずれかを直接の原因として先進医療による療養(※2)を受けたとき	先進医療による療養(※2)に係わる技術料(※3)と同額	主契約の入院一時金受取人
先進医療一時金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金×10%相当額	

(※1)「所定の不慮の事故」については、巻末の『別表1 対象となる不慮の事故』をご参照ください。

(※2)療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療のことをいいます。

II 保険の特長としくみについて

(※3) 公的医療保険制度の法律に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含みます。)、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用等、先進医療による療養に係わる技術料以外の費用は含まれません。

●支払通算限度について

1. 先進医療給付金の支払通算限度は2,000万円です。
2. 先進医療給付金の支払いが、支払通算限度の2,000万円に達した場合、この特約は消滅したものとみなします。



ご注意

●先進医療による療養について

- (1) 先進医療給付金の支払対象となる先進医療による療養とは、健康保険法等に定める公的医療保険制度における「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいいます。ただし、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所(以下、「病院等」といいます。)において行われるものに限りします。
- (2) 先進医療による療養を受ける場合、一般的な治療に係わる費用は公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療に係わる技術料は給付対象外となるため、全額自己負担となります。

●先進医療に関するご注意

- (1) ご加入後も、この特約の保険期間中に新たに厚生労働大臣の承認を得て先進医療の対象となった医療技術は、先進医療給付金の支払対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や、承認取消等の事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金の支払対象とはなりません。
- (2) 先進医療給付金のご請求には、給付金請求書・所定の診断書等の他に、先進医療に係わる技術料が記載されている領収書等が必要となる場合がありますので、先進医療による療養を受けた病院等の発行する領収書等を大切に保管してください。
- (3) 厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・病院等の詳細については、厚生労働省のホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html>)をご確認ください。

●公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更について

法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、当社は、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、支払事由を変更する日の2か月前までにご契約者宛に通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

- この特約の付加は、被保険者お一人につき1契約に限りします。また、この特約は先進医療を受けた場合に給付金が支払われる当社の他の特約(※)と重複して付加することはできません。(※)がん先進医療特約(10)を除きます。

●解約返戻金について

この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

(7)3大疾病保険料払込免除特約(2015)

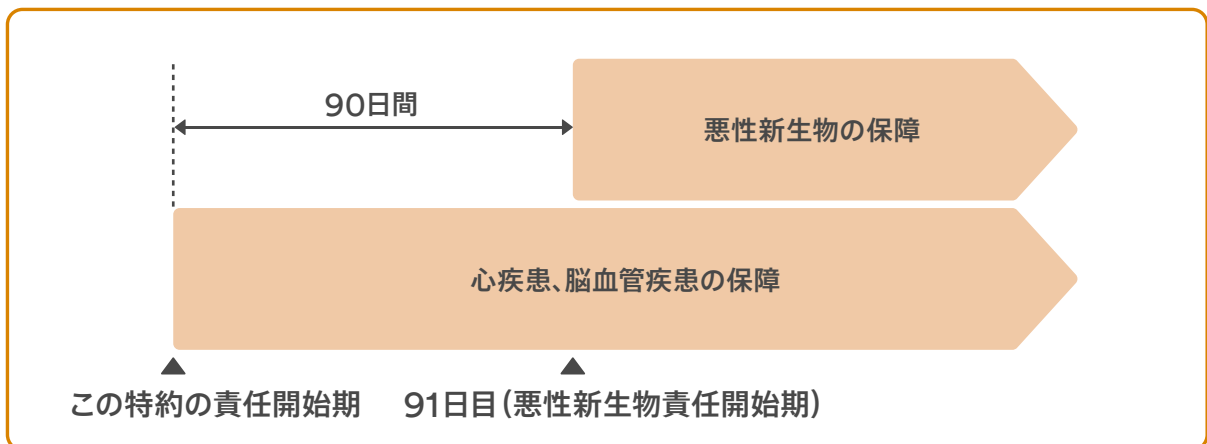
1 特長

主契約の保険料払込期間中に診断確定された悪性新生物や心疾患、脳血管疾患により所定の保険料払込みの免除事由に該当された場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。

*この「3大疾病保険料払込免除特約(2015)」の保険料払込みの免除事由は、主契約における保険料払込みの免除事由とは異なります。

2 保障の開始(悪性新生物責任開始期)

悪性新生物については、この特約の責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日(悪性新生物責任開始期)から保障を開始します。



3 保険料払込みの免除事由

保険料払込みの免除事由		免除の対象となる保険料
所定の悪性新生物	この特約の責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日(悪性新生物責任開始期)以後、この特約の悪性新生物責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(※1)と診断確定(※2)されたとき	保険料払込みの免除事由が生じた後に到来する、主契約の普通保険約款に定める保険料期間(※6)以降の主契約および特約・特則の保険料

II 保険の特長としくみについて

	保険料払込みの免除事由	免除の対象となる保険料
所定の心疾患または 所定の脳血管疾患	<p>この特約の責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患(※3)を原因として次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>① この特約の責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする手術であること</p> <p>② 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的とすること</p> <p>③ 病院または診療所における手術であること</p> <p>④ 開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管・バスケットカテーテル手術のいずれかに該当する手術(※4)を受けたこと</p> <p>(2) 次の条件のすべてを満たす入院(※5)をしたとき</p> <p>① この特約の責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院であること</p> <p>② 心疾患または脳血管疾患の治療を目的とすること</p> <p>③ 入院日数が継続して15日に達すること</p> <p>④ 病院または診療所における入院であること</p>	<p>保険料払込みの免除事由が生じた後に到来する、主契約の普通保険約款に定める保険料期間(※6)以降の主契約および特約・特則の保険料</p>

(※1)「悪性新生物」については、巻末の『別表18 対象となる悪性新生物』をご参照ください。

(※2)悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師(日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。)の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。(注)

(注)他の所見による診断確定とは、細胞診検査による所見、臨床検査(血液、X線、CT、MRI、超音波、内視鏡等の検査)による所見(身体検査による理学所見を除きます)、手術所見の全部またはいずれかによる診断確定を指します。これらの所見による診断確定を認める場合とは、「悪性新生物の全身転移等の末期症状で手術をしない場合」、「脳腫瘍等で手術をしない場合」や「手術での病理組織検査は可能だが手術を行うことが最善の治療方法とはいえないと医師が判断し、その判断について一般的な医療方針で妥当と認められる場合(肝細胞癌等で切除手術や生検等を行うことでがん細胞を播種させるリスクが高い)」等の状況であるために病理組織学的所見(生検)を得る可能性がない場合で、かつ、他の所見にて悪性新生物と診断確定されている、もしくは確定することが可能な場合となります。よって、一般的に病理組織学的検査を実施することが可能な状態であるにもかかわらず、治療方針の選択など被保険者の事情や都合により検査・手術を延期・拒否し、病理組織学的検査ができない場合や手術の予定がある場合には、その他の所見による診断確定は認められません。

- (※3)「心疾患」および「脳血管疾患」については、巻末の『別表23 対象となる心疾患、脳血管疾患』をご参照ください。
- (※4)「手術」については、巻末の『別表24 対象となる手術』をご参照ください。
- (※5)「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- (※6)保険料の払込方法(回数)を月払とした契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。

ご注意

- 悪性新生物責任開始期前の悪性新生物の診断確定による無効について
 - (1)この特約の悪性新生物責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定されたために保険料の払込みが免除されない場合で、その診断確定の日から起算して6か月以内にご契約者からお申出があったときは、この特約を無効とします。
 - (2)無効とした場合、次の①から②を差し引いた金額をご契約者に払い戻します。
 - ①すでに払い込まれた保険契約の保険料の額
 - ②すでに払い込まれた保険契約の保険料について、この特約が付加されない場合の保険料率を適用して計算した金額
 - (3)6か月以内にお申出が無いときは、心疾患および脳血管疾患の保障のみ継続します。この場合でも、この特約を付加した保険料は変わりません。
 - (4)告知義務違反・重大事由により解除される場合は、無効のお申出を行うことはできません。
- 解約返戻金について

この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

(8) 指定代理請求人特約

1 特長

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない以下の特別な事情があるときに、被保険者に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行うことができる特約です。

*被保険者であるご契約者が、保険料払込みの免除を請求できない以下の特別な事情があるときを含みます。

◆特別な事情

被保険者が給付金等の請求を行う意思表示が困難な場合



被保険者が、傷病名の告知を受けていない場合

〔例:悪性新生物の告知をご家族が受けている場合等〕



その他左記に準じる状態である場合

2 対象となる給付金等の種類

1. 被保険者と受取人が同一人である一時金および給付金(無事故給付金を除く)
2. ご契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除および無事故給付金

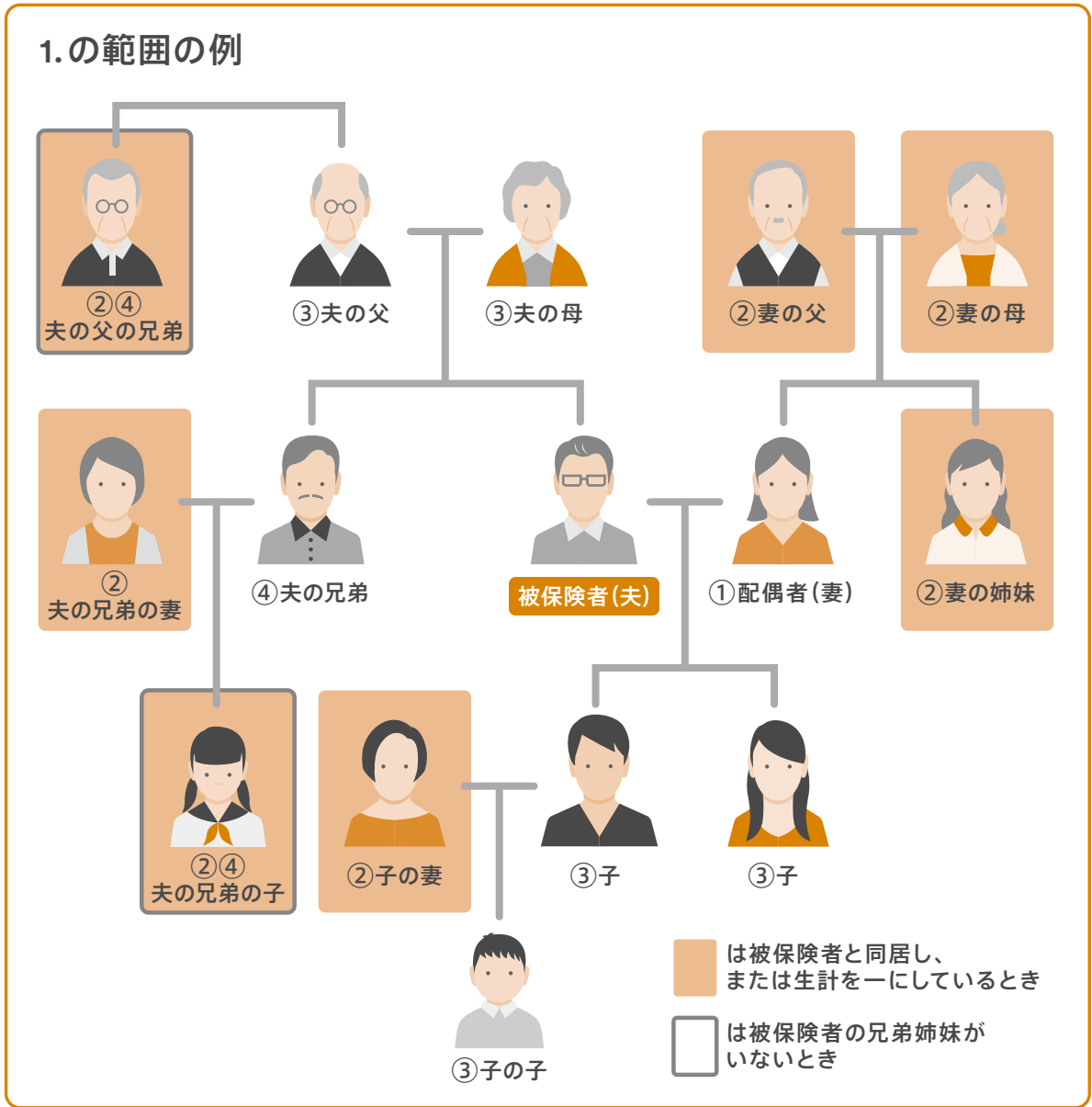
主契約・特約・特則	対象となる給付金等
無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病入院一時金 ・ 災害入院一時金 ・ 保険料払込みの免除
入院保障特約(2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病入院給付金 ・ 災害入院給付金 ・ 特約の保険料払込みの免除
手術総合保障特約(2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手術給付金 ・ 放射線治療給付金 ・ 骨髄給付金 ・ 特約の保険料払込みの免除
継続入院一時金特約(2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病継続入院一時金 ・ 災害継続入院一時金 ・ 特約の保険料払込みの免除
特定疾病一時金特約(2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪性新生物一時金 ・ 心疾患一時金 ・ 脳血管疾患一時金 ・ 上皮内新生物一時金 ・ 特約の保険料払込みの免除
指定難病一時金特約(2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定難病一時金 ・ 特約の保険料払込みの免除
先進医療特約(2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進医療給付金 ・ 先進医療一時金 ・ 特約の保険料払込みの免除
3大疾病保険料払込免除特約(2015)	この特約が付加された主契約および主契約に付加される当社の定める特約の保険料払込みの免除
無事故給付金特則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無事故給付金 ・ 特則の保険料払込みの免除

3 指定代理請求人の範囲

ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の1.または2.の範囲内であらかじめ指定された方(指定できる方は1人に限ります。)を指定代理請求人とします。ただし、請求時においても次の1.または2.の範囲内であることを要します。

1. 次の範囲内の方

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③被保険者の直系血族
- ④被保険者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がないときは甥姪、伯父伯母、叔父叔母)



2. 次の範囲内の方。ただし、所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人のために給付金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方に限ります。

- ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている1.②以外の方
②被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方
③その他上記①および②に掲げる方と同等の特別な事情がある方として当社が認めた方

3. 上記1.および2.の指定代理請求人が指定されていない場合(指定代理請求人が亡くなっているときもしくは請求時に1.または2.の範囲のいずれにも該当しないときを含みます。)または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の方を代理請求人とします。

- ①主契約の死亡給付金受取人(ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている方に限ります。)
②上記①に該当する方がいない場合または①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
③上記①もしくは②に該当する方がいない場合または①もしくは②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

4 指定代理請求人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、『3 指定代理請求人の範囲』1.および2.の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。
- 指定代理請求人の死亡等により、指定代理請求人に該当する方がなくなった場合には、「指定代理請求人を指定しない」ことへの変更を取り扱います。
- 給付金等の受取人が法人に変更された場合には、「指定代理請求人を指定しない」ことへの変更が行われたものとして取り扱います。

5 指定代理請求人による給付金等の請求

1. 指定代理請求人は給付金等の受取人である被保険者に特別の事情がある場合には、その事情を示す書類、およびその他の請求に必要な書類を提出して被保険者の代理人として給付金等を請求することができます。
2. 指定代理請求人から給付金等のご請求をいただいた場合、当社が必要と認めた場合には、指定代理請求人に事実の確認についてご協力をいただくこととなります。
3. 指定代理請求人による給付金等の請求は、あくまでも請求を代理していただくお取扱いです。したがって、給付金等は、原則として、給付金等の受取人である被保険者の口座にお振込みさせていただきます。

6 給付金等をお支払いした後の注意事項

1. 指定代理請求人から給付金等のご請求を受け、お支払いした後に被保険者ご本人からご請求があった場合は、重複して給付金等はお支払いしません。
2. 指定代理請求人のご請求により給付金等をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社は給付金等をお支払いした旨を事実に基づいて回答します。この場合、当社の回答により万一不都合が生じても当社は責任を負いかねますので、関係者でご解決いただくこととなります。

7 その他

1. 故意に給付金等の支払事由を生じさせた者、または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人として給付金等を請求することはできません。
2. この特約のみの解約はできません。
3. 給付金等の受取人が法人の場合にはこの特約は付加できません。



重要

「ご契約の内容」および「代理請求ができること」をご契約者から指定代理請求人の方へ必ずお伝えください。

(9)無事故給付金特則

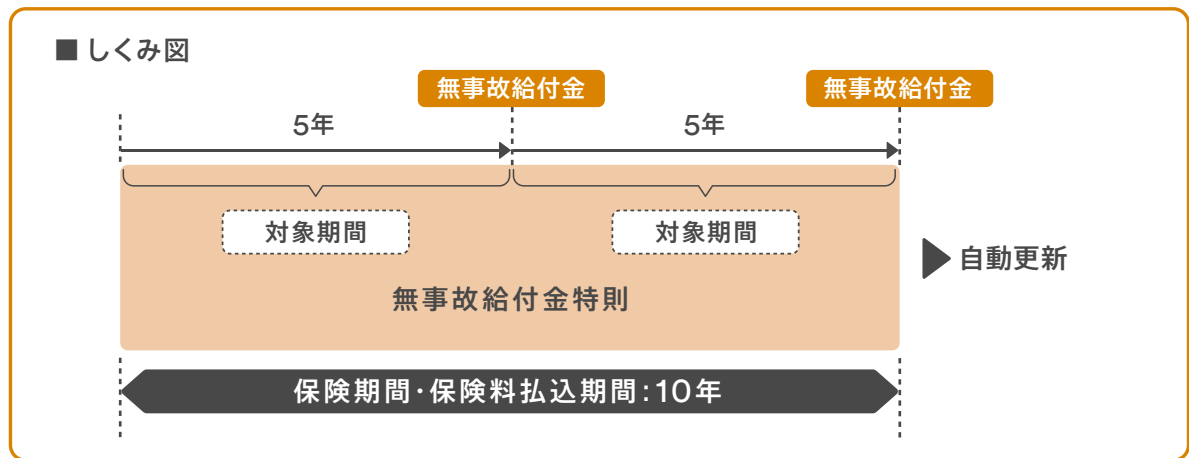
1 特長

この特則の対象期間中に主契約の疾病入院一時金または災害入院一時金(以下、疾病入院一時金等といいます。)のいずれもお支払いがなかったとき、無事故給付金をお支払いします。

2 給付金のお支払い

給付金の種類	お支払いする場合	支払額	受取人
無事故給付金	この特則の対象期間満了時に生存し、かつ、この特則の対象期間中に主契約の疾病入院一時金または災害入院一時金のいずれもが支払われなかったとき	無事故給付金額	保険契約者

	対象期間
第1回目	主契約の契約日からその直後に到来する5年ごとの応当日の前日までの期間
第2回目以降	5年ごとの応当日からその直後に到来する5年ごとの応当日の前日までの期間

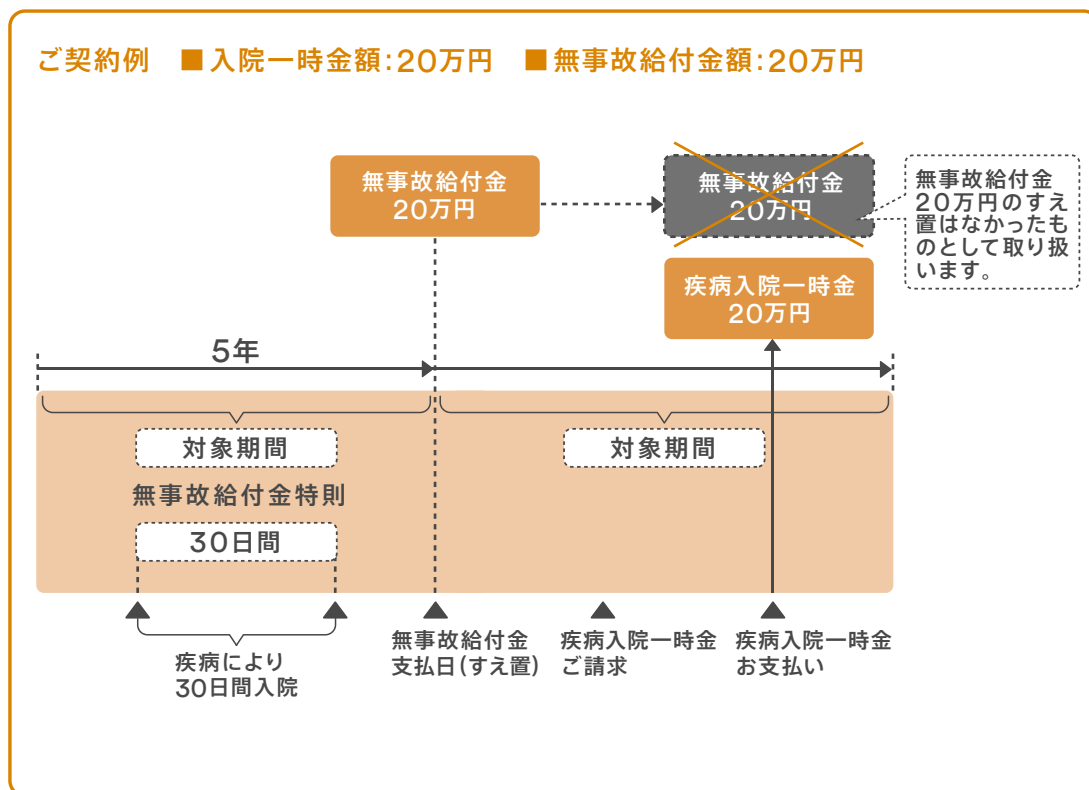


3 給付金の自動すえ置

1. 無事故給付金は、支払事由が生じたときから所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
2. すえ置かれた無事故給付金は、ご契約者からご請求があったとき、または主契約が消滅したとき(主契約が更新される場合を除く。)にお支払いします。

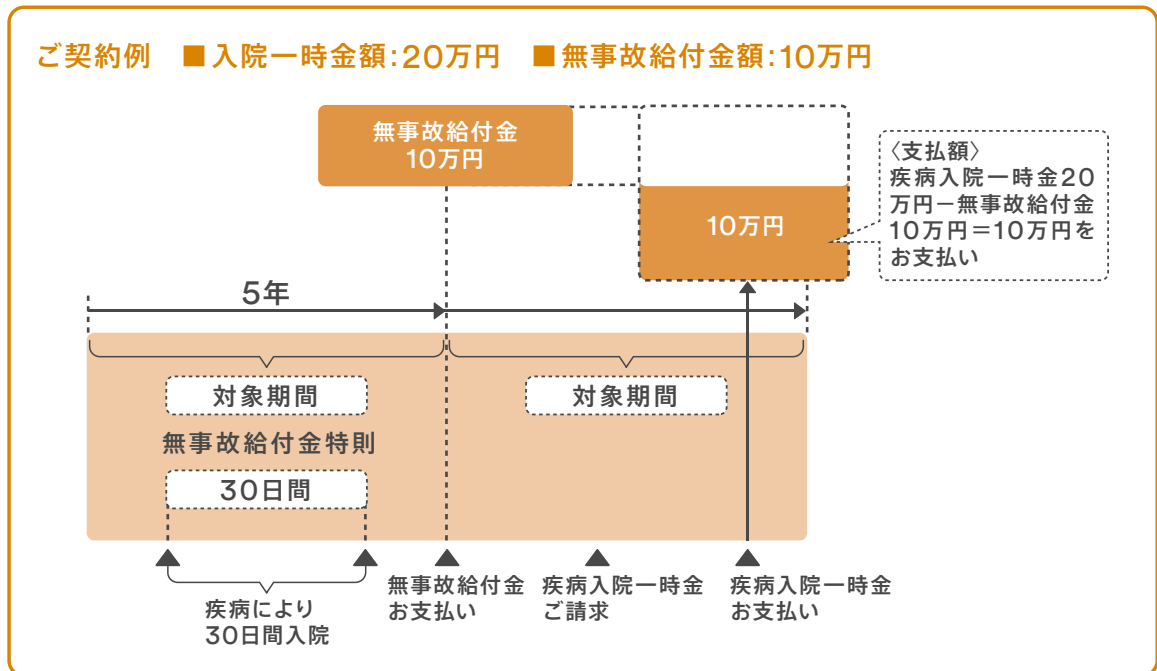
4 給付金のお支払いに関するご注意

1. 無事故給付金がすえ置かれた後に、その対象期間中に支払事由に該当した疾病入院一時金等の請求があり、当社がこれを支払う場合、すえ置かれていた無事故給付金はお支払いしません。



2. 無事故給付金が支払われた後に、その対象期間中に支払事由に該当した疾病入院一時金等の請求があり、当社がこれを支払う場合、次のとおり取り扱います。

(1) 疾病入院一時金等の支払額がお支払いした無事故給付金より多い場合、お支払いした無事故給付金を差し引いて疾病入院一時金等をお支払いします。



(2) 疾病入院一時金等の支払額がお支払いした無事故給付金額より少ない場合、その差額(不足額)を当社に返還していただきます。

⚠️ ご注意

- この特則には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- ご契約者が法人の場合にはこの特則は付加できません。
- 自動更新については、『**① 自動更新について (2)特約・特則の自動更新**』をご参照ください。

Ⅲ 保険料について

8 保険料の払込方法(回数)について

保険料の払込方法(回数)をお選びいただけます。

払込方法(回数)	内容
月払	月に1回、保険料を払い込む方法です。
半年払	半年に1回、保険料を払い込む方法です。
年払	年に1回、保険料を払い込む方法です。

9 保険料の払込方法(経路)について

保険料は払込期月中に次のいずれかの払込方法(経路)によってお払込みください。

1 口座振替によるお払込み

当社と提携している金融機関で、保険料振替日(払込期月の27日。その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とします。)に、保険料がご契約者の指定した口座から当社の口座に自動的に振替えられます。

約款も合わせてご参照ください 保険料口座振替特約条項

! ご注意

- 万一、お振替できなかった場合には、その翌月に再請求させていただきます。
(翌月中旬に「生命保険料再請求のご案内」をお送りします。)
- 翌月にもお振替できなかった場合には、保険料払込みの猶予期間(※)内に「生命保険料再請求のご案内」に添付の用紙にて当社指定の方法でお払込みください。
(※)詳しくは『⑩ 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について』をご参照ください。

2 団体を通じてのお払込み

団体扱契約の場合、団体を経由して保険料をお払込みください。

約款も合わせてご参照ください 団体扱特約条項Ⅰ
団体扱特約条項Ⅱ

3 クレジットカードによるお払込み

1. ご契約者名義のクレジットカード(当社指定のクレジットカードに限ります。)により、保険料が当社に自動的に払い込まれます。
2. 払い込まれた保険料について、領収証は発行いたしません。
3. クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合、ご契約者にその旨を通知しますので、保険料の払込方法(経路)の変更等を行ってください。
4. クレジットカードによるお払込みは、個人契約、その他所定の条件を満たした場合に限らせていただきます。

4 その他の一時的な払込方法

前記 1 ~ 3 のいずれの方法によっても当該払込期月分の保険料を払込期月内にお払込みできないときは、その保険料についてのみ一時的に「振込依頼書」によりお払込みいただきます。この場合、ご契約者のお申出により、「振込依頼書」をお送りしますので、金融機関窓口にてお払込みください。受取書は保険料領収証の代わりになりますので大切に保管してください。

ご注意

- 払込方法の変更をご希望の場合または勤務先団体から退社等により脱退の場合は、すみやかに当社の代理店、営業部門または総合サービスセンター(0120-211-901)までお申出ください。
- 団体を通じてのお払込みから口座振替に変更される場合等は、新たな払込方法に変更されるまでの期間の保険料は、ご自身で当社の指定口座へお振込みいただくこととなります。

10 保険料をまとめて払い込む方法について

当社の定める範囲内で、保険料をまとめてお支払いいただく方法があります。

1 保険料の一括払(月払契約の場合)

当月分以降の保険料を3か月分から12か月分までまとめてお支払いいただくお取扱いです。この場合、一括払する月数に応じて所定の割引が適用されます。

2 保険料の前納(年払契約・半年払契約の場合)

1. 将来の保険料を所定の範囲内でまとめてお支払いいただくお取扱いです。この場合、所定の利率で割引いて計算した前納保険料をお支払いいただきます。
2. 前納保険料は、所定の利率で積み立てられ、契約日の年単位または半年単位の応当日が到来するごとに保険料として充当されます。
3. 前納期間が満了した場合または保険料のお支払いを要しなくなった場合(保険料払込みの免除、死亡や解約による契約の消滅時)に前納保険料の残額があるときは、その残額を払い戻します(上記以外の理由で前納期間中途でのお申出による前納保険料の残額の払戻しはありません)。
4. 月払契約で前納を希望される場合には、払込方法(回数)を年払または半年払に変更してください。この場合、年単位の契約応当月の前月までの月数の保険料を「一括払」するとともに、年単位の契約応当月からの保険料を「前納」してください。

ご注意

保険種類およびご契約内容によってはお取扱いに制限のある場合やご契約時とご契約後でお取扱いが異なる場合があります。前記 1 2 について、詳しくは当社の代理店、営業部門または総合サービスセンター(0120-211-901)までご相談ください。

11 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

ご契約を有効に継続させるためには、保険料の払込方法(回数)に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があります。また、払込期月内に保険料のお払込みが無い場合でも、次の払込猶予期間があります。

第2回以後の保険料払込みの猶予期間

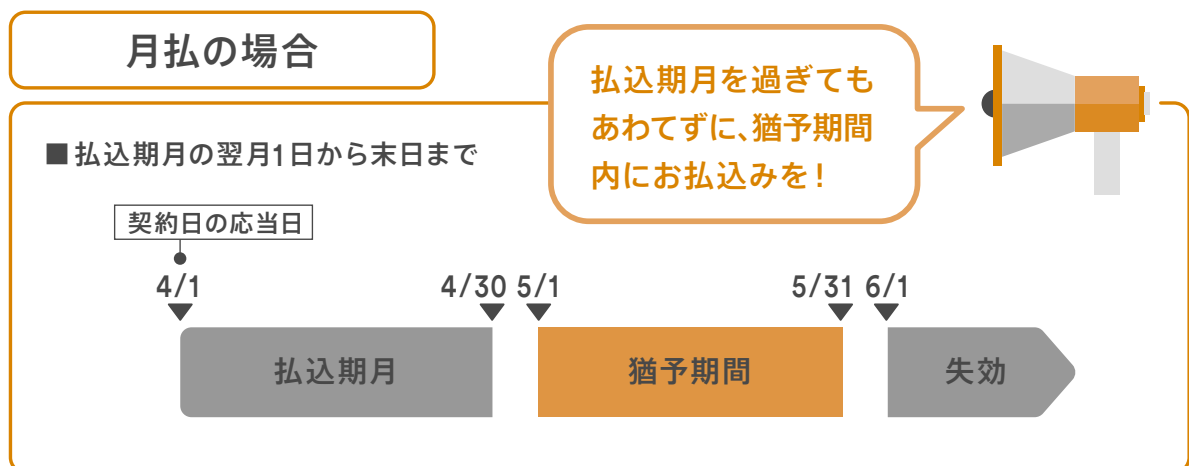
1. 第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は以下のようになります。

	払込期月(保険料をお払込みいただく月)	猶予期間
月払	契約日の月単位の応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から末日まで
半年払 年払	契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで(ただし、契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ、4月、8月、1月の各末日まで)

2. 猶予期間満了の日までに第2回以後の保険料のお払込みがないときは、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなります(失効)。

* ご契約が失効した場合のご契約の復活のお取扱いについては、『**12** 効力を失ったご契約の復活について』をご参照ください。

【払込期月と保険料払込みの猶予期間】



年払・半年払の場合

■ 払込期月の翌月1日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで(※)



(※)年払・半年払の場合、払込期月内の契約日の応当日の翌日から起算して、2か月経過した時点で猶予期間が満了します。

12 効力を失ったご契約の復活について

1. 第2回以後の保険料のお払込みがなくご契約の効力がなくなった場合(失効)でも、失効日から起算して1年以内であればご契約の復活を申し込むことができます。
2. この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1)あらためて告知または診査をしていただきます。
(健康状態等によってはご契約の復活ができないこともあります。)
 - (2)失効している期間の延滞保険料をお払込みください。
 - (3)ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始され、この時が復活における責任開始期となります。また、復活における責任開始期の属する日(責任開始日)を復活日といいます。

! ご注意

- 延滞保険料の適用料率は、口座振替扱契約や団体扱契約等の場合でも、普通保険料率(※)を適用します。
(※)口座振替扱や団体扱等にもなう、所定の割引率を適用しない保険料率をいいます。
- 解約返戻金を請求された後はご契約の復活はお取り扱いしません。

!! 重要

【告知について】

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、復活日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。復活日から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等の支払事由が生じていても、給付金等をお支払いすることはできません。また、保険料払込みの免除事由が生じていても、保険料払込みを免除することはできません。
- 当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、当社にご契約または特約を解除することができません。ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったかまたは事実と違うことを告知されたと認められる場合は、当社にご契約または特約を解除することができます。
- *当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、総合サービスセンター(0120-211-901)までご連絡ください。

13 保険料のお払込みが困難なときの継続方法

保険料のお払込みのご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、次の制度が設けられています。

給付金額の減額

1. 所定の範囲内で給付金額等を減額することにより払込保険料が少なくなります。
2. 入院一時金額を減額した場合、付加されている特則も減額されることがあります。
3. 減額部分は解約されたものとして取り扱います。

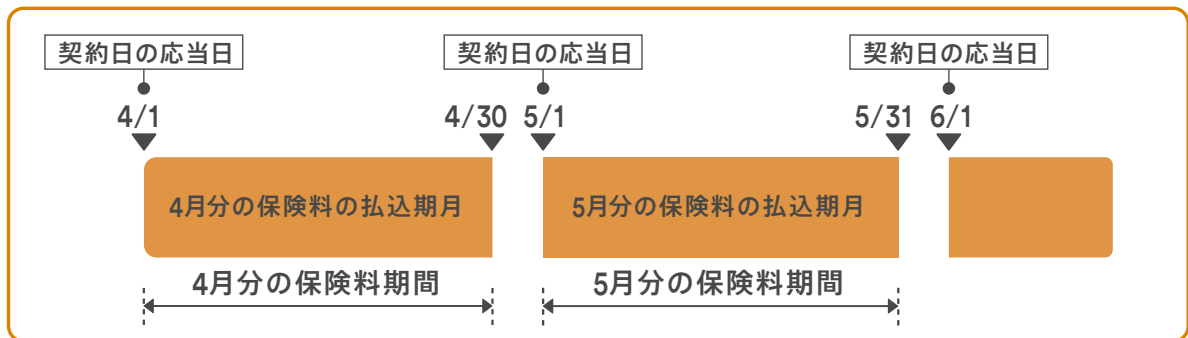
ご注意

- 短期払の場合は、保険料払込期間中の入院一時金額の減額については解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後の減額については所定の解約返戻金をお支払いします。全期払の場合は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
* 全期払とは保険料払込期間と保険期間が同じ期間のものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。
- 特約・特則の給付金額等の減額については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 「振替貸付」、「契約者貸付」、「延長定期保険への変更」および「払済保険への変更」はお取り扱いしていません。
- 減額後の給付金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。

14 給付金等支払いの際の保険料精算

1. 保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じた、それぞれの契約日の応当日から次の契約日の応当日の前日までの期間(保険料期間)に充当され、払込期月中の契約日の応当日に払い込まれるものとして計算されています。

月払契約の場合



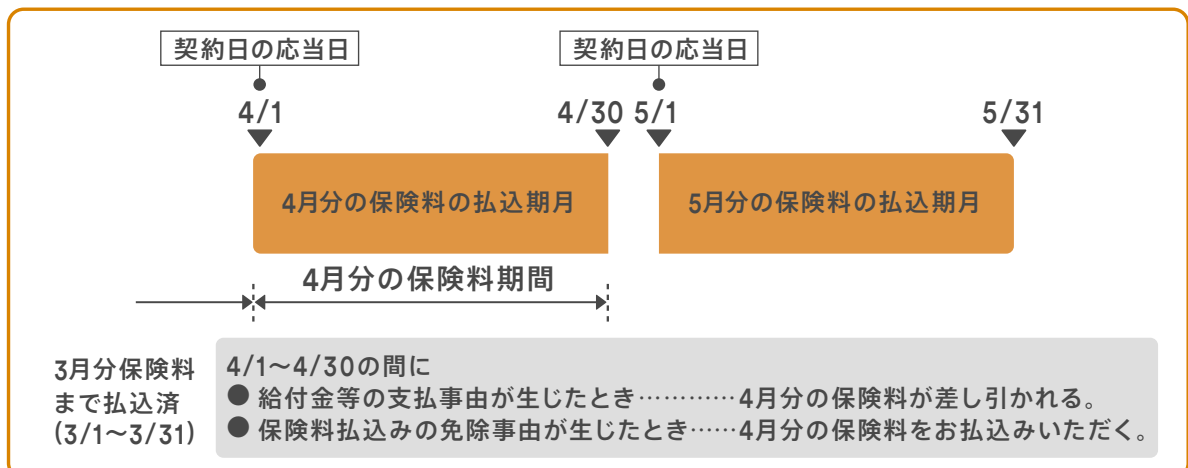
2. 給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた日を含む保険料期間に、充当されるべき保険料が払い込まれていない場合、次のとおり取り扱います。

- ・ 給付金等のお支払いのとき…… 未払込保険料を給付金等から差し引きます。
(給付金等が未払込保険料より少ないときは猶予期間満了の日までに保険料を払い込んでください。)
- ・ 保険料払込みの免除のとき…… 未払込保険料をお払込みいただきます。

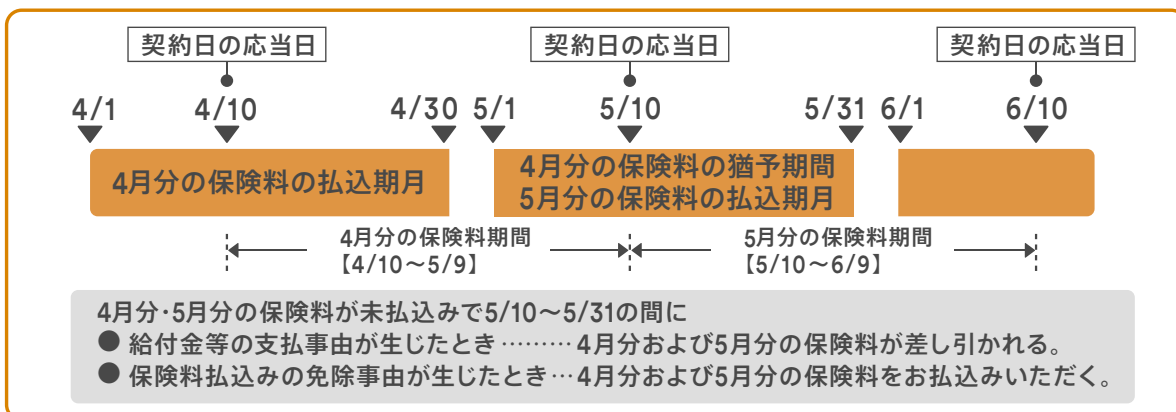
また、保険料の払込方法(回数)に応じて、次のようなお取扱いとなります。

(1) 月払契約の場合

- 保険料期間中に保険料が払い込まれないまま給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたとき、当月分の未払込保険料を精算します。

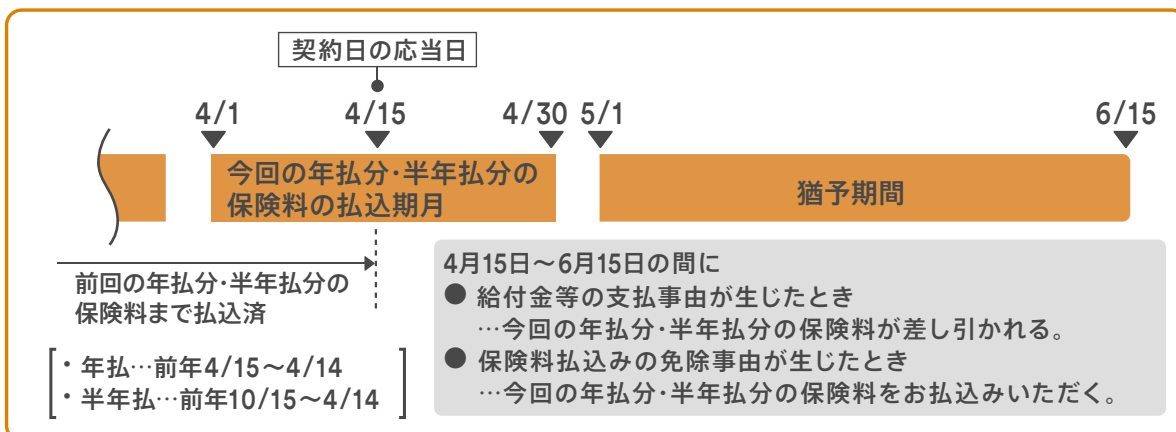


- 保険料払込みの猶予期間中の契約日の応当日以降に保険料が払い込まれないまま給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたとき、2か月分の未払込保険料を精算します。



(2)年払契約または半年払契約の場合

- 払込期月中の契約日の応当日からその猶予期間の満了の日までの間に給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合は、当該払込期月分の未払込保険料を精算します。



- (※)未払込保険料の精算後、未経過期間に対応する保険料相当額(未経過保険料)をお支払いします。詳しくは『15 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い』をご参照ください。

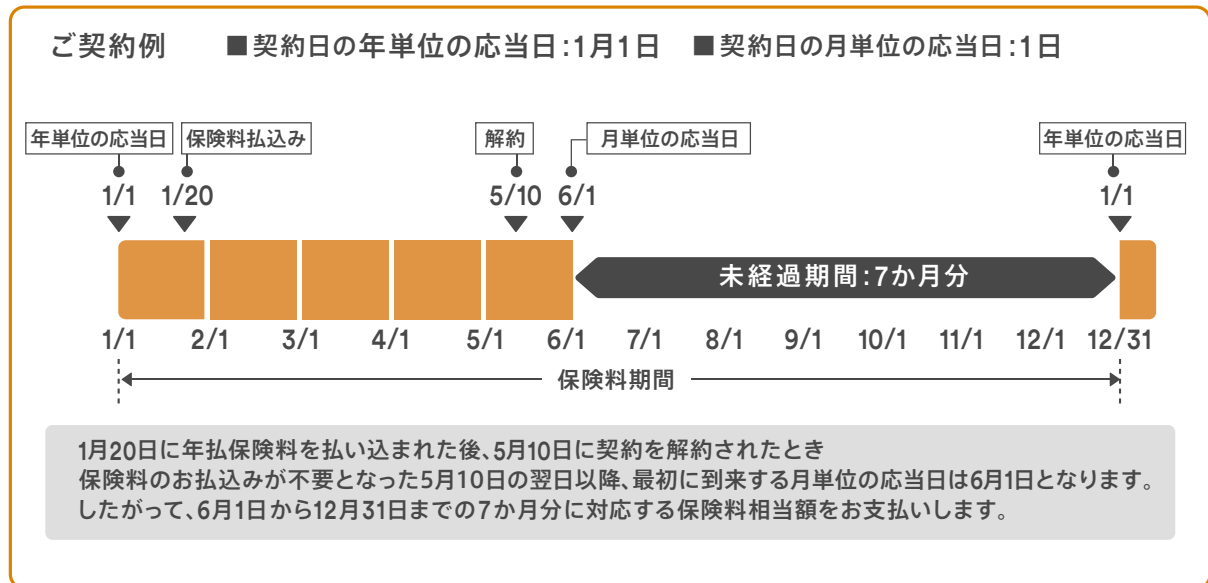
15 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い

保険料の払込方法(回数)が年払・半年払のご契約について、ご契約の消滅等(※1)により保険料のお払込みが不要となったときには、次の金額をお支払いします。

1 解約・減額するとき

解約返戻金と、お払込みいただいた保険料(※2)のうち未経過期間(※3)に対応する保険料相当額(未経過保険料)をお支払いします。

年払契約



2 被保険者が亡くなられたとき・保険料払込みの免除事由が発生したとき等

お払込みいただいた保険料(※2)のうち未経過期間(※3)に対応する保険料相当額(未経過保険料)をお支払いします。

- (※1)ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅・減額、被保険者の死亡による消滅、および保険料払込みの免除等を含みます。
- (※2)保険料の一部のお払込みが不要となった場合は、そのお払込みが不要となった部分に限ります。
- (※3)保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数をいいます。

⚠️ ご注意

- 保険料払込期間中の解約または減額の場合、解約返戻金はありません。
- 保険料の払込方法(回数)が月払の場合、『15 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱い』はありません。
- ご契約者が故意に被保険者を死亡させた場合や、ご契約が「詐欺による取消し」または「不法取得目的による無効」となった場合は、保険料相当額(未経過保険料)は支払いません。

IV 給付金等について

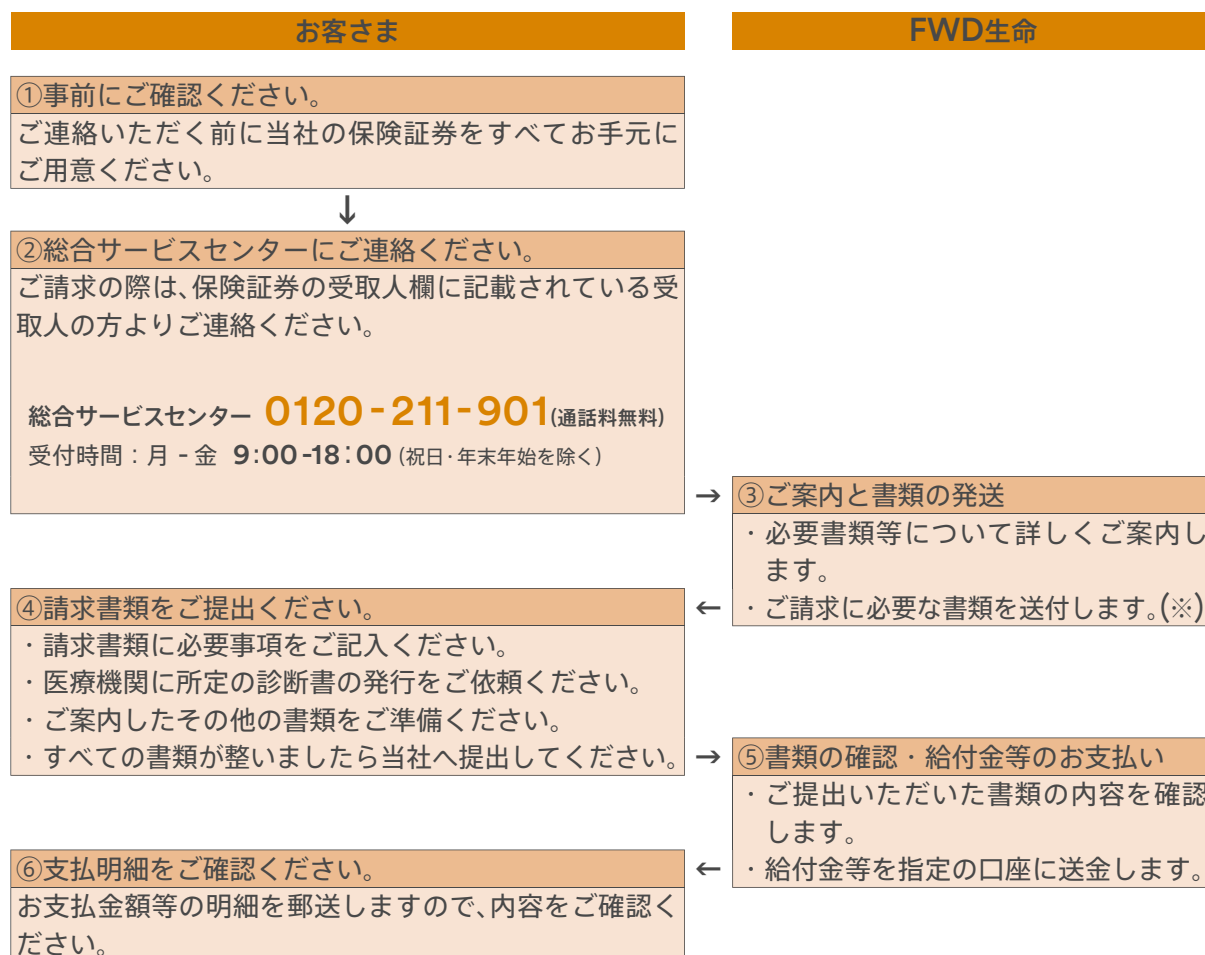
16 給付金等のご請求について

以下の場合にはお気軽に総合サービスセンターまでご連絡ください。

- ・ 給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由に該当した場合
- ・ 給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由に該当する可能性があると思われる場合
- ・ 無事故給付金(すえ置いている無事故給付金を含みます。)をお受け取りになる場合
- ・ ご不明な点が生じた場合


1 ご請求手続きの流れ(無事故給付金以外の給付金等のご請求の場合)

給付金等のご請求からお支払いまでの流れは以下のとおりとなります。



(※)詳しくは『[27](#) 手続きに必要な書類一覧』をご参照ください。

 **ご注意**

- ご契約者および主契約の入院一時金等の受取人が法人である場合、ご契約者より当該入院一時金等をご請求ください。ただし、ご契約者が法人であっても、当該入院一時金等の受取人を被保険者としている場合、被保険者よりご請求ください。
- お客さまにお取寄せいただく書類(診断書や公的書類)にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ご提出いただいた書類に不明な点がある場合、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。(詳しくは、『 給付金等の支払期限』をご参照ください。)
- 書類の内容や事実の確認の結果によっては、給付金等をお支払いできない場合があります。
- 書類に不備がない場合、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内にお支払いします。



総合サービスセンター **0120-211-901** (通話料無料)

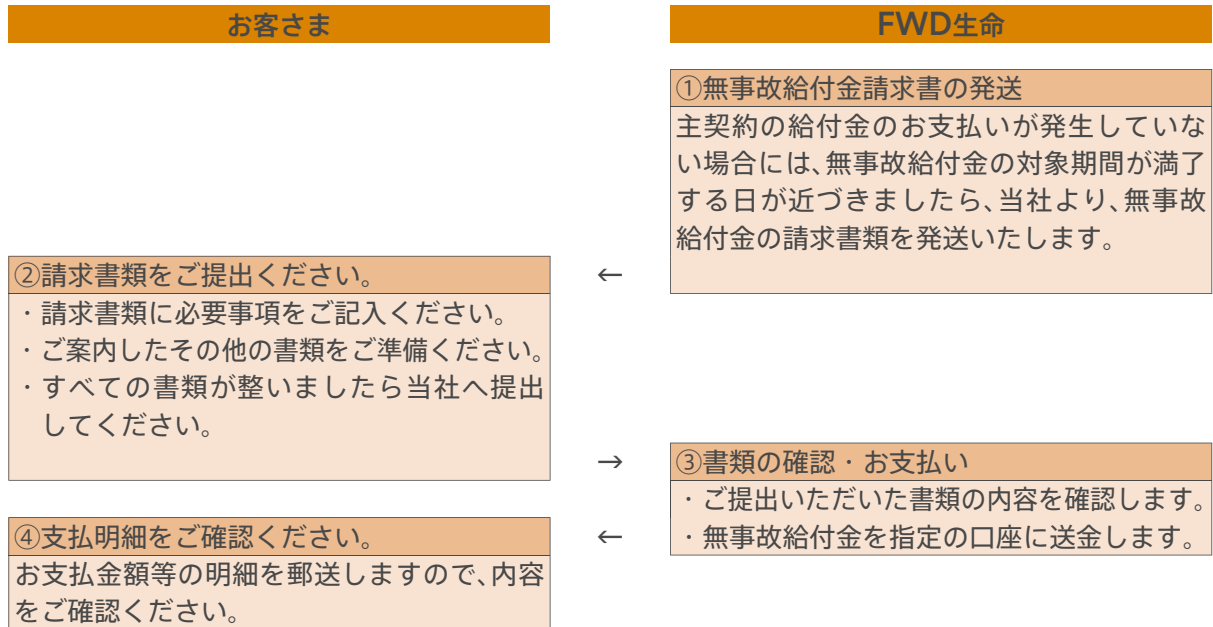
受付時間：月 - 金 **9:00-18:00** (祝日・年末年始を除く)



fwdlife.co.jp

2 ご請求手続きの流れ(無事故給付金のご請求の場合)

無事故給付金特則を付加したご契約の場合、無事故給付金のご請求からお支払いまでの流れは以下のとおりとなります。



(※)詳しくは『**27** 手続きに必要な書類一覧』をご参照ください。

ご注意

- 当社が無事故給付金の請求書類を発送した後、対象期間等の満了時まで主契約の給付金のお支払事由が発生し、主契約の給付金をお支払いすることとなった場合、または被保険者が死亡された場合は、無事故給付金のお支払いはありません。
- 支払予定日(対象期間の満了の日の翌日)にお支払いするため、請求書類に記載の返送期限までに返送をお願いいたします。



総合サービスセンター **0120-211-901** (通話料無料)

受付時間：月 - 金 **9:00-18:00** (祝日・年末年始を除く)



fwdlife.co.jp

3 給付金等をもれなくご請求いただくために

ご契約の内容によっては、他の保険金・給付金・保険料払込みの免除等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

- (1) 複数のご契約に加入されていないかご確認ください。
 (2) 以下に記載している各事例に該当していないか、また、該当している場合は各特約を付加していないかご確認ください。

事例	特約
病気やケガで入院した。	入院保障特約(2015)
・ 病気やケガにより所定の手術を受けた。 ・ 病気やケガにより所定の放射線治療を受けた。 ・ 骨髄移植術または骨髄幹細胞の採取術を受けた。	手術総合保障特約(2015)
・ がん(悪性新生物・上皮内新生物)により所定の支払事由に該当した。 ・ 心疾患により所定の手術を受けた、または所定の入院をした。 ・ 脳血管疾患により所定の手術を受けた、または所定の入院をした。	特定疾病一時金特約(2015)
病気やケガで継続して30日以上入院した。	継続入院一時金特約(2015)
難病の患者に対する医療等に関する法律に定められた指定難病(例えば、パーキンソン病、クローン病等)によって、この法律に定められた支給認定を受け、医療受給者証を交付された。	指定難病一時金特約(2015)
厚生労働大臣が定める所定の先進医療(例えば、陽子線治療、重粒子線治療等)による療養を受けた。	先進医療特約(2015)
保険料払込期間中に ・ 所定の悪性新生物と診断確定された。 ・ 心疾患により所定の手術を受けた、または所定の入院をした。 ・ 脳血管疾患により所定の手術を受けた、または所定の入院をした。	3大疾病保険料払込免除特約(2015)
保険料払込期間中に ・ 病気やケガにより、所定の高度障害状態になった。 ・ 所定の不慮の事故によるケガによって、その事故から180日以内に所定の身体障害の状態となった。	無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)および付加されている特約 (保険料払込みの免除)

⚠️ ご注意

- 保険金・給付金・保険料払込みの免除等をご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から起算して3年間請求がない場合には、その権利がなくなります。
- 上記に該当する場合は、ご契約のしおりおよび約款・各特約条項に記載の「お支払いする場合(支払事由)」または「保険料払込みの免除」で詳細をご確認ください。

17 給付金等の支払期限

1. 給付金等のご請求があった場合、当社は、完備された請求書類が当社に到着した日の翌営業日から起算して5営業日以内に給付金等をお支払いします。
2. ただし、給付金等のご請求を当社が受けてから、治療の内容・障害の状態・事故の状況等についてご提出いただいた書類や診断書に不明な点がある場合は、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。その場合の支払期限(完備された請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数)は以下のとおりとします。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
①	給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付金等の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合 ・ 給付金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	60日以内
②	上記①の確認をするために特別な照会が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 	90日以内
③	上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士法およびその他の法令に基づく照会 ・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・ ご契約者、被保険者または給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 ・ 日本国外における調査 ・ 災害救助法が適用された地域における調査 	180日以内

3. 上記の期限をこえて給付金等をお支払いする場合には、所定の利息を付けてお支払いします。

ご注意

上記の確認等に際し、ご契約者・被保険者・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間給付金等をお支払いしません。

18 給付金等をお支払いできない場合

!! 重要

次のような場合には、給付金等の支払事由が生じても給付金等はお支払いできません。
また、保険料払込みの免除事由が生じても保険料のお払込みを免除できません。

1 免責事由に該当した場合

主契約・特約	給付金等	給付金をお支払いしない場合(免責事由)
無解約返戻金型入院一時金 給付保険(2015)	・ 疾病入院一時金 ・ 災害入院一時金	1.ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
継続入院一時金特約 (2015)	・ 疾病継続入院一時金 ・ 災害継続入院一時金	2.被保険者の犯罪行為によるとき
先進医療特約(2015)	・ 先進医療給付金 ・ 先進医療一時金	3.被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
入院保障特約(2015)	・ 疾病入院給付金 ・ 災害入院給付金	4.被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
手術総合保障特約 (2015)	・ 手術給付金 ・ 放射線治療給付金 ・ 骨髄給付金	5.被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき 6.被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
指定難病一時金特約 (2015)	指定難病一時金	7.被保険者の薬物依存(※1)によるとき(災害入院一時金・災害継続入院一時金・災害入院給付金を除く) 8.地震、噴火または津波(※2)によるとき 9.戦争その他の変乱(※2)によるとき
無解約返戻金型入院一時金 給付保険(2015)	死亡給付金	1.ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき 2.被保険者の薬物依存(※1)によるとき
		ご契約者または死亡給付金受取人の故意によるとき

Ⅳ 給付金等について

主契約	保険料払込みの免除	保険料のお払込みを免除しない場合(免責事由)
無解約返戻金型入院一時金 給付保険(2015)	保険料払込みの免除	<p>【約款所定の高度障害状態になった場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.ご契約者または被保険者の故意によるとき 2.戦争その他の変乱(※2)によるとき <p>【約款所定の身体障害の状態になった場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき 2.被保険者の犯罪行為によるとき 3.被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき 4.被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき 5.被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき 6.被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 7.地震、噴火または津波(※2)によるとき 8.戦争その他の変乱(※2)によるとき

(※1)「薬物依存」については、巻末の『別表11 薬物依存』をご参照ください。

(※2)その該当被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、給付金等の全額もしくは一部を支払い、または、保険料のお払込みを免除します。

2 責任開始期前に生じた疾病や傷害の場合

給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除の原因となる疾病や傷害が責任開始期前に生じていた場合(以下、「責任開始期前の疾病等」といいます。)は、お支払いまたは免除の対象となりません。

⚠️ ご注意

次の1.~3.のいずれかに該当する場合は、責任開始期前の疾病等を、責任開始期以後に生じたものとみなして、給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除します。

1. 普通保険約款または特約条項に特別な定め(責任開始日より一定期間経過後は支払対象となるという記載)がある場合
2. ご契約の締結または復活の際に、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、ご契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
3. 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断等の健康状態を評価する診察・検査・検診において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、ご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3 告知義務違反による解除の場合

1. ご加入(復活)に際して当社が告知を求めた事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知いただけなかったり、事実でないことを告知いただいたために、告知義務違反によりご契約や特約が解除された場合は、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。
2. 既に給付金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料のお払込みを免除していた場合には、保険料のお払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
3. 給付金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、給付金等をお支払いします。また、保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険料のお払込みを免除します。

4 重大事由による解除の場合

1. 以下の3.①～⑤のいずれかの事由に該当した場合、ご契約や特約を解除することがあります。この場合、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。
2. 複数の死亡給付金の受取人のうちの一部の受取人だけが以下の3.④の事由にのみ該当した場合、死亡給付金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた死亡給付金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。
3. 既に給付金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料のお払込みを免除していた場合には、保険料のお払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

- ①ご契約者、被保険者(死亡給付金の場合は被保険者を除きます。)または給付金等の受取人が給付金等(保険料払込みの免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②この保険契約の給付金等(保険料払込みの免除を含みます。)のご請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- ③他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
- ⑤この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、当社のご契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない上記①～④に掲げる事由と同等の事由があるとき

(※1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2)反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることも含みます。

5 ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に給付金等の支払事由(保険料払込みの免除事由を含みます。)が生じた場合、給付金等をお支払いすることはできません。

6 詐欺による取消しの場合

ご契約者、被保険者、または給付金等の受取人が詐欺によりご契約を締結、復活した場合は、当社はそのご契約を取り消すことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

7 不法取得目的による無効の場合

ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的で、ご契約を締結、復活した場合は、当社はそのご契約を無効とします。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

19 給付金等をお支払いできる場合 またはお支払いできない場合の事例

! ご注意

- 給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合について、代表的な事例を参考として挙げたものです。
- ご契約の保険種類・ご加入の時期・以下の内容以外に認められた事実関係等によってはお取扱いが異なる場合があります。実際のご契約でのお取扱いにつきましては、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

1. 責任開始期前の発病等について

◎ お支払いできる場合

契約加入後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した。(責任開始期以後の発病)

✕ お支払いできない場合

契約加入前に時々治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、契約加入後に悪化し入院した。(責任開始期前の発病)

解説

給付金等は、その原因となる疾病や所定の不慮の事故等が責任開始期以後に生じた場合にお支払いします。したがって、約款に特に定めがない限り、疾病や所定の不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合は、給付金等をお支払いできません。なお、給付金等の支払事由に該当する場合でも、免責事由に該当する場合はお支払いできません。

2. 「病院または診療所」について

<p>○ お支払いできる場合</p> <p>責任開始期以後に発病した脳梗塞で病院に入院した。</p>	<p>× お支払いできない場合</p> <p>責任開始期以後に発病した脳梗塞の症状が悪化し、介護保険施設に入所した。</p>
<p>解説</p> <p>「無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)」の普通保険約款において規定する「病院または診療所」とは、「医療法」に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所です。また、上記と同等と当社が認めた日本国外にある医療施設です。×の例の場合、介護保険施設は、「介護保険法」に基づき設立されており、「病院または診療所」に該当しないため、お支払いできません。</p>	

3. 手術給付金の支払対象について

(例1)

<p>○ お支払いできる場合</p> <p>目に異物が刺さったため、角膜・強膜異物除去手術を受けた。</p> <p>角膜・強膜異物除去手術は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されているため、手術給付金をお支払いします。</p>	<p>× お支払いできない場合</p> <p>近視の治療のため、レーザー屈折矯正手術(レーシック手術)を受けた。</p>
<p>解説</p> <p>手術給付金は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為、<u>歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為</u>、または先進医療に該当する診療行為(お支払いできない診療行為もあります。)に該当する手術を受けられたときにお支払いしますが、レーザー屈折矯正手術(レーシック手術)は、このいずれにも該当しないためお支払いできません。</p>	

(例2)

<p>◎ お支払いできる場合</p>	<p>✕ お支払いできない場合</p>
<p>中耳炎の手術である鼓膜切開術を受けた。</p> <p>鼓膜切開術は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されているため、手術給付金をお支払いします。</p>	<p>汚染された挫創に対して行われるブラッシングまたは汚染組織の切除等で、通常麻酔下で行われる程度のものであるデブリードマンを受けた。</p>
<p>解説</p>	
<p>「手術総合保障特約条項(2015)」では、「創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術」は手術給付金が支払われないこととされているため、デブリードマンはお支払いできません。</p>	

V ご契約（更新）後のお取扱いについて

20 ご契約の解約と解約返戻金

!! 重要

- 解約はいつでもできますが、ご契約はご家族の生活保障等に役立つ大切な財産ですので、ぜひ末永くご継続ください。
- あらためてご契約されますと、多くの場合、これまでより保険料が割高になります。
- 効力のなくなったご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

1. 「無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)」の解約返戻金は以下のとおりとなります。

	解約返戻金
全期払	・ 保険期間を通じて解約返戻金はありません。
短期払	・ 保険料払込期間中の解約：解約返戻金はありません。 ・ 保険料払込期間満了後の解約：入院一時金額と同額の解約返戻金をお支払いします。 (保険料払込期間満了の日までの保険料がすべて払い込まれていることを要します。)

*「全期払」とは保険料払込期間と保険期間が同じ期間のものを、「短期払」とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

*主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約・特則も同時に解約となります。

*特約・特則に関しては保険期間を通じて解約返戻金はありません。

2. やむをえずご契約を解約される場合には、総合サービスセンターまでご連絡ください。
3. 解約返戻金等がある場合には、所定の解約返戻金等の請求書類が当社に到着し、書類に不備がない場合には、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内にお支払いします。

! ご注意

被保険者が亡くなられたときにご契約は消滅します。この場合、ご契約者またはその承継人は、当社へ通知してください。なお、保険料払込期間中に被保険者が亡くなられ、死亡給付金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の払戻しはありません。

●お払込みが困難なとき……入院一時金額等を減額する方法があります。

詳しくは、しおりの該当記載箇所をご参照ください

⑬ 保険料のお払込みが困難なときの継続方法

21 給付金等の受取人によるご契約の存続

1. ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の書類が当社に到着した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

(1)ご契約者でないこと

(2)ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること

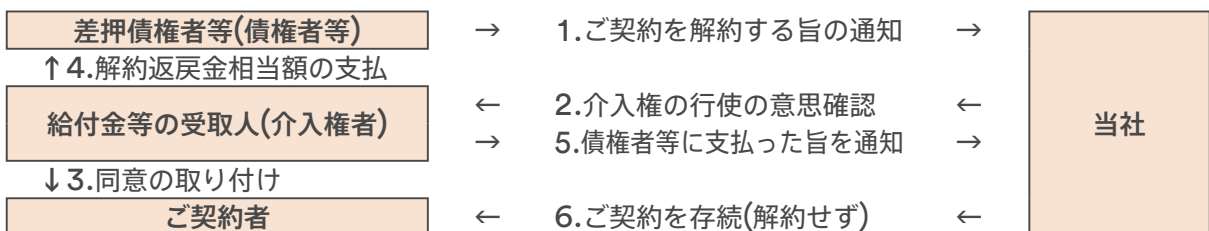
*ご契約者を通して給付金等の受取人(介入権者)に「介入権の行使の意思確認」を実施します。意思確認にご協力をお願いいたします。

3. 給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した日の翌日から起算して1か月を経過する日までの間に、以下のすべてのお手続きを行う必要があります。

(1)ご契約者の同意を得ること

(2)解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと

(3)上記(2)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)



22 被保険者からご契約者への解約請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約で、次の(1)～(4)のいずれかに該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- (1) ご契約者または給付金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として給付金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- (2) 給付金等の受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐取を行った、または行おうとした場合
- (3) 上記(1)・(2)の他、被保険者のご契約者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- (4) ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

ご注意

被保険者は、当社に対し直接ご契約の解約を請求することはできません。解約の請求はご契約者が行う必要があります。

23 ご契約者・死亡給付金受取人の変更

1 ご契約者の変更

1. ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、ご契約者を変更することができます。
2. ご契約者を変更しますと、ご契約上の権利義務(契約内容変更等の請求権、保険料を払い込む義務等)はすべて変更後のご契約者に引き継がれます。

2 当社への通知による死亡給付金受取人の変更

1. ご契約者は、死亡給付金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 死亡給付金受取人を変更される場合には当社へご通知ください。

3 遺言による死亡給付金受取人の変更

1. ご契約者は、死亡給付金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、法律上有効な遺言により死亡給付金受取人を変更することができます。
2. ご契約者が亡くなられたときは、ご契約者の相続人の方よりすみやかに当社へご通知ください。


ご注意

上記 2 3 の場合、当社が通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。

24 死亡給付金受取人が亡くなられた場合

1. 死亡給付金受取人が亡くなられたときは、すみやかに当社にご連絡ください。
2. 新しい死亡給付金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
3. 死亡給付金受取人が亡くなられた時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。（死亡給付金受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等とします。）

ご注意

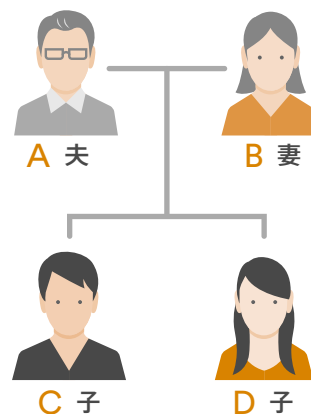
ご契約者・被保険者・受取人の関係によっては、死亡給付金等の税法上のお取扱いが異なります。ご契約者や死亡給付金受取人の変更の際は税法上のお取扱いを十分にご確認ください（『 生命保険と税金』をご参照ください）。

Ⅴ ご契約（更新）後のお取扱いについて

<例>

ご契約者・被保険者：Aさん
死亡給付金受取人：Bさん

*Bさん(死亡給付金受取人)が亡くなられ、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が亡くなられた場合は、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡給付金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。



(注)保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社の代理店、営業部門、または総合サービスセンターまでご連絡ください。



総合サービスセンター **0120-211-901** (通話料無料)

受付時間：月 - 金 **9:00-18:00** (祝日・年末年始を除く)

25 管轄裁判所について

給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または給付金等の受取人の住所を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

26 生命保険と税金

!! 重要

税務のお取扱いにつきましては、巻末に記載の「資料作成日」現在の法令・通達・判例に基づくものであり将来的にお取扱いが変わることがあります。個別のお取扱い等については、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

1 生命保険料控除制度について

「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料に応じた一定額がご契約者のその年の所得から控除される制度で、税率を掛ける前の所得が低くなることにより所得税、住民税の負担が軽減されます。

- (1) 対象となるのは、納税する人が保険料を払い込み、保険金や給付金等の受取人が「契約者ご本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」のご契約です。
- (2) 生命保険料控除の対象となる保険料の金額は、1月から12月までにお払込みいただいた保険料から保険料控除対象外となる保険料およびその年度に支払われた配当金を差し引いた額です。
- (3) 1月から12月までにお払込みの保険料が1契約につき9,000円をこえるときは、「生命保険料控除証明書」を発行いたしますので、年末調整または確定申告のときまで大切に保管してください。
(団体扱契約の場合は、団体の担当者の証明でよいことになっていますので「生命保険料控除証明書」は不要です。)

2 生命保険料控除の区分について

1. 保険料は、主契約・特約ごとに次のいずれかに区分されます。

一般生命保険料	生存または死亡に対して保険金や給付金等をお支払いする主契約・特約の保険料
介護医療保険料	入院・通院等に対して保険金や給付金等をお支払いする主契約・特約の保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料
保険料控除対象外となる保険料	身体の傷害のみに対して保険金や給付金等をお支払いする主契約・特約の保険料、財形保険・保険期間が5年未満の貯蓄保険・団体信用生命保険等の保険料

Ⅴ ご契約（更新）後のお取扱いについて

2. この「ご契約のしおり」に記載の主契約・特約・特則の保険料は、次のとおり区分されます。

一般生命保険料	「無事故給付金特則」
介護医療保険料	「無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)」、「入院保障特約(2015)」、「手術総合保障特約(2015)」、「特定疾病一時金特約(2015)」、「継続入院一時金特約(2015)」、「先進医療特約(2015)」、「指定難病一時金特約(2015)」

3 生命保険料控除額について

「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」の区分ごとに、所得税および住民税の保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額(※)	年間払込保険料額	控除額(※)
20,000円以下	払込保険料全額	12,000円以下	払込保険料全額
20,000円超	払込保険料×1/2	12,000円超	払込保険料×1/2
40,000円以下	+10,000円	32,000円以下	+6,000円
40,000円超	払込保険料×1/4	32,000円超	払込保険料×1/4
80,000円以下	+20,000円	56,000円以下	+14,000円
80,000円超	一律 40,000円	56,000円超	一律 28,000円

(※)控除額は「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」の3つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

<ご参考情報>

契約日(または更新日)が【2011年12月31日以前】の生命保険のご契約(または特約)には旧制度が適用され、「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の区分ごとに、保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額(※)	年間払込保険料額	控除額(※)
25,000円以下	払込保険料全額	15,000円以下	払込保険料全額
25,000円超	払込保険料×1/2	15,000円超	払込保険料×1/2
50,000円以下	+12,500円	40,000円以下	+7,500円
50,000円超	払込保険料×1/4	40,000円超	払込保険料×1/4
100,000円以下	+25,000円	70,000円以下	+17,500円
100,000円超	一律 50,000円	70,000円超	一律 35,000円

(※)控除額は「一般生命保険料」、「個人年金保険料」の2つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高100,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

! ご注意

契約日(または更新日)が【2011年12月31日以前】のご契約(または特約)と【2012年1月1日以後】のご契約(または特約)の両方について生命保険料控除制度の適用を受ける場合、控除額は所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度となります。

4 税法上のお取扱い

死亡給付金の税法上のお取扱い

ご契約者・被保険者・受取人の関係によって、次のとおり死亡給付金に対する課税の種類が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
死亡給付金	ご契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
	ご契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税



より詳しい内容等については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

5 非課税扱いについて

1. 死亡給付金の相続税非課税限度額

ご契約者と被保険者が同一人の保険契約で死亡給付金を受け取った場合、死亡給付金の受取人が被保険者の相続人(※)の場合、各相続人(※)が受け取った死亡給付金の合計額のうち、「500万円×法定相続人の数」までの金額が相続税の非課税限度額となります。

(※)ここでいう相続人とは、民法で定められた法定相続人のうち、相続を放棄した人や相続権を失った人を除いた人をいいます。

(相続税法第12条)

2. 所得税の非課税扱いについて

傷害または疾病に基づいて被保険者(またはその配偶者や直系血族あるいは生計を一にするその他の親族)が給付金等を受取る場合には非課税扱いになります。

(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20,21)

27 手続きに必要な書類一覧

1. 諸手続きの際は、以下の書類をご準備ください。
2. 以下の書類以外の書類の提出を求め、または以下の書類の一部の省略を認めることがあります。
3. 以下の書類だけではお支払いに必要な確認ができない場合は、『**17** 給付金等の支払期限』に記載の事項について確認(当社指定の医師による被保険者の診断を含みます。)させていただきます。

1 給付金、保険料払込みの免除等の請求書類

主契約・特約・特則	給付金等	必要書類
無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)	・ 疾病入院一時金 ・ 災害入院一時金	(1) 所定の請求書 (2) 所定の不慮の事故であることを証する書類 (※1) (3) 所定の様式による医師の診断書・証明書 (4) 被保険者の住民票(※2) (5) 一時金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
入院保障特約(2015)	・ 疾病入院給付金 ・ 災害入院給付金	(1) 所定の請求書 (2) 所定の不慮の事故であることを証する書類 (※1)
入院保障特約(2015) 7大生活習慣病無制限特則	—	(3) 所定の様式による医師の診断書・証明書 (4) 被保険者の住民票(※2)
手術総合保障特約(2015)	・ 手術給付金 ・ 放射線治療給付金 ・ 骨髄給付金	(5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
特定疾病一時金特約(2015)	・ 悪性新生物一時金 ・ 心疾患一時金 ・ 脳血管疾患一時金 ・ 上皮内新生物一時金	(1) 所定の請求書 (2) 所定の様式による医師の診断書・証明書 (3) 被保険者の住民票(※2) (4) 一時金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
継続入院一時金特約(2015)	・ 疾病継続入院一時金 ・ 災害継続入院一時金	(1) 所定の請求書 (2) 所定の不慮の事故であることを証する書類 (※1) (3) 所定の様式による医師の診断書・証明書 (4) 被保険者の住民票(※2) (5) 一時金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券
指定難病一時金特約(2015)	指定難病一時金	(1) 所定の請求書 (2) 所定の様式による医師の診断書・証明書 (3) 医療受給者証の写し (4) 被保険者の住民票(※2) (5) 一時金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 保険証券

Ⅴ ご契約（更新）後のお取扱いについて

主契約・特約・特則	給付金等	必要書類
先進医療特約(2015)	・先進医療給付金 ・先進医療一時金	(1)所定の請求書 (2)所定の様式による医師の診断書・証明書 (3)先進医療に要した費用の支出を証明する書類 (4)所定の不慮の事故であることを証する書類(※3) (5)被保険者の住民票(※2) (6)給付金または一時金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7)保険証券
無解約返戻金型 入院一時金給付保険(2015)	死亡給付金	(1)所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書(※4) (3)被保険者の死亡事実が記載された住民票(※5) (4)死亡給付金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5)保険証券
無事故給付金特則	無事故給付金	(1)所定の請求書 (2)被保険者の住民票(※5) (3)ご契約者の戸籍抄本と印鑑証明書 (4)保険証券
無解約返戻金型 入院一時金給付保険(2015)等	保険料払込みの免除	(1)所定の請求書 (2)所定の不慮の事故であることを証する書類(※6) (3)所定の様式による医師の診断書・証明書 (4)保険証券
3大疾病保険料払込免除特約 (2015)	保険料払込みの免除	(1)所定の請求書 (2)所定の様式による医師の診断書・証明書 (3)保険証券

(※1)災害入院一時金、災害入院給付金または災害継続入院一時金を請求する場合

(※2)受取人と同一の場合は不要

(※3)所定の不慮の事故を原因として受療した場合

(※4)当社が必要と認めた場合は所定の様式による医師の死亡証明書

(※5)当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

(※6)所定の不慮の事故を原因として保険料払込みの免除になった場合

Ⅴ ご契約（更新）後のお取扱いについて

特約	請求項目	必要書類
指定代理請求人特約	給付金等の指定代理請求	(1)主約款および各特約条項に定める給付金等の請求書類 (2)被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3)指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4)指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (5)指定代理請求人が契約に基づき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し

2 その他の請求書類

請求項目	必要書類
ご契約の復活	(1)所定の復活請求書 (2)被保険者についての所定の告知書
解約	(1)所定の解約請求書 (2)ご契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
入院一時金額・無事故給付金額等の減額	(1)所定の保険契約内容変更請求書 (2)ご契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
保険期間が終身の無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)への変更	(1)所定の請求書 (2)ご契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
ご契約者の変更	(1)所定の名義変更請求書 (2)変更前のご契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
死亡給付金受取人の変更	(1)所定の名義変更請求書 (2)ご契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
遺言による死亡給付金受取人の変更	(1)所定の名義変更請求書 (2)遺言書(※) (3)ご契約者の相続人の戸籍抄本 (4)保険証券
給付金等の受取人によるご契約の存続	(1)所定の請求書 (2)受取人の戸籍抄本 (3)ご契約者の同意書 (4)ご契約者の印鑑証明書 (5)受取人の印鑑証明書 (6)受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
指定代理請求人の変更	(1)所定の名義変更請求書 (2)ご契約者の印鑑証明書 (3)保険証券

(※)法律上、有効な遺言の場合に限ります。

Ⅵ その他生命保険に関するお知らせ

28 保険金額等が削減される場合

1. 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
2. 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 03-3286-2820
月曜日-金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00-12:00、13:00-17:00
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

29 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

1 保護機構とは

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

2 保険契約の継続について

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることとしています。

3 保険契約の移転等について

1. 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約です。その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))。
2. 保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

(※1)特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

(※2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)をこえていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率})\text{の総和} \div 2\}$$

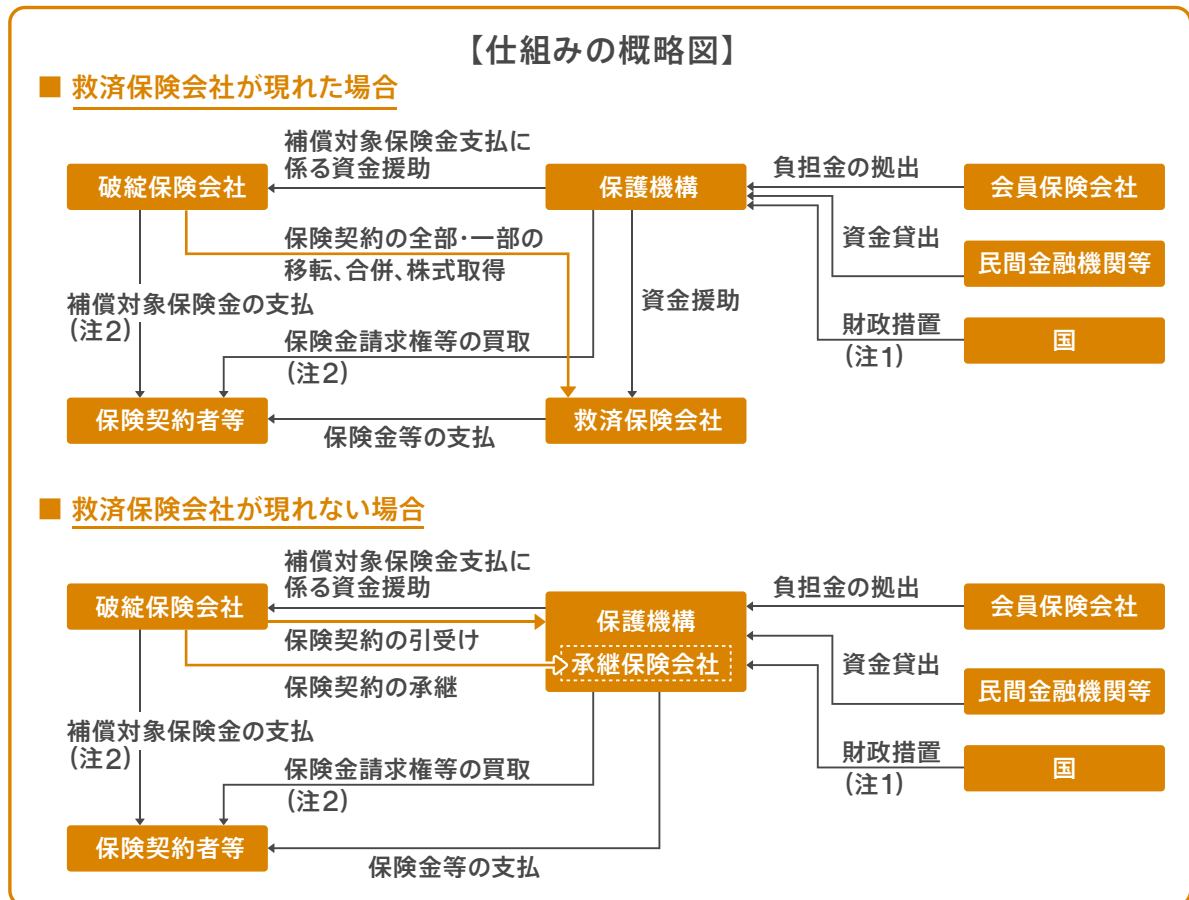
(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(※3)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金等をいいます。

(※4)個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

4 保険契約者等の保護の仕組みの概略



(注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、「3 保険契約の移転等について」(※2)に記載の率となります。)

・補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて巻末に記載の「資料作成日」現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。上記の「財政措置」が適用される期限を含め、最新の内容につきましては、当社のホームページ(<https://www.fwdlife.co.jp/organisation-to-protect-life-insurance-consumers>)でご確認ください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 03-3286-2820
 月曜日-金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00-12:00、13:00-17:00
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

30 保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

(1) 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下、「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細は、総合サービスセンターまたはお近くの当社営業部門にご連絡ください。

- (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
- (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

(オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

■2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

■2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

* 2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)~(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

* 上記登録事項における各項目の名称等は当社とのご契約内容における名称等と一部異なる場合があります。その場合、当社にて名称等の読み替えを行い、本制度への登録を行います。

* 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

* 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.fwdlife.co.jp/shared-use/>)をご確認ください。

(2) 「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。))とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。))の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払い等の判断」といいます。))の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金(以下、「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細は、総合サービスセンターまたはお近くの当社営業部門にご連絡ください。

- (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
- (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- (オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- * 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- * 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.fwdlife.co.jp/shared-use/>)をご確認ください。

31 当社の組織形態について

1. 保険会社の会社組織形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は株式会社です。
2. 株式会社は、株主の出資により運営されるもので、株式会社のご契約者は、相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

32 取引時確認(本人確認)について

1. 当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、生命保険契約の締結等の取引の際にお客さまの氏名・住居等について取引時確認(本人確認)を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリング(犯罪等で得た資金を正当な取引で得た資金に見せかけること)に利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

2. お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。

- (1) 生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引
- (2) 現金等による200万円をこえる取引
- (3) 過去に確認したお客さまになりすましている疑いがある取引
- (4) 過去の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがあるお客さまとの取引

*取引時確認(本人確認)が必要な取引・商品等については、対象外となるものがあります。

3. 取引時確認(本人確認)では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・取引目的・職業等を、法人の場合は名称・本店または主たる事務所の所在地・取引目的・事業内容・実質的支配者等を確認します。また、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引の場合、通常取引よりも厳格な方法で確認し、ならびに、資産および収入の状況(200万円をこえる財産の移転を伴う取引のみ)を確認します。

4. 取引時確認(本人確認)で確認した事項に後日変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

33 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きについて

1. 「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下、実特法といいます。)」の改正により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、当社では、実特法に基づき、保険契約(※1)の締結等に際し、お客さまより、お客さまの氏名・住所(名称・所在地)や居住地国(※2)等を記載した届出書を提出いただいております。

これは、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、各国の税務当局間で互いに提供することにより、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処することを目的としたものです。

(※1) 当社ではキャッシュバリュー保険契約・年金保険契約等の所定の保険契約を指します。

(※2) 居住地国とは、税務上の居住地国を指します。

2. 届出書の提出をお願いするお客さまおよび手続きは、以下の通りです。

(1) 届出書の提出をお願いするお客さま
個人・法人(法人の実質的支配者を含みます。)

(2) 届出書の提出をお願いする手続き

- ・ 契約の締結
- ・ 契約者の変更
- ・ 契約者貸付の申込
- ・ 解約返戻金の支払
- ・ 満期保険金の支払
- ・ 年金の支払
- ・ 海外渡航

なお、当社が「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きにより取得したお客さまの個人情報、同制度上の目的のために利用します。当社は、同制度に基づく本人確認および税務当局への報告(それらの要否の判定を含みます。)を適切に行うために以下の取扱いをいたします。

- ① 当社が非居住者の該当有無、納税者番号等の必要な情報を取得・保存すること
- ② 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告(提供)の要否判定に利用すること
- ③ 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて税務当局へ報告(提供)すること

3. お客さまに届出書の提出に応じていただけない場合には、当社は、保険契約の締結を行いません。また、実特法に基づき、当社は届出書の記録を保存いたします。届出内容に変更が生じた場合には、当社までご連絡をお願いいたします。届出書の不提出・虚偽記載等があった場合には、実特法上罰則の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

34 FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にもなう手続きについて

当社は、米国の「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」および日本国政府と米国政府の「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」に対応するため、生命保険契約の締結等に際し、お客さまが「米国税制上の特定米国人」または「米国人所有の外国事業体」に該当するかについてご申告いただいております。

なお、当社がFATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にもなう手続きにもとづき取得したお客さまの個人情報は、同法上の目的のために利用します。

<米国内国歳入法(米国税法)の対応について>

FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)は、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、米国内国歳入法の一部として制定されています。当社は、米国内国歳入法にもとづく本人確認および米国内国歳入庁への報告(それらの要否の判定を含む)を適切に行うために以下の取扱をいたします。

- ①当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
- ②当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
- ③当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて米国内国歳入庁へ報告(提供)すること

<対象となる米国納税義務者について>

「米国納税義務者」とは以下のお客さまが対象となります。

1. 特定米国人

○米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。

【特定米国人に該当する例(報告対象)】

- ・ 米国市民 ・ 米国居住者(※1)
- ・ 米国パートナーシップ ・ 米国法人 ・ 米国財団 ・ 米国信託 など

(※1) 一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

【特定米国人に該当しない例】

- ・ 米国上場法人 ・ 米国政府 ・ 米国非課税団体 ・ 米国銀行 など

2. 米国人所有の外国事業体

○実質的米国人所有者が1人以上いる外国事業体(※2)をいいます。

(※2) 支配者のなかに直接または間接的に25%をこえる議決権または価値を有する特定米国人が1人以上いる外国事業体

○外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・ 上場法人およびその関連会社
- ・ 政府機関等(政府、行政機関、国際組織、中央銀行など)
- ・ 過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・ 一定の非営利団体、公益法人 など

○FATCA対応に協力する金融機関は、原則、報告が免除されています。

お客さまに確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合には、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

35 このような場合、ただちにご連絡ください。

ご契約に関する各種手続きや、ご相談・ご照会・苦情につきましては、総合サービスセンターまたは当社ホームページを通じてご連絡ください。

たとえばこんなときご連絡を！

- ・ 改姓・受取人変更
- ・ 住所の変更(※1)
- ・ 電話番号の変更(※1)
- ・ 保険料払込口座の変更
- ・ クレジットカードの変更
- ・ 保険証券の再発行
- ・ 生命保険料控除証明書の再発行
- ・ 保険金・年金・給付金等のご請求
- ・ 本人確認事項等(※2)の変更
- ・ その他、お手続き方法等

*一部のお手続きについては、「自動音声による手続き」も可能です。



- (※1) 住所の変更および電話番号の変更は当社ホームページ(fwdlife.co.jp)を通じたお手続きをお願いします。
なお、海外渡航、帰国のご連絡は総合サービスセンターへお電話ください。
- (※2) 「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項。

- 各種手続き、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人・保険金・年金・給付金等の受取人からお願いします。
- 各種お問い合わせの際には保険証券番号、ご契約者の氏名、生年月日、ご登録の住所、電話番号をお知らせください。
- お申出の内容・契約形態により、営業部門で対応させていただく場合があります。
- あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
- 当社のお手続きに関する最新情報や保険契約に関する諸利率等の各種情報につきましては、当社ホームページ(fwdlife.co.jp)をご覧ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社へ連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

無解約返戻金型入院一時金給付保険（2015）普通保険約款 目次

1. 当社の責任開始期	3
第1条 当社の責任開始期	3
2. 保険証券の交付	3
第2条 保険証券の交付	3
3. 給付金等の支払い・保険料払込みの免除	3
第3条 入院一時金の支払限度	3
第4条 疾病入院一時金の支払い	4
第5条 災害入院一時金の支払い	5
第6条 入院一時金の支払いに関するその他の事項	5
第7条 死亡給付金の支払い	6
第8条 保険料払込みの免除	6
第9条 戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例	7
第10条 被保険者の死亡	7
第11条 給付金等の支払いおよび保険料払込みの免除の請求手続き	7
第12条 給付金等の支払時期および支払い等に必要な確認	7
4. 告知義務・解除・取消し・無効	8
第13条 告知義務	8
第14条 告知義務違反による解除	8
第15条 告知義務違反による解除ができない場合	8
第16条 重大事由による解除	9
第17条 詐欺による取消し	9
第18条 不法取得目的による無効	9
5. 保険料の払込み	9
第19条 保険料の払込み	9
第20条 保険料の払込方法（経路）	10
第21条 保険料の前納および一括払	10
6. 失効・復活	10
第22条 保険契約の失効	10
第23条 失効した保険契約の復活	10
7. 保険契約の消滅時等の取扱い	11
第24条 保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い	11
8. 保険契約者の住所等の変更	11
第25条 保険契約者の住所等の変更	11
9. 保険契約の解約・解約返戻金	11
第26条 保険契約の解約	11
第27条 解約返戻金	11
第28条 債権者等による解約の効力と給付金等の受取人による保険契約の存続	12
10. 契約内容の変更	12
第29条 入院一時金額の減額	12
第30条 保険料の払込方法（回数）および払込方法（経路）の変更	12
第31条 当社への通知による給付金の受取人の変更	12
第32条 遺言による死亡給付金受取人の変更	13
第33条 死亡給付金受取人が死亡した場合の取扱い	13
第34条 保険契約者の変更	13
第35条 保険契約者または死亡給付金受取人の代表者	13
11. 被保険者の年齢計算・年齢および性別の誤りの訂正処理	13
第36条 被保険者の年齢の計算	13
第37条 被保険者の契約年齢および性別の誤りの処理	13
12. 契約者配当金	13
第38条 契約者配当金	13

13. 保険契約の更新	14
第39条 保険契約の更新	14
第40条 保険契約を更新できない場合等	14
14. 時効	14
第41条 時効	14
15. 被保険者の業務の変更、転居および旅行	14
第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	14
16. 管轄裁判所	15
第43条 管轄裁判所	15
17. 保険期間を有期から終身へ変更する特則	15
第44条 保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用	15
第45条 保険期間を有期から終身へ変更できない場合の取扱い	15
18. 他の同種類の保険契約からの加入に関する特則	16
第46条 他の同種類の保険契約からの加入に関する特則	16
19. 無事故給付金特則	16
第47条 用語の意味	16
第48条 無事故給付金特則の締結	16
第49条 無事故給付金特則の責任開始期	16
第50条 無事故給付金の支払い	17
第51条 無事故給付金特則の保険料払込みの免除	17
第52条 無事故給付金の自動すえ置き	17
第53条 無事故給付金特則の保険期間および保険料払込期間	17
第54条 無事故給付金特則の保険料の払込み	17
第55条 無事故給付金特則の失効	17
第56条 失効した無事故給付金特則の復活	17
第57条 無事故給付金特則が消滅した場合等の特則保険料の取扱い	18
第58条 無事故給付金特則の解約	18
第59条 無事故給付金特則の解約返戻金	18
第60条 無事故給付金額の減額	18
第61条 主契約の内容変更に伴う無事故給付金特則の取扱い	18
第62条 無事故給付金特則の更新	18
第63条 無事故給付金特則を更新できない場合等	18
第64条 本則の定めの特則	19
20. 契約日が2020年3月1日以前である保険契約に関する特則	19
第65条 契約日が2020年3月1日以前である保険契約に関する特則	19

無解約返戻金型入院一時金給付保険（2015）普通保険約款

(2020年3月2日改正)

1. 当社の責任開始期

第1条 (当社の責任開始期)

1. 当社は、保険契約の申込みを承諾した場合は、次のいずれか遅い時から保険契約における責任を負い、これを責任開始期といたします。
 - (1) 第1回保険料*1を受け取った時*2
 - (2) 告知が行われた時
2. 本条1. により当社の責任が開始される日（責任開始日*3）を契約日とし、保険期間および保険料払込期間はこの日から起算し、被保険者の年齢および保険料の計算はこの日を基準とします。
3. 当社が保険契約の申込みを承諾した場合およびこの保険契約を更新する場合は、保険契約者に対し保険証券を交付します。*4

2. 保険証券の交付

第2条 (保険証券の交付)

1. 当社は、保険契約者に、次のそれぞれの事項を記載した保険証券を交付します。
 - (1) 当社の名称
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 入院一時金および死亡給付金（以下「給付金等」といいます。）の受取人の氏名、名称またはその他の受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険期間
 - (6) 保険料払込期間
 - (7) 入院一時金額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日
2. 特約の中途付加の場合は、本条1. の記載事項以外に中途付加日を記載します。

3. 給付金等の支払い・保険料払込みの免除

第3条 (入院一時金の支払限度)

1. この保険契約の疾病入院一時金および災害入院一時金の支払限度は、それぞれ保険期間を通算して支払回数50回を限度とします。
2. 本条1. の定めにかかわらず、別表22に定める7大生活習慣病を直接の原因として疾病入院一時金を支払う場合、その疾病入院一時金の支払回数については本条1. の支払限度には含めません。

備考

第1条 備考

- *1 当社が保険契約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。
- *2 第1回保険料がクレジットカード決済により払い込まれる場合は、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時（当社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当社がクレジットカード利用票を作成した時）を「第1回保険料を受け取った時」とみなして取り扱います。この場合は、保険契約者に責任開始日*3を通知します。
- *3 責任開始期の属する日をいいます。
- *4 保険契約の復活の場合または特約のみが更新される場合は、保険証券は交付しません。

第4条 (疾病入院一時金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり疾病入院一時金を支払います。

支払事由	被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院 ^{*1} をしたとき (1) 責任開始期 ^{*2} 以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること (2) 疾病の治療を目的とすること ^{*3} (3) 入院日数が1日 ^{*4} 以上であること (4) 病院または診療所 ^{*5} における入院であること
支払額	入院1回につき、次に定める金額 (1) 入院日数が2日以上入院 支払事由に該当した日現在の入院一時金額 (2) 入院日数が1日の入院 支払事由に該当した日現在の入院一時金額×50%
受取人	被保険者
免責事由 ^{*6}	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存(別表11) (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 本条1. 支払事由(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、疾病の治療を目的とする入院とみなして疾病入院一時金を支払います。

- (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故(別表1)による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過して開始した入院
- (2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- (3) 責任開始期以後に開始した異常分娩(別表10)のための入院
- (4) 骨髄幹細胞の採取術^{*7}を直接の目的とする入院。ただし、責任開始期の属する日から起算して1年経過した日以後の入院に限ります。

3. 本条1. 支払事由(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、責任開始期前の疾病^{*8}等を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして疾病入院一時金を支払います。ただし、骨髄幹細胞の採取術を除きます。

- (1) この保険契約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
- (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断^{*9}において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

4. 被保険者が本条1. の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。

備考

第4条 備考

- *1 「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*5}に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。以下、本条において同じ。
- *2 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *3 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
- *4 「入院日数が1日」とは、上記^{*1}の入院のうち、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などをもとに判断します。
- *5 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 柔道整復師法に定める施術所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるために収容された場合に限ります。)
3. 上記1. および2. の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *6 支払事由に該当しても給付金等を支払わない場合をいいます。以下同じ。
- *7 「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同じ。
- *8 第4条2. (1)~(4)に該当する入院を含みます。以下同じ。
- *9 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

5. 被保険者が本条1. の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係^{*10}があると当社が認めたときは、1回の入院とみなして本条および第3条（入院一時金の支払限度）を適用します。ただし、疾病入院一時金が支払われることとなった最終の入院を開始した日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
6. 本条5. において、被保険者が最初の入院で1日の入院をし、入院一時金額に50%を乗じた金額を支払った後、1回の入院とみなされる次の入院をした場合、最初に入院をした日の入院一時金額から既に支払った金額を差し引いた金額を支払います。

第5条 （災害入院一時金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり災害入院一時金を支払います。

支払事由	被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院 ^{*1} をしたとき (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故(別表1)を直接の原因とする入院であること (2) 傷害の治療を目的とすること ^{*2} (3) 不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4) 同一の不慮の事故による入院日数が1日以上であること ^{*3} (5) 病院または診療所 ^{*4} における入院であること
支払額	同一の不慮の事故による入院1回につき、次に定める金額 (1) 入院日数が2日以上の場合 支払事由に該当した日現在の入院一時金額 (2) 入院日数が1日の入院 支払事由に該当した日現在の入院一時金額×50%
受取人	被保険者
免責事由	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

2. 責任開始期前に生じた傷害を責任開始期以後に生じたものとみなして災害入院一時金を支払う取扱いは、第4条（疾病入院一時金の支払い）3. に準じます。
3. 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本条において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院一時金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本条において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院一時金は支払いません。
4. 本条3. の入院中に主たる不慮の事故により入院した期間が終了した日の翌日に、異なる不慮の事故により入院をしていたときは、その日に異なる不慮の事故により入院を開始したものとみなして取り扱います。
5. 被保険者が本条1. の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして災害入院一時金を支払います。ただし、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院に限ります。
6. 本条5. にかかわらず、被保険者が最初の入院で1日の入院をし、入院一時金額に50%を乗じた金額を支払った後、1回の入院とみなされる次の入院をした場合、最初に入院をした日の入院一時金額から既に支払った金額を差し引いた金額を支払います。

第6条 （入院一時金の支払いに関するその他の事項）

1. 被保険者が、災害入院一時金が支払われる入院を開始した時またはその入院中に、疾病の治療を目的とする入院をした場合は、疾病入院一時金は支払いません。ただし、不慮の事故により入院した期間が終了した日の翌日に疾病の治療を目的とする入院をしていたときは、その日に第4条（疾病入院一時金の支払い）1. の支払事由(3)に該当する入院を開始したものと取り扱います。

備考

第4条 備考

- *10 医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名が異なる場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。

第5条 備考

- *1 「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*4}に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。以下、本条において同じ。
- *2 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
- *3 「入院日数が1日」とは、上記^{*1}の入院のうち、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などをもとに判断します。
- *4 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 柔道整復師法に定める施術所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるために収容された場合に限ります。）
3. 上記1. および2. の場合と同等の日本国外にある医療施設

2. 被保険者が、疾病入院一時金が支払われる入院を開始した時またはその入院中に、不慮の事故により入院をした場合は、災害入院一時金は支払いません。ただし、疾病の治療を目的として入院した期間が終了した日の翌日に不慮の事故により入院をしたときは、その日に第5条(災害入院一時金の支払い)1. の支払事由(4)に該当する入院を開始したものとして取り扱います。
3. 保険期間満了以前に開始した入院が保険期間満了後も継続しているときは、その保険期間満了後の入院を保険期間中の入院とみなします。
4. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または生じた不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして疾病入院一時金および災害入院一時金を支払います。
5. 本条1. にかかわらず、保険契約者が法人の場合は、保険契約締結時に保険契約者から申出があり、当社がその旨を保険証券に記載したときは、保険契約者を疾病入院一時金および災害入院一時金の受取人とします。
6. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係^{*1}があると当社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして取り扱います。

第7条 (死亡給付金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり死亡給付金を支払います。

支払事由	被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき
支払額	入院一時金額と同額 ^{*1}
受取人	死亡給付金受取人
免責事由	保険契約者または死亡給付金受取人の故意により本表の支払事由が生じたとき

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めるときは、死亡給付金を支払います。
3. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と死亡給付金受取人が同一人の場合は支払いません。

第8条 (保険料払込みの免除)

1. 当社は、被保険者が次の表の保険料払込みの免除事由^{*1}に該当した場合、元の払込方法(回数)にかかわらず、月払契約として、以後到来する保険料の払込みを免除し、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

保険料払込みの免除事由	(1) 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態(別表2)になったとき ^{*2} (2) 被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故(別表1)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態(別表3)になったとき ^{*3}
免除となる対象	保険料払込みの免除事由が生じた後に到来する保険料期間 ^{*4} 以降の保険料
免責事由 ^{*5}	(1) 被保険者が次のいずれかによって本表の保険料払込みの免除事由の(1)に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争その他の変乱 (2) 被保険者が次のいずれかによって本表の保険料払込みの免除事由の(2)に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 地震、噴火または津波 ⑧ 戦争その他の変乱

2. 責任開始期前に発病した疾病ならびに生じた不慮の事故(別表1)およびそれ以外の外因による傷害を責任開始期以後に生じたものとみなして保険料の払込みを免除する取扱いは、第4条(疾病入院一時金の支払い)3. に準じます。
3. 保険料払込みの免除事由に該当した時以後は、次の取扱いをしません。
(1) 第29条(入院一時金額の減額)
(2) 第44条(保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用)

備 考

第6条 備考

- ^{*1} 医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名が異なる場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。

第7条 備考

- ^{*1} 被保険者が死亡した日現在の入院一時金額とします。

第8条 備考

- ^{*1} 保険料の払込みを免除する場合をいいます。以下同じ。
^{*2} 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態(別表2)になったときを含みます。ただし、責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係がない場合に限りません。
^{*3} 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。
^{*4} 本条の場合は、保険料の払込方法(回数)を月払とした契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。
^{*5} 保険料払込みの免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合をいいます。

第9条 （戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院一時金の支払事由が生じた場合でも、その原因により入院一時金の支払事由が生じた被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、その影響の程度に応じて、入院一時金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
2. 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態（別表2）になった場合でも、その原因によって高度障害状態（別表2）になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込みを免除します。
3. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって身体障害の状態（別表3）になった場合でも、その原因によって身体障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込みを免除します。

第10条 （被保険者の死亡）

1. 被保険者が死亡したときは、保険契約は消滅します。この場合、保険契約者またはその承継人は、遅滞なく当社に通知してください。
2. 保険料払込期間中に被保険者が死亡し、死亡給付金が支払われない場合は、責任準備金その他の返戻金はありません。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、本条1. および2. に準じて取扱います。

第11条 （給付金等の支払いおよび保険料払込みの免除の請求手続き）

1. 給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. この保険契約に基づく給付金等の支払いについてはその給付金等の受取人が、保険料払込みの免除については保険契約者が、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して請求してください。
3. 団体^{*2}が保険契約者および死亡給付金の受取人で、かつ、その団体から給与の支払いを受ける者が被保険者である保険契約（事業保険契約）の場合、団体がその保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*3}として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際に、本条2. の書類のほかに、次の(1)または(2)のいずれかの書類および(3)の書類を提出してください。^{*4}
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証明する書類
 - (3) 受給者が支払いを受けるべき本人であることを団体が確認した書類

第12条 （給付金等の支払時期および支払い等に必要の確認）

1. 給付金等は、請求日^{*1}の翌営業日から起算して5営業日以内に、当社の本店で支払います。
2. 当社は給付金等の支払い^{*2}のために次の表の確認が必要な場合において、保険契約の締結時から給付金等の支払い^{*2}の請求時までに当社に提出された書類だけでは次の表の事項の確認ができないときは、改めてその確認を行います。^{*3}この場合、本条1.にかかわらず、給付金等の支払期限は請求日の翌日から起算して60日を経過する日とします。

確認が必要な場合		確認が必要な事項
(1)	給付金等の支払 ^{*2} 事由発生の有無の確認が必要な場合	給付金等の支払 ^{*2} 事由に該当する事実の有無
(2)	給付金等の支払い ^{*2} の免責事由 ^{*4} に該当する可能性がある場合	給付金等の支払 ^{*2} 事由が生じた原因
(3)	告知義務違反に該当する可能性がある場合	次の①および②の事項 ① 当社が告知を求めた事項 ② 告知義務違反に至った原因
(4)	重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	次の①、②または③の事項 ① 本表の(2)および(3)に定める事項 ② 第16条（重大事由による解除）1. (4)に該当する事実の有無 ③ 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金等の支払い ^{*2} の請求の意図に関する、保険契約の締結時から請求時までにおける事実

備 考

第11条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *2 官公庁、会社、組合または工場等の団体をいい、団体の代表者を含みます。以下、本条において同じ。
- *3 遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。以下、本条において同じ。
- *4 受給者が2人以上であるときは、そのうちの1人からの提出で足りるものとします。

第12条 備考

- *1 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 保険料払込みの免除を含みます。
- *3 当社が指定する医師による診断を求めることを含みます。
- *4 支払事由に該当しても給付金等を支払わない場合および保険料払込みの免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合をいいます。

3. 本条2.の確認をするため、次の表の特別な照会や調査が不可欠な場合は、本条1.および2.にかかわらず、給付金等の支払期限は、請求日の翌日から起算して、本表の支払期限の日数を経過する日とします。ただし、本表の(1)から(6)のうち2つ以上に該当する場合は、180日を経過する日とします。

特別な照会や調査		対象となる事項	支払期限
(1)	医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	本条2.(1)から(4)の事項	90日
(2)	弁護士法(昭和24年法律第205号)およびその他の法令に基づく照会		180日
(3)	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定		
(4)	保険契約者、被保険者または給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条2.(1)から(4)の事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会		
(5)	日本国外における調査		
(6)	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査		

4. 本条2.または3.による確認を行う場合、当社は、給付金等の支払い^{*2}の請求者^{*5}にその旨を通知します。
 5. 本条2.または3.による確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれ^{*3}に応じなかったときは、当社は、これによってその確認が遅延した期間について支払いの遅滞の責任を負いません。

4. 告知義務・解除・取消し・無効

第13条 (告知義務)

保険契約の締結または復活の際、支払事由および保険料払込みの免除事由が生じる可能性に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者^{*1}は、その書面で告知してください。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第14条 (告知義務違反による解除)

- 第13条(告知義務)により当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実が告知されなかったとき、または事実でないことが告知されたときは、当社は、将来に向けて保険契約を解除することができます。
- 給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、当社は、本条1.により保険契約を解除することができます。この場合は、給付金等の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。^{*1}ただし、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実と関係がないことを保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が証明したときは、給付金等の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。
- 本条により保険契約を解除するときは、当社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- 本条により保険契約を解除したときは、当社は、解約返戻金があるときはこれと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条 (告知義務違反による解除ができない場合)

- 次のいずれかの場合は、当社は、第14条(告知義務違反による解除)による保険契約の解除をすることができません。
 - 保険契約の締結または復活の際に、当社が、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者^{*2}が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でない告知をすることを勧めたとき
 - 保険契約の締結または復活の後、当社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - 責任開始期の属する日から起算して2年以内に、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じなかったとき
- 本条1.(2)および(3)の場合において、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でない告知をしたと認められる場合は、当社は保険契約を解除することができます。

備考

第12条 備考

^{*5} 給付金等の受取人が2人以上の場合はその代表者とします。

第13条 備考

^{*1} 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第14条 備考

^{*1} すでに給付金等を支払っていたときは給付金等の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは免除した保険料の払込みはなかったものとして取り扱います。

第15条 備考

^{*1} 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において同じ。

^{*2} 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。以下、本条において同じ。

第16条 （重大事由による解除）

1. 次の表のいずれかの事由がある場合は、当社は、保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致 ^{*1}	保険契約者、被保険者 ^{*2} または給付金等の受取人が、給付金等 ^{*3} ^{*4} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^{*1} をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為 ^{*1}	この保険契約の給付金等 ^{*4} の請求に関し、その給付金等の受取人 ^{*5} が詐欺行為 ^{*1} をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる給付金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力 ^{*6} への関与	保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき ^{*7}

2. 給付金等の支払^{*4}事由が生じた後でも、当社は、本条1. により保険契約を解除することができます。この場合は、本条1. の重大事由の発生時以後に生じた支払^{*4}事由による疾病入院一時金、災害入院一時金、または死亡給付金^{*8}の支払い^{*4}をしません。^{*9}

3. 本条により保険契約を解除する場合は、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金等の受取人に通知します。

4. 本条により保険契約を解除した場合は、解約返戻金があるときは、当社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。^{*10}

第17条 （詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または給付金等の受取人の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。

第18条 （不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的で保険契約を締結または復活したときは、保険契約は無効とします。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。

5. 保険料の払込み**第19条 （保険料の払込み）**

1. 第2回以後の保険料の払込みにおける保険料期間^{*1}、払込期月^{*2}および猶予期間^{*3}は、払込方法（回数）により、次の表のとおりです。

備考**第16条 備考**

- *1 未遂を含みます。
- *2 死亡給付金については、被保険者を除きます。
- *3 死亡給付金については、他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- *4 保険料払込みの免除を含みます。
- *5 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。
- *6 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- *7 例えば、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、またはこの保険契約に付加されている特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *8 本条1.（4）のみに該当した場合で、本条1.（4）に該当したのが死亡給付金受取人のみであり、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その死亡給付金受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。
- *9 すでに給付金等を支払っていたときは、給付金等の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- *10 本条1.（4）により保険契約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して本条2. により死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払わない死亡給付金に対応する解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第19条 備考

- *1 保険料の払込方法（回数）に応じた、それぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。以下同じ。
- *2 保険料期間に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。
- *3 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期月内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。

払込方法（回数）	保険料期間	払込期月	猶予期間
月払	契約日の月単位の応当日から次の月単位の応当日の前日までの期間	契約日の月単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日まで
年払	契約日の年単位の応当日から次の年単位の応当日の前日までの期間	契約日の年単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで ^{*4}
半年払	契約日の半年単位の応当日から次の半年単位の応当日の前日までの期間	契約日の半年単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	

2. 保険契約者は、本条1.により第2回以後の保険料を保険料払込期間中、払込期月内に払い込んでください。
3. 月払の保険契約が入院一時金額の減額等によって当社所定の月払の取扱範囲外となったときは、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

第20条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険料の払込方法（経路）は次のとおりです。

口座振替扱	当社指定の金融機関等の口座振替により払い込む方法
送金扱	当社指定の金融機関等の当社指定口座に送金することにより払い込む方法
団体扱	所属団体を通じて払い込む方法 ^{*1}
集団扱	所属集団を通じて払い込む方法 ^{*2}
クレジットカード扱	当社の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法 ^{*3}

2. 本条1.により保険契約者が選択した払込方法（経路）で払込期月内に保険料の払込みができないときは、その保険料についてのみ、猶予期間内に当社所定の方法により払い込んでください。
3. 本条1.の送金扱以外の払込方法（経路）が選択されている保険契約について、当社所定の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、当社の承諾を得て、他の払込方法（経路）に変更することができます。この場合、変更の手続きが完了するまでの間の保険料については、当社所定の方法により払い込んでください。

第21条（保険料の前納および一括払）

1. 年払または半年払の契約において、保険契約者は、将来の保険料を当社所定の範囲内で前納することができます。この場合、当社所定の利率で保険料を割り引いて計算した前納保険料を払い込んでください。
 - (1) 前納保険料は、当社所定の利率による利息をつけて積み立てられ、契約日の年単位または半年単位の応当日が到来するごとに保険料として充当されます。
 - (2) 保険料の前納期間の満了時に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者^{*1}に払い戻します。
2. 月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を、当月分を含めて3か月から12か月分まで一括で払い込むことができます。この場合、当社所定の割引率で計算した一括払保険料を払い込んでください。

6. 失効・復活

第22条（保険契約の失効）

猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失います。

第23条（失効した保険契約の復活）

1. 保険契約が効力を失った日から起算して1年以内は、保険契約者は、当社所定の書類を提出し、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約返戻金の請求があったときは復活することはできません。
2. 保険契約の復活を当社が承諾したときは、保険契約者は、当社の指定する日までに延滞保険料^{*1}を当社所定の方法により払い込んでください。この場合、当社は、次のいずれか遅い時から、復活後の保険契約における責任を負い、その責任が開始される日を復活日とします。
 - (1) 延滞保険料を受け取った時
 - (2) 告知が行われた時

備 考

第19条 備考

^{*4} 契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日までをいいます。

第20条 備考

- ^{*1} 所属団体と当社との間に団体取扱に関する協定が締結されている場合に限りです。
^{*2} 所属集団と当社との間に集団取扱に関する協定が締結されている場合に限りです。
^{*3} 当社所定の保険契約である場合に限りです。

第21条 備考

^{*1} 給付金等の支払いの際は、死亡給付金の受取人とします。

第23条 備考

^{*1} 復活する日までに保険料期間が到来する未払込保険料をいいます。以下、本条において同じ。

7. 保険契約の消滅時等の取扱い

第24条 （保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い）

1. 払込期月に対応する保険料が払い込まれた後に、保険契約の消滅等^{*1}が生じた場合は、次のとおり取り扱います。
 - (1) その払込期月の契約日の応当日の前日までに保険契約の消滅等が生じたときは、その払込期月に対応する保険料^{*2}を保険契約者^{*3}に払い戻します。
 - (2) その払込期月の契約日の応当日以後に保険契約の消滅等が生じたときは、その払込期月に対応する保険料は次の表のとおり取り扱います。^{*4}

①	月払契約	保険料 ^{*2} の払戻しはありません。
②	年払契約・半年払契約	保険契約の消滅等の事由が生じた次の契約日の月単位の応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、当社所定の方法により計算した未経過保険料があるときは、これを保険契約者 ^{*3} に払い戻します。 ^{*5}

2. 保険料の前納または一括払を行った場合で、保険契約の消滅等が生じたときは、前納保険料または一括払保険料の残額があるときは、これを保険契約者^{*3}に払い戻します。
3. 払込期月に対応する保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときは、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - (1) 給付金等の支払事由が生じたとき
未払込保険料^{*6}を給付金等から差し引きます。
 - (2) 保険料払込みの免除事由が生じたとき
猶予期間満了の日までに、未払込保険料を払い込んでください。払込みのないときは、保険料の払込みを免除しません。
4. 本条3.(1)の当社の支払う金額が未払込保険料に不足するときは、猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。払込みのないときは、給付金を支払いません。

8. 保険契約者の住所等の変更

第25条 （保険契約者の住所等の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、当社に通知してください。
2. 本条1.の通知がなく、保険契約者の住所または通信先を当社が確認できなかった場合、当社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に着いたものとします。

9. 保険契約の解約・解約返戻金

第26条 （保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、当社は、これを保険契約者に支払います。

第27条 （解約返戻金）

1. 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。また、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていないときも、解約返戻金はありません。
2. 保険料払込期間満了後の解約返戻金は入院一時金額と同額とします。
3. 次の表の事項に関する解約返戻金の計算をする場合、次の表の判定基準日が、保険料払込期間に属するときは、この保険契約の解約返戻金はありません。

備考

第24条 備考

- *1 次のいずれかをいいます。以下、本条において同じ。
1. 解約または解除による消滅（入院一時金額の減額の際の減額部分の消滅を含みます。）
 2. 被保険者の死亡による保険契約の消滅（保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）
 3. 保険料払込みの免除事由の発生による保険料払込みの免除
- *2 入院一時金額の減額の際に、減額部分に対応する保険料とします。また、保険料の払込みを免除した後に、払い込まれたものとして取り扱う保険料を除きます。
- *3 この保険契約および同時に付加されている特約の給付金等を支払うときはその給付金等の受取人とします。
- *4 第1回保険料についても、これに準じて取り扱います。
- *5 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、未経過保険料は払い戻しません。
- *6 本条1.(2)②の未経過保険料部分を除いた保険料をいいます。以下、本条において同じ。

事項	判定基準日
第14条（告知義務違反による解除）および第16条（重大事由による解除）による解除	解除の通知が保険契約者*1に到達した日
第22条（保険契約の失効）による失効	保険料払込猶予期間満了の日の翌日
第26条（保険契約の解約）による解約	当社所定の書類が当社の本店に到達した日
第29条（入院一時金額の減額）による減額	

4. 解約返戻金は、その請求に必要な当社所定の書類*2を提出して請求してください。当社は、請求日*3の翌営業日から起算して5営業日以内に当社の本店で支払います。

第28条（債権者等による解約の効力と給付金等の受取人による保険契約の存続）

- 債権者等*1による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日にその効力を生じます。
- 本条1.にかかわらず、給付金等の受取人*2が、保険契約者の同意を得て、本条1.の解約の効力が生じるまでの間に、解約時支払額*3を債権者等に支払い、かつその旨を当社に通知した*4ときは、本条1.の解約はその効力を生じません。
- 本条1.の解約の通知が当社に到達した日以後、本条1.の解約の効力が生じまたは本条2.により生じないこととなるまでの間（解約停止期間）に死亡給付金の支払事由の発生により保険契約が消滅した場合は、当社は、支払う給付金等の金額を限度に解約時支払額を債権者等に支払い、残額があるときはその残額を死亡給付金受取人に支払います。

10. 契約内容の変更

第29条（入院一時金額の減額）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、入院一時金額を減額することができます。*1ただし、減額後の入院一時金額は当社所定の金額以上とします。
- 入院一時金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとして取り扱い、その後の保険料を改めます。

第30条（保険料の払込方法（回数）および払込方法（経路）の変更）

保険契約者は、当社の承諾を得て、保険料の払込方法（回数）または払込方法（経路）を変更することができます。*1

第31条（当社への通知による給付金の受取人の変更）

- 死亡給付金の対象となる保険契約については、保険契約者*1は、死亡給付金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、死亡給付金の受取人を変更することができます。*2
- 本条1.の変更をしたときは、保険証券に表示します。
- 本条1.の通知が当社に到達する前に変更前の死亡給付金の受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡給付金の受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- 疾病入院一時金および災害入院一時金の受取人は、被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人の場合は、被保険者の同意を得た上で、疾病入院一時金および災害入院一時金の受取人を保険契約者に変更することができます。

備考

第27条 備考

- *1 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由によって保険契約者に通知できない場合は、被保険者または給付金等の受取人とします。
- *2 請求権者であることを証する書類、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *3 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。

第28条 備考

- *1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約を解約することができる者をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 特約の給付金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人を含み、保険契約者以外の者で次のいずれかの者に限ります。
 - 保険契約者の親族
 - 被保険者の親族
 - 被保険者
- *3 本条1.の解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額をいいます。以下、本条において同じ。
- *4 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

第29条 備考

- *1 その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第30条 備考

- *1 その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

第31条 備考

- *1 保険契約者の死亡等により保険契約を受け継ぐ、保険契約者の相続人等の承継人を含みます。
- *2 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

第32条 （遺言による死亡給付金受取人の変更）

1. 第31条（当社への通知による給付金の受取人の変更）によるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 本条1.の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条1.および2.による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知^{*1}しなければ、これを当社に対抗することができません。
4. 本条1.の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第33条 （死亡給付金受取人が死亡した場合の取扱い）

1. 死亡給付金の支払事由の発生以前に、死亡給付金受取人が死亡した後、保険契約者が、その死亡した死亡給付金受取人の変更を行っていない場合は、次の者を死亡給付金受取人とします。
 - (1) その死亡した死亡給付金受取人の法定相続人
 - (2) 本条1.(1)により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合は、さらにその死亡した者の法定相続人^{*1}
2. 本条1.により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合は、法定相続分にかかわらず均等とします。

第34条 （保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。^{*1}
2. 本条1.の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第35条 （保険契約者または死亡給付金受取人の代表者）

1. 保険契約者または死亡給付金受取人が2人以上いるときは、それぞれ代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
2. 本条1.の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、当社が保険契約者または死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

11. 被保険者の年齢計算・年齢および性別の誤りの訂正処理**第36条 （被保険者の年齢の計算）**

1. 被保険者の契約年齢は契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、契約日の年単位の応当日ごとに本条1.の契約年齢に1歳を加えて計算します。

第37条 （被保険者の契約年齢および性別の誤りの処理）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 実際の契約年齢が、当社所定の契約年齢の範囲内であったとき
その年齢に基づいて保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。
 - (2) 実際の契約年齢が、当社所定の契約年齢の範囲外であったとき
当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢未満であったが、年齢の誤りが判明した日においては最低契約年齢以上になっている場合は、最低契約年齢に達した日に契約したものとして保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。

12. 契約者配当金**第38条 （契約者配当金）**

この保険契約に対しては、契約者配当金はありません。

備 考**第32条 備考**

*1 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

第33条 備考

*1 法定相続人がいないときは、本条1.(1)により死亡給付金の受取人となった者のうち生存している者を死亡給付金の受取人とします。

第34条 備考

*1 その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

13. 保険契約の更新

第39条 （保険契約の更新）

- この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される^{*1}ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者の保険契約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に到着した場合は更新しません。
- 保険契約が更新された場合は、次の表のとおり取り扱います。

更新後の保険契約	保険期間	更新前の保険契約の保険期間と同一。 ^{*3} 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	入院一時金額	更新前の保険契約の入院一時金額と同額
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後の保険契約の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	更新前の保険契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	約款	更新時の普通保険約款

- 更新後の保険契約の第1回保険料の払込みの取扱いは、次の第2回以後保険料の定めに従います。
 - 第19条（保険料の払込み）
 - 第24条（保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い）1.、3. および4.
- 次の定めについては、更新前と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - 第3条（入院一時金の支払限度）
 - 第4条（疾病入院一時金の支払い）
 - 第5条（災害入院一時金の支払い）
 - 第6条（入院一時金の支払いに関するその他の事項）
 - 第7条（死亡給付金の支払い）
 - 第8条（保険料払込みの免除）
 - 第15条（告知義務違反による解除ができない場合）

第40条 （保険契約を更新できない場合等）

- 第39条（保険契約の更新）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は更新できません。
 - 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
 - 保険料払込期間が保険期間より短いとき
- 第39条（保険契約の更新）3. の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。
- 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当社は、更新後の保険契約を解除することができます。
- 更新時に当社がこの保険種類の契約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の保険契約に変更して更新します。

14. 時効

第41条 （時効）

給付金等、解約返戻金、その他この保険契約に基づく支払金の支払いまたは保険料払込みの免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から起算して3年以内に請求がない場合は消滅します。

15. 被保険者の業務の変更、転居および旅行

第42条 （被保険者の業務の変更、転居および旅行）

保険契約の継続中に次の事由が生じた場合でも、当社は保険契約の解除および保険料の変更を行わずに保険契約上の責任を負います。

- 被保険者が従事する業務を変更したとき^{*1}
- 被保険者が転居したとき
- 被保険者が旅行をしたとき

備考

第39条 備考

- *1 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *3 第40条（保険契約を更新できない場合等）1.（1）により短期の保険期間に変更して更新するときを除きます。

第40条 備考

- *1 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

第42条 備考

- *1 第16条（重大事由による解除）1.（4）に該当する場合を除きます。

16. 管轄裁判所

第43条 （管轄裁判所）

この保険契約における給付金等または保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、当社の本店または給付金等の受取人*1の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

17. 保険期間を有期から終身へ変更する特則

第44条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）

1. 保険契約者は、変更前契約*1の保険期間が満了する月の前月の末日*2までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする無解約返戻金型入院一時金給付保険（2015）への変更をすることができます。*3
2. 次のすべての条件を満たす場合に、本条の変更を行います。
 - (1) 変更日における被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - (2) 変更前契約が契約日*4より2年以上経過しているとき
3. 本条の変更を行った場合は次のとおり取り扱います。

	保険期間	終身
変更後契約*5	入院一時金額	変更前契約の入院一時金額と同額
	保険料	変更日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	変更前契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	約款	変更時の普通保険約款

4. 変更後契約の第1回保険料の払込みについては、次の第2回以後保険料の取扱いに準じます。
 - (1) 第19条（保険料の払込み）
 - (2) 第24条（保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い）1.、3. および4.
5. 次の定めについては、変更前契約と変更後契約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第3条（入院一時金の支払限度）
 - (2) 第4条（疾病入院一時金の支払い）
 - (3) 第5条（災害入院一時金の支払い）
 - (4) 第6条（入院一時金の支払いに関するその他の事項）
 - (5) 第7条（死亡給付金の支払い）
 - (6) 第8条（保険料払込みの免除）
 - (7) 第15条（告知義務違反による解除ができない場合）

第45条 （保険期間を有期から終身へ変更できない場合の取扱い）

1. 第44条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. および2. の定めにかかわらず、次の場合は、当社は本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 変更前契約の保険料の払込みが免除されているとき
 - (2) 変更前契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されているとき*1
 - (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていないとき
2. 変更後契約の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、第44条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）による保険期間の変更は行われなかったものとし、変更後契約は変更前契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。
3. 変更前契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、当社は、変更後契約を解除することができます。
4. 第44条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1.の定めにかかわらず、変更日に当社がこの保険期間を終身とする無解約返戻金型入院一時金給付保険（2015）の締結を取り扱っていない場合は、変更日に当社所定の他の同種類の保険契約へ変更します。

備考

第43条 備考

*1 給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

第44条 備考

- *1 保険期間を終身に変更する前の保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *3 変更前契約の保険期間満了の日の翌日に変更後契約へ変更されるものとし、この日を変更日とします。
- *4 更新の取扱いが行われた後は、最初の契約日とします。
- *5 保険期間を終身に変更した後の保険契約をいいます。以下同じ。

第45条 備考

*1 給付金削減期間経過後および特定部位・特定疾病不担保期間経過後を除きます。

18. 他の同種類の保険契約からの加入に関する特則

第46条（他の同種類の保険契約からの加入に関する特則）

1. 当社所定の旧契約^{*1}の保険契約者は、旧契約の被保険者について被保険者選択を受けることなく、当社所定の取扱条件の範囲内でこの保険契約に加入することができます。
2. 旧契約について次のいずれかに該当する場合は、当社は本条の取扱いを行いません。
 - (1) 旧契約の保険料の払込みが免除されている場合
 - (2) 旧契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されている場合^{*2}
3. この保険契約の入院一時金額は、旧契約の入院一時金額以下とします。
4. 第1条（当社の責任開始期）に定める責任開始期^{*3}は、旧契約の責任開始期とします。ただし、同条に定める契約日はこの保険契約の第1回保険料を受け取った日とします。
5. 次の定めについては、旧契約とこの保険契約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第3条（入院一時金の支払限度）
 - (2) 第4条（疾病入院一時金の支払い）
 - (3) 第5条（災害入院一時金の支払い）
 - (4) 第6条（入院一時金の支払いに関するその他の事項）
 - (5) 第7条（死亡給付金の支払い）
 - (6) 第8条（保険料払込みの免除）
 - (7) 第15条（告知義務違反による解除ができない場合）
6. 本条5.にかかわらず、旧契約に第7条（死亡給付金の支払い）に定める死亡給付金の支払事由に相当する給付金がない場合は、死亡給付金に対する給付金の支払いについては旧契約の保険期間とこの保険契約の保険期間は継続した保険期間とみなしません。
7. 次の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第14条(告知義務違反による解除)1.	第13条(告知義務)により	第13条(告知義務)または旧契約の定めにより
第15条(告知義務違反による解除ができない場合)1.	責任開始期の属する日	旧契約の責任開始期の属する日

19. 無事故給付金特則

第47条（用語の意味）

1. この特則において使用される「本則」とは、主契約^{*1}におけるこの特則以外の部分をいいます。
2. この特則において使用される「対象期間」とは、無事故給付金の支払いの判定に用いる期間をいい、次表に定める期間とします。

第1回目の対象期間	本則の契約日 ^{*2} からその直後に到来する5年ごとの応当日 ^{*3} の前日までの期間
第2回目以後の対象期間	5年ごとの応当日からその直後に到来する5年ごとの応当日の前日までの期間

第48条（無事故給付金特則の締結）

1. 保険契約者は、本則の契約日または更新日に、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特則を本則に付加して締結することができます。
2. この特則を、本則の締結の際に本則に付加する場合は、本則とあわせて被保険者の選択を行います。本則の更新日に本則に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第49条（無事故給付金特則の責任開始期）

この特則の責任開始期については、この特則を本則に付加する時期により、次のいずれかとします。

- (1) 本則の締結の際にこの特則を付加する場合
本則の責任開始期と同一とします。
- (2) 本則の更新日にこの特則を付加する場合
当社が保険契約者からの特則付加の申込みを承諾した場合は更新日からこの特則における責任を負い、これをこの特則の責任開始期とします。

備 考

第46条 備考

- *1 他の同種類の保険契約または特約をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 給付金削減期間経過後および特定部位・特定疾病不担保期間経過後を除きます。
- *3 保険契約を復活された場合は、最後の復活の際の責任開始期とします。

第47条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 本則の更新日にこの特則を付加する場合は更新日をいいます。
- *3 本則の契約日の5年ごとの年単位の応当日をいいます。以下、本項において同じ。

第50条（無事故給付金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり無事故給付金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特則の対象期間満了時に生存し、かつ、対象期間中に次の給付金のいずれもが支払われなかったとき (1) 第4条（疾病入院一時金の支払い）の疾病入院一時金 (2) 第5条（災害入院一時金の支払い）の災害入院一時金
支払額	無事故給付金額
受取人	保険契約者

2. 無事故給付金が支払われた後に、その対象期間中の疾病入院一時金等^{*1}の請求を受け、当社がこれを支払う場合は、支払われた無事故給付金を差し引いて疾病入院一時金等を支払います。ただし、疾病入院一時金等が無事故給付金に不足する場合は、保険契約者は、その不足する金額を当社に返還してください。
3. 第52条（無事故給付金の自動すえ置き）1. により無事故給付金がすえ置かれていた場合で、その対象期間中の疾病入院一時金等の請求があり、当社がこれを支払うこととしたときは、その無事故給付金は、支払事由に該当しなかったものとして取り扱います。
4. 疾病入院一時金等が支払われる入院が対象期間の満了時を含んで継続しているときは、その入院は入院開始日の属する対象期間中の入院とみなします。
5. 第4条（疾病入院一時金の支払い）5. および第5条（災害入院一時金の支払い）5. により1回の入院とみなされる2回以上の入院について、最初の入院の入院開始日から最後の入院の退院日までの間に対象期間満了の時が到来したときは、それらの入院は最初の入院の入院開始日の属する対象期間中の入院とみなします。
6. 無事故給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

第51条（無事故給付金特則の保険料払込みの免除）

1. 第8条（保険料払込みの免除）1.により、本則の保険料払込みが免除された場合は、主契約の取扱いに準じてこの特則の保険料払込みを免除します。
2. 本条1. のほか、この特則の保険料払込期間と本則の保険料払込期間とが異なる場合で、本則の保険料払込期間経過後のときは第8条（保険料払込みの免除）1. のために準じて、この特則の保険料の払込みを免除します。

第52条（無事故給付金の自動すえ置き）

1. 無事故給付金は、支払事由が生じたときから、当社所定の利率および方法による利息をつけて自動的に据え置きます。
2. すえ置かれた無事故給付金は、保険契約者から請求があったとき、または本則が消滅したとき^{*1}に保険契約者に支払います。ただし、本則が死亡給付金の支払いにより消滅する時は、すえ置かれた無事故給付金^{*2}は、死亡給付金とともに本則の死亡給付金受取人に支払います。

第53条（無事故給付金特則の保険期間および保険料払込期間）

この特則の保険期間および保険料払込期間は、本則の保険期間の満了する日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

第54条（無事故給付金特則の保険料の払込み）

1. この特則の保険料は、本則の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 本則の保険料が払い込まれ、この特則の保険料が払い込まれない場合は、この特則は、猶予期間満了時から将来に向かって解約されたものとします。
3. この特則の保険料払込期間と本則の保険料払込期間が異なる場合は、本則の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特則の保険料は、本則の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、本則の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納してください。
4. 本条3. の場合は、保険料の払込み、前納および猶予期間についての取扱いは、第19条（保険料の払込み）および第21条（保険料の前納および一括払）に準じます。
5. 本条3. に定める前納が行われなかった場合は、この特則は、本則の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

第55条（無事故給付金特則の失効）

本則が効力を失った場合は、この特則も同時に将来に向かって効力を失います。

第56条（失効した無事故給付金特則の復活）

1. 本則の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特則についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当社は、本条1. によって請求された特則の復活を承諾した場合は、第23条（失効した保険契約の復活）に準じてこの特則の復活の取扱いをします。

備考**第50条 備考**

*1 第4条（疾病入院一時金の支払い）の疾病入院一時金および第5条（災害入院一時金の支払い）の災害入院一時金をいいます。以下、本条において同じ。

第52条 備考

*1 本則が更新される場合を除きます。

*2 本則が消滅した時に支払事由が生じた無事故給付金を含みます。

第57条（無事故給付金特則が消滅した場合等の特則保険料の取扱い）

この特則の消滅等^{*1}が生じた場合における、この特則の保険料についての取扱いは、第24条（保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い）に準じます。

第58条（無事故給付金特則の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特則を解約することができます。^{*1}

第59条（無事故給付金特則の解約返戻金）

1. この特則の解約返戻金はありません。
2. 本則が解約その他の事由によって消滅し、この特則が消滅したときもこの特則の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第60条（無事故給付金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、無事故給付金額を減額することができます。ただし、減額後の無事故給付金額は、当社所定の金額以上とします。^{*1}
2. 本条1. によって無事故給付金額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第61条（主契約の内容変更に伴う無事故給付金特則の取扱い）

1. 本則の入院一時金額を減額した場合に、減額後の本則の入院一時金額に対するこの特則の無事故給付金額の割合が、当社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで無事故給付金額を減額します。
2. 本条1. によって無事故給付金額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第62条（無事故給付金特則の更新）

1. この特則の保険期間が満了する場合、この特則はその保険期間の満了の日の翌日に更新して継続される^{*1}ものとし、この日を更新日とします^{*2}。ただし、保険契約者のこの特則を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日^{*3}までに当社に到着した場合は更新しません。
2. この特則が更新された場合は、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特則	保険期間	更新前のこの特則の保険期間と同一。更新されたこの特則の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	無事故給付金額	更新前のこの特則の無事故給付金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特則の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	本則の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	約款	更新時の特則

3. 更新後のこの特則の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする本則の保険料とともに払い込んでください。この場合、本則の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間のほか、第54条（無事故給付金特則の保険料の払込み）3. の取扱いに準じます。
4. 第51条（無事故給付金特則の保険料払込みの免除）に関しては、更新前のこの特則の保険期間と更新後のこの特則の保険期間とは継続されたものとします。

第63条（無事故給付金特則を更新できない場合等）

1. 第62条（無事故給付金特則の更新）1. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特則を更新できません。
 - (1) 更新後のこの特則の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特則の保険期間満了の日が本則の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特則の保険期間満了の日が本則の保険料払込期間の満了の日をこえるとき
 - (4) 本則の保険料の払込みが免除されているとき
2. 更新時に当社がこの特則の締結を取り扱っていないときは、当社所定の特則により更新します。

備考

第57条 備考

- ^{*1} 次のいずれかをいいます。
1. 本則またはこの特則の解約または解除によるこの特則の消滅（無事故給付金額の減額による減額部分の消滅を含みます。）
 2. 本則が被保険者の死亡により消滅したことによるこの特則の消滅（保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）
 3. 本則の保険料払込みの免除事由が生じたことによるこの特則の保険料払込みの免除

第58条 備考

- ^{*1} その解約の請求に必要な当社所定の書類を請求してください。

第60条 備考

- ^{*1} その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第62条 備考

- ^{*1} 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- ^{*2} この特則の保険期間満了の日と本則の保険期間満了の日が同一の場合で、本則が第39条（保険契約の更新）1. により更新されるときは、この特則は、保険期間の満了の日の翌日に本則と同時に更新されます。
- ^{*3} 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。

第64条（本則の定めの特則）

この特則に別段の定めのない場合は、本則に準じて取り扱います。

20. 契約日が2020年3月1日以前である保険契約に関する特則**第65条（契約日が2020年3月1日以前である保険契約に関する特則）**

第37条（被保険者の契約年齢および性別の誤りの処理）1.（2）に定める契約年齢の誤りの処理について、その誤った保険契約の契約日が2020年3月1日以前であり、かつ、その保険契約またはその保険契約に付加されている特約が2020年3月2日以後に更新される場合は、同条1.（2）の規定を次のとおり読み替えて適用または特約に準用します。

「（2）実際の契約年齢が、当社所定の契約年齢の範囲外であったとき

保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢未満であったが、年齢の誤りが判明した日においては最低契約年齢以上になっている場合は、最低契約年齢に達した日に契約したものとして保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。」

入院保障特約条項（2015） 目次

1. 特約の締結・責任開始期	21
第1条 特約の締結	21
第2条 特約の責任開始期	21
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	21
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	21
3. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除	21
第4条 入院給付金の支払限度	21
第5条 疾病入院給付金の支払い	22
第6条 災害入院給付金の支払い	23
第7条 入院給付金の支払いに関するその他の事項	23
第8条 特約保険料払込みの免除	24
第9条 戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例	24
第10条 入院給付金の支払いの請求手続き	24
第11条 入院給付金の支払時期および支払い等に必要な確認	24
4. 告知義務・解除	24
第12条 告知義務および告知義務違反による解除	24
第13条 重大事由による解除	24
5. 特約保険料の払込み	25
第14条 特約保険料の払込み	25
6. 失効・復活	25
第15条 特約の失効	25
第16条 失効した特約の復活	25
7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	25
第17条 特約の解約	25
第18条 特約の解約返戻金	25
第19条 債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続	25
第20条 特約の消滅とみなす場合	25
第21条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	25
8. 契約内容の変更	26
第22条 入院給付金日額の減額	26
第23条 入院給付金受取人の変更	26
9. 特約の契約者配当	26
第24条 特約の契約者配当	26
10. 特約の更新	26
第25条 特約の更新	26
第26条 特約を更新できない場合等	27
11. 主約款の準用	27
第27条 主約款の定め準用	27
12. 特則	27
第28条 保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用	27
第29条 保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合	27
第30条 7大生活習慣病無制限特則の締結	28

入院保障特約条項（2015）

（2024年3月2日改正）

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 （特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約*1の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条 （特約の責任開始期）

この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。

- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
- (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - ① この特約の第1回保険料*1および当社所定の金額を受け取った時
 - ② 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条 （特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除

第4条 （入院給付金の支払限度）

この特約の入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。

給付金の種類	支払限度日数	
	1回の入院	通算
疾病入院給付金	60日	1,095日
災害入院給付金	60日	1,095日

備考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。

第5条 (疾病入院給付金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり疾病入院給付金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院 ^{*1} をしたとき (1) この特約の責任開始期 ^{*2} 以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること (2) 疾病の治療を目的とすること ^{*3} (3) 入院日数が1日 ^{*4} 以上であること (4) 病院または診療所 ^{*5} における入院であること
支払額	入院1回につき、入院給付金日額×入院日数
受取人	主契約の入院一時金受取人
免責事由 ^{*6}	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存(別表11) (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 本条1. 支払事由(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、疾病の治療を目的とする入院とみなして疾病入院給付金を支払います。

- (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故(別表1)による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過して開始した入院
- (2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- (3) 責任開始期以後に開始した異常分娩(別表10)のための入院
- (4) 骨髄幹細胞の採取術^{*7}を直接の目的とする入院。ただし、責任開始期の属する日から起算して1年経過した日以後の入院に限ります。

3. 本条1. 支払事由(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、この特約の責任開始期前の疾病^{*8}等を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして疾病入院給付金を支払います。ただし、骨髄幹細胞の採取術を除きます。

- (1) この特約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
- (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断^{*9}において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

4. 被保険者が本条1. の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。

5. 被保険者が本条1. の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係^{*10}があると当社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および第4条(入院給付金の支払限度)を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

備考

第5条 備考

- *1 「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*5}に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。以下、本条において同じ。
- *2 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *3 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
- *4 「入院日数が1日」とは、上記^{*1}の入院のうち、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などをもとに判断します。
- *5 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 柔道整復師法に定める施術所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるために収容された場合に限り。)
3. 上記1. および2. の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *6 支払事由に該当しても給付金を支払わない場合をいいます。以下同じ。
- *7 「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同じ。
- *8 第5条2. (1)~(4)に該当する入院を含みます。以下同じ。
- *9 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。
- *10 医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名が異なる場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。

第6条 (災害入院給付金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり災害入院給付金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院 ^{*1} をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故(別表1)を直接の原因とする入院であること (2) 傷害の治療を目的とすること ^{*2} (3) 不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4) 同一の不慮の事故による入院日数が1日以上であること ^{*3} (5) 病院または診療所 ^{*4} における入院であること
支払額	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院給付金日額×入院日数
受取人	主契約の入院一時金受取人
免責事由	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

2. 責任開始期前に生じた傷害を責任開始期以後に生じたものとみなして災害入院給付金を支払う取扱いは、第5条(疾病入院給付金の支払い)3.に準じます。
3. 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本条において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本条において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する災害入院給付金は支払いません。
4. 本条3.の入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日に異なる不慮の事故により入院をしていたときは、その日に異なる不慮の事故により入院を開始したものとみなして災害入院給付金を支払います。^{*5}
5. 被保険者が本条1.の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして災害入院給付金を支払います。ただし、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院に限ります。

第7条 (入院給付金の支払いに関するその他の事項)

1. 疾病入院給付金と災害入院給付金の支払事由が重複して生じたときは、当社は、疾病入院給付金と災害入院給付金を重複して支払いません。この場合、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金を支払いません。^{*1}
2. 保険期間満了以前に開始した入院が保険期間満了後も継続しているときは、その保険期間満了後の入院を保険期間中の入院とみなします。
3. 被保険者の入院中に入院給付金日額が変更されたときは、疾病入院給付金および災害入院給付金の支払額は、各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
4. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または生じた不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして疾病入院給付金および災害入院給付金を支払います。

備考

第6条 備考

- *1 「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*4}に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。以下、本条において同じ。
- *2 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
- *3 「入院日数が1日」とは、上記^{*1}の入院のうち、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などをもとに判断します。
- *4 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 柔道整復師法に定める施術所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるために収容された場合に限りです。)
3. 上記1.および2.の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *5 異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から起算した入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。

第7条 備考

- *1 重複して支払われない疾病入院給付金の入院日数については、入院給付金の支払限度の計算には算入しません。

第8条 (特約保険料払込みの免除)

1. 主約款^{*1}により主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1.のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主契約の「保険料払込みの免除」に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。

第9条 (戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例)

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により給付金の支払事由が生じた場合でも、その原因により給付金の支払事由が生じた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、その影響の程度に応じて、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第10条 (入院給付金の支払いの請求手続き)

1. 疾病入院給付金または災害入院給付金(以下、「入院給付金」とします。以下同じ。)の支払事由が生じたときは、保険契約者または入院給付金の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. 入院給付金の受取人は、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して入院給付金を請求してください。

第11条 (入院給付金の支払時期および支払い等に必要な確認)

この特約による入院給付金の支払いは、主約款の「給付金等の支払時期および支払い等に必要な確認」の定めに従います。

4. 告知義務・解除

第12条 (告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第13条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致 ^{*1}	保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が、この特約の入院給付金 ^{*2} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^{*1} をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為 ^{*1}	この特約の入院給付金 ^{*2} の請求に関し、入院給付金の受取人 ^{*3} が詐欺行為 ^{*1} をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる給付金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力 ^{*4} への関与	保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または入院給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき ^{*5}

2. 入院給付金^{*2}の支払事由が生じた後でも、当社は、本条1.によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1.の重大事由の発生時以後に生じた支払事由による入院給付金の支払いをしません。^{*6}
3. 本条によりこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または入院給付金の受取人に通知します。

備考

第8条 備考

^{*1} 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第10条 備考

^{*1} 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

第13条 備考

- ^{*1} 未遂を含みます。
- ^{*2} 保険料払込みの免除を含みます。
- ^{*3} 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。
- ^{*4} 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- ^{*5} 例えば、保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人が、当社または他の保険者(他の保険会社等を含みます。)と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されているその他の特約が重大事由に該当する場合等を含みます。
- ^{*6} すでに入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

5. 特約保険料の払込み

第14条 (特約保険料の払込み)

- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日まで一括して前納してください。
- 本条2. の場合、次のとおりとします。
 - 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間^{*1}の定めに従います。
 - 本条2. の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。

6. 失効・復活

第15条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

第16条 (失効した特約の復活)

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに従って、この特約の復活の取扱いをします。

7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第17条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第18条 (特約の解約返戻金)

- この特約の解約返戻金はありません。
- 第20条（特約の消滅とみなす場合）の定めによりこの特約が消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第19条 (債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続)

債権者等^{*1}によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に従います。

第20条 (特約の消滅とみなす場合)

次の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- この特約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算して1,095日に達したとき

第21条 (特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)

この特約の消滅等^{*1}が生じた場合における、この特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。

備考

第14条 備考

- *1 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期月^{*2}内に払い込まなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
- *2 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

第19条 備考

- *1 保険契約者以外の者で特約を解約することができる者をいいます。

第21条 備考

- *1 次のいずれかをいいます。
- 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅（入院給付金日額の減額の際の減額部分の消滅を含みます。）
 - この特約の疾病入院給付金および災害入院給付金のいずれもが支払通算限度日数に到達したことによるこの特約の消滅
 - 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

8. 契約内容の変更

第22条 （入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。^{*1}ただし、減額後の入院給付金日額は、当社所定の金額以上とします。
2. 本条1. によって、入院給付金日額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第23条 （入院給付金受取人の変更）

入院給付金の受取人を、主契約の入院一時金受取人以外の者に変更することはできません。

9. 特約の契約者配当

第24条 （特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

10. 特約の更新

第25条 （特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される^{*1}ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者のこの特約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に到着した場合は更新しません。
2. この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一 ^{*3} 。更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	入院給付金日額	更新前のこの特約の入院給付金日額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	更新時の特約条項

3. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*4}
4. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - (1) この特約の入院給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の給付金または一時金の支払事由
5. 本条3. および4. にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了の日の翌日に更新する場合は、次のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、更新日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めならびに本条4. に準じて取り扱います。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了の日までに、本条5. (1)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。
6. 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間とは継続されたものとし、
 - (1) 第4条（入院給付金の支払限度）
 - (2) 第5条（疾病入院給付金の支払い）
 - (3) 第6条（災害入院給付金の支払い）
 - (4) 第8条（特約保険料払込みの免除）
 - (5) 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）

備考

第22条 備考

^{*1} その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第25条 備考

- ^{*1} この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限り、
- ^{*2} 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- ^{*3} 次の場合を除きます。
 1. 第26条（特約を更新できない場合等）1. (1)および(2)により短期の保険期間に変更して更新するとき
 2. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に保険期間を変更して更新するとき
- ^{*4} 主契約の保険料の払込み方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第14条（特約保険料の払込み）4. に準じて取り扱います。

7. この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新」の定めにより更新されるときは、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、本条2. にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

第26条 （特約を更新できない場合等）

- 第25条（特約の更新）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特約を更新できません。
 - 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
 - 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき^{*1}
 - この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新します。

11. 主約款の準用

第27条 （主約款の定め準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

12. 特則

第28条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）

- 保険契約者は、変更前特約^{*1}の保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする入院保障特約（2015）への変更をすることができます。この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約^{*3}へ変更されるものとし、この日を変更日とします。
- 次のすべての条件を満たす場合に、本条の変更を行います。
 - 主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となる時
 - 変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - 変更前特約が契約日^{*4}より2年以上経過しているとき
- 本条の変更を行った場合は次のとおり取り扱います。

変更後特約	保険期間	終身
	入院給付金日額	変更前のこの特約の入院給付金日額と同一
	保険料	変更日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	変更時の特約条項

- 変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*5}
- 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定め準じます。
 - 変更後特約の入院給付金の支払事由
 - 主契約の保険料払込みの免除事由
 - 主契約に付加されている特約の給付金または一時金の支払事由
- 次の定めについては、変更前特約と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - 第4条（入院給付金の支払限度）
 - 第5条（疾病入院給付金の支払い）
 - 第6条（災害入院給付金の支払い）
 - 第8条（特約保険料払込みの免除）
 - 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）

第29条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合）

- 第28条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. および2. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は保険期間の変更を取り扱いません。
 - 主契約または変更前特約の保険料の払込みが免除されているとき

備考

第26条 備考

*1 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

第28条 備考

- *1 保険期間を終身に変更する前のこの特約をいいます。以下同じ。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *3 保険期間を終身に変更した後のこの特約をいいます。以下同じ。
- *4 更新の取扱いが行われた後は、最初の契約日とします。
- *5 主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の取扱いのほか、第14条（特約保険料の払込み）4. に準じます。

(2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約(2015)が付加されているとき*1

(3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていないとき

2. 第28条(保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用) 1. にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とする入院保障特約(2015)の付加を取り扱っていないときは、変更日に当社所定の他の同種類の特約へ変更します。

第30条 (7大生活習慣病無制限特則の締結)

1. 保険契約者は、本則の契約日に、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特則を本則に付加して締結することができます。
2. この特則を付加した場合、第4条(入院給付金の支払限度)にかかわらず、7大生活習慣病を直接の原因として疾病入院給付金を支払う場合、その疾病入院給付金の支払日数については、1回の入院の支払限度および通算支払限度の日数には含めません。
3. この特則を付加した場合、第5条(疾病入院給付金の支払い) 4. にかかわらず、被保険者が別表22に定める7大生活習慣病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に7大生活習慣病の治療を開始したときは、その治療を開始した日から起算して7大生活習慣病の治療を終了した日までの入院については、7大生活習慣病を直接の原因とする入院とみなして疾病入院給付金を支払います。
4. この特則を付加した場合、第20条(特約の消滅とみなす場合)(2)は適用しません。
5. この特則のみの解約は取扱いません。

備 考

第29条 備考

- *1 給付金削減期間経過後および特定部位・特定疾病不担保期間経過後を除きます。

手術総合保障特約条項（2015） 目次

1. 特約の締結・責任開始期	30
第1条 特約の締結	30
第2条 特約の責任開始期	30
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	30
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	30
3. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除	30
第4条 手術給付金の支払い	30
第5条 放射線治療給付金の支払い	32
第6条 骨髄給付金の支払い	33
第7条 特約保険料払込みの免除	34
第8条 戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例	34
第9条 手術給付金等の支払いの請求手続き	34
第10条 手術給付金等の支払時期および支払い等に必要な確認	34
4. 告知義務・解除	34
第11条 告知義務および告知義務違反による解除	34
第12条 重大事由による解除	34
5. 特約保険料の払込み	35
第13条 特約保険料の払込み	35
6. 失効・復活	35
第14条 特約の失効	35
第15条 失効した特約の復活	35
7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	35
第16条 特約の解約	35
第17条 特約の解約返戻金	35
第18条 債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続	35
第19条 特約の消滅とみなす場合	35
第20条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	36
8. 契約内容の変更	36
第21条 手術給付金額の減額	36
第22条 手術給付金等受取人の変更	36
9. 特約の契約者配当	36
第23条 特約の契約者配当	36
10. 特約の更新	36
第24条 特約の更新	36
第25条 特約を更新できない場合等	37
11. 法令等の改正に伴う契約内容の変更	37
第26条 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	37
12. 主約款の準用	37
第27条 主約款の定め準用	37
13. 特則	37
第28条 保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用	37
第29条 保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合	38

手術総合保障特約条項（2015）

（2019年11月2日改正）

1. 特約の締結・責任開始期

第1条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約^{*1}の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとなります。
 - (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとなります。

- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
- (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - ① この特約の第1回保険料^{*1}および当社所定の金額を受け取った時
 - ② 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除

第4条（手術給付金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり手術給付金を支払います。

	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期 ^{*1} 以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること ① 疾病 ② 不慮の事故（別表1）による傷害 ③ 不慮の事故（別表1）以外の外因による傷害 (2) 疾病または傷害の治療を直接の目的とすること ^{*2} (3) 次のいずれかに該当する手術であること
--	---

備考

第1条 備考

^{*1} 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

^{*1} 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。

第4条 備考

^{*1} 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。

^{*2} 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

支払事由	<p>① 公的医療保険制度^{*3}において保険給付の対象となる医科診療報酬点数表^{*4}に手術料の算定対象として定められている診療行為。^{*5} ただし、次に該当するものを除きます。</p> <p>ア.創傷処理 イ.皮膚切開術 ウ.デブリードマン エ.骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 オ.抜歯手術</p> <p>② 先進医療^{*7}に該当する診療行為。ただし診断および検査を目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p> <p>(4) 病院または診療所^{*8}^{*9}における手術であること</p>
支払額	<p>手術1回につき、次に定める金額</p> <p>(1)入院中に受けた手術 手術日現在の手術給付金額</p> <p>(2)入院中以外に受けた手術 手術日現在の手術給付金額×25%</p>
受取人	主契約の入院一時金受取人
免責事由 ^{*10}	<p>次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (別表11) (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱</p>

2. 本条1. 支払事由(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、この特約の責任開始期前の疾病等^{*11}を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして手術給付金を支払います。

- (1) この特約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
- (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断^{*12}において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

備考

第4条 備考

- ^{*3} 「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
- (1) 健康保険法
 - (2) 国民健康保険法
 - (3) 国家公務員共済組合法
 - (4) 地方公務員等共済組合法
 - (5) 私立学校教職員共済法
 - (6) 船員保険法
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律
- ^{*4} 「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。以下、本条において同じ。
- ^{*5} 「歯科診療報酬点数表」^{*6}に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- ^{*6} 「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。以下、本条において同じ。
- ^{*7} 「先進医療」とは、上記^{*3}の法律の規定に基づく評価療養のうち、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、手術を受けた日現在上記^{*3}の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象になっている手術は除きます。
- ^{*8} 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 柔道整復師法に定める施術所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるために収容された場合に限ります。）
 3. 上記1. および2. の場合と同等の日本国外にある医療施設
- ^{*9} 患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。
- ^{*10} 支払事由に該当しても手術給付金を支払わない場合をいいます。
- ^{*11} 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故（別表1）もしくはそれ以外の外因によって被った傷害のことをいいます。
- ^{*12} 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

3. 被保険者が本条1.の支払事由に該当する同一の手術を2回以上受け、その同一の手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術であるときは、本条1.にかかわらず、それらの一連の手術については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 一連の手術のうち最初の手術を受けた日から起算して14日間を「同一手術期間」とします。
 - (2) 「同一手術期間」経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の「同一手術期間」を経過した後、最初にその手術を受けた日から起算して14日間を新たな「同一手術期間」とします。それ以後、「同一手術期間」経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
 - (3) 各「同一手術期間」中に受けた一連の手術については、各「同一手術期間」中に受けた一連の手術のうち手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をそれぞれ支払います。
4. 被保険者が本条1.の支払事由に該当する手術を同一の日に2回以上受けた場合^{*13}は、それらの手術のうち手術給付金の金額の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
5. 被保険者が本条1.の支払事由に該当する手術を受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において手術料が「1日につき」算定されるものとして定められている手術であるときは、その手術の開始日についてのみ手術給付金を支払います。
6. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または生じた不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後を受けた手術は、責任開始期以後の原因によるものとみなして手術給付金を支払います。
7. 保険契約者が法人の場合は、保険契約締結時に保険契約者から申出があり、当社がその旨を保険証券に記載したときは、本条1.にかかわらず、保険契約者を手術給付金の受取人とします。

第5条 (放射線治療給付金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり放射線治療給付金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次のすべてを満たす放射線治療を受けたとき (1) この特約の責任開始期 ^{*1} 以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする放射線治療であること ① 疾病 ② 不慮の事故(別表1)による傷害 ③ 不慮の事故(別表1)以外の外因による傷害 (2) 疾病または傷害の治療を直接の目的とすること (3) 次のいずれかに該当する放射線治療であること ① 公的医療保険制度 ^{*2} において保険給付の対象となる医科診療報酬点数表 ^{*3*4} に放射線治療料の算定対象として定められている診療行為。ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療 ^{*6} に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (4) 病院または診療所 ^{*7} における放射線治療であること
支払額	放射線治療1回につき、 放射線治療を受けた日現在の手術給付金額×25%
受取人	主契約の入院一時金受取人

備考

第4条 備考

- ^{*13} 被保険者が本条1.の支払事由に該当する1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。

第5条 備考

- ^{*1} 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。
- ^{*2} 「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
 (1) 健康保険法
 (2) 国民健康保険法
 (3) 国家公務員共済組合法
 (4) 地方公務員等共済組合法
 (5) 私立学校教職員共済法
 (6) 船員保険法
 (7) 高齢者の医療の確保に関する法律
- ^{*3} 「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。以下、本条において同じ。
- ^{*4} 公的医療保険制度^{*2}に基づく歯科診療報酬点数表^{*5}により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療のうち、公的医療保険制度^{*2}に基づく医科診療報酬点数表^{*3}においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- ^{*5} 「歯科診療報酬点数表」とは、放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。以下、本条において同じ。
- ^{*6} 「先進医療」とは、公的医療保険制度^{*2}の法律の規定に基づく評価療養のうち、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在公的医療保険制度の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象になっている療養は除きます。
- ^{*7} 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
 1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
 2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

免責事由 ^{*8}	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (別表11) (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
--------------------	--

- 責任開始期前に発病した疾病等^{*9}を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして放射線治療給付金を支払う取扱いは、第4条(手術給付金の支払い)2.に準じます。
- 被保険者が本条1.の支払事由に該当する放射線治療を2回以上受けた場合は、本条1.にかかわらず、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療を受けた日から起算して60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を支払いません。
- 被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または生じた不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として放射線治療を受けた場合でも、責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、責任開始期以後の原因によるものとみなして放射線治療給付金を支払います。

第6条 (骨髄給付金の支払い)

- 当社は、次の表のとおり骨髄給付金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかの手術を受けたとき (1) 次のすべてを満たす骨髄移植術 ^{*1} を受けたとき ① この特約の責任開始期 ^{*2} 以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする骨髄移植術であること (i) 疾病 (ii) 不慮の事故 (別表1) による傷害 (iii) 不慮の事故 (別表1) 以外の外因による傷害 ② 医科診療報酬点数表 ^{*3} によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること ③ 病院または診療所 ^{*4} における手術であること (2) 次のすべてを満たす骨髄幹細胞の採取術 ^{*5} を受けたとき ① この特約の責任開始期の属する日から起算して1年経過した日以後に受けた骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術であること ② 病院または診療所における手術であること
支払額	骨髄移植術および骨髄幹細胞の採取術それぞれ1回につき、手術日現在の手術給付金額×25%
受取人	主契約の入院一時金受取人
免責事由 ^{*6}	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (別表11) (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

備考

第5条 備考

- *8 支払事由に該当しても放射線治療給付金を支払わない場合をいいます。
- *9 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故 (別表1) もしくはそれ以外の外因によって被った傷害のことをいいます。

第6条 備考

- *1 「骨髄移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。
- *2 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。
- *3 「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
- *4 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
 - 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
 - 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *5 「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
- *6 支払事由に該当しても骨髄給付金を支払わない場合をいいます。

2. 責任開始期前に発病した疾病等^{*7}を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして骨髄給付金を支払う取扱いは、第4条（手術給付金の支払い）2. に準じます。ただし、骨髄幹細胞の採取術を除きます。

第7条 （特約保険料払込みの免除）

1. 主約款^{*1}により主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1.のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主契約の「保険料払込みの免除」に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。

第8条 （戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって手術給付金、放射線治療給付金または骨髄給付金（以下、「手術給付金等」といいます。）の支払事由に該当した場合でも、その原因により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少なく当社が認めたときは、その影響の程度に応じて、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第9条 （手術給付金等の支払いの請求手続き）

1. 手術給付金等の支払事由が生じたときは、保険契約者または手術給付金等の受取人は、遅滞なく当社に通知してください。
2. 手術給付金等の受取人は、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して手術給付金等を請求してください。

第10条 （手術給付金等の支払時期および支払い等に必要な確認）

この特約による手術給付金等の支払いは、主約款の「給付金等の支払時期および支払い等に必要な確認」の定めに従います。

4. 告知義務・解除

第11条 （告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第12条 （重大事由による解除）

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致 ^{*1}	保険契約者、被保険者または手術給付金等の受取人が、この特約の手術給付金等 ^{*2} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^{*1} をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為 ^{*1}	この特約の手術給付金等 ^{*2} の請求に関し、手術給付金等の受取人 ^{*3} が詐欺行為 ^{*1} をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる給付金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力 ^{*4} への関与	保険契約者、被保険者または手術給付金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または手術給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または手術給付金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき ^{*5}

備考

第6条 備考

- ^{*7} 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故（別表1）もしくはそれ以外の外因によって被った傷害のことをいいます。

第7条 備考

- ^{*1} 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第9条 備考

- ^{*1} 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

第12条 備考

- ^{*1} 未遂を含みます。
^{*2} 保険料払込みの免除を含みます。
^{*3} 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者として。
^{*4} 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
^{*5} 例えば、保険契約者、被保険者または手術給付金等の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されている他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。

2. 手術給付金等^{*2}の支払事由が生じた後でも、当社は、本条1.によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1.の重大事由の発生時以後に生じた支払事由による手術給付金等を支払いません。^{*6}
3. 本条によりこの特約を解除する場合は、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または手術給付金等の受取人に通知します。

5. 特約保険料の払込み

第13条 (特約保険料の払込み)

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日まで一括して前納してください。
3. 本条2.の場合、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間^{*1}の定めに従います。
 - (2) 本条2.の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

6. 失効・復活

第14条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第15条 (失効した特約の復活)

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。
3. 本条2.の定めにかかわらず、この特約の責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合は、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術については、この特約の責任開始期の属する日から起算して1年経過した日からこの特約上の責任を負います。

7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第16条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第17条 (特約の解約返戻金)

1. この特約の解約返戻金はありません。
2. 第19条（特約の消滅とみなす場合）の定めによりこの特約が消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第18条 (債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続)

債権者等^{*1}によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に従います。

第19条 (特約の消滅とみなす場合)

主契約が解約その他の事由により消滅した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

備考

第12条 備考

- ^{*6} すでに手術給付金等を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第13条 備考

- ^{*1} 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期^{*2}内に払い込まなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
- ^{*2} 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

第18条 備考

- ^{*1} 保険契約者以外の者で特約を解約することができる者をいいます。

第20条 (特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)

この特約の消滅等*1が生じた場合における、この特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。

8. 契約内容の変更

第21条 (手術給付金額の減額)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって手術給付金額を減額することができます。*1ただし、減額後の手術給付金額は、当社所定の金額以上とします。
2. 本条1. によって、手術給付金額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条 (手術給付金等受取人の変更)

手術給付金等の受取人を、主契約の入院一時金受取人以外の者に変更することはできません。

9. 特約の契約者配当

第23条 (特約の契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

10. 特約の更新

第24条 (特約の更新)

1. この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される*1ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者のこの特約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日*2までに当社に到着した場合は更新しません。
2. この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一*3。更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	手術給付金額	更新前のこの特約の手術給付金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法(回数)および(経路)と同一
	特約条項	更新時の特約条項

3. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。*4
4. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - (1) この特約の手術給付金等の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の給付金または一時金の支払事由
5. 本条3. および4. にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了の日の翌日に更新する場合は、次のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料として、更新日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めならびに本条4. に準じて取り扱います。

備考

第20条 備考

- *1 次のいずれかをいいます。
1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅(手術給付金額の減額の際の減額部分の消滅を含みます。)
 2. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

第21条 備考

- *1 その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第24条 備考

- *1 この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *3 次の場合を除きます。
1. 第25条(特約を更新できない場合等) 1. (1)および(2)により短期の保険期間に変更して更新するとき
 2. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に保険期間を変更して更新するとき
- *4 主契約の保険料の払込み方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第13条(特約保険料の払込み) 4. に準じて取り扱います。

- (2) 更新日以後、猶予期間の満了の日までに、本条5.(1)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。
6. 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間とは継続されたものとし、
- (1) 第4条(手術給付金の支払い)
 - (2) 第5条(放射線治療給付金の支払い)
 - (3) 第6条(骨髄給付金の支払い)
 - (4) 第7条(特約保険料払込みの免除)
 - (5) 第11条(告知義務および告知義務違反による解除)
7. この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新」の定めにより更新されるときは、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、本条2.にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

第25条 (特約を更新できない場合等)

1. 第24条(特約の更新)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特約を更新できません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき^{*1}
 - (3) この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえているとき
2. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新します。

11. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第26条 (公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更)

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、当社は、主務官庁の認可を得て、将来に向けてこの特約の手術給付金等の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 本条1.によりこの特約の手術給付金等の支払事由を変更するときは、当社は、この変更日^{*1}の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合は、変更日前に通知します。

12. 主約款の準用

第27条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

13. 特則

第28条 (保険期間を有期から終身へ変更する特約の適用)

1. 保険契約者は、変更前特約^{*1}の保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする手術総合保障特約(2015)への変更をすることができます。この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約^{*3}へ変更されるものとし、この日を変更日とします。
2. 次のすべての条件を満たす場合に、本条の変更を行います。
 - (1) 主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき
 - (2) 変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - (3) 変更前特約が契約日^{*4}より2年以上経過しているとき
3. 本条の変更を行った場合は次のとおり取り扱います。

変更後特約	保険期間	終身
	手術給付金額	変更前のこの特約の手術給付金額と同一
	保険料	変更日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法(回数)および(経路)と同一
	特約条項	変更時の特約条項

備考

第25条 備考

^{*1} 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

第26条 備考

^{*1} この特約の手術給付金等の支払事由を変更する日をいいます。

第28条 備考

- ^{*1} 保険期間を終身に変更する前のこの特約をいいます。以下同じ。
- ^{*2} 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- ^{*3} 保険期間を終身に変更した後のこの特約をいいます。以下同じ。
- ^{*4} 更新の取扱いが行われた後は、最初の契約日とします。

4. 変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*5}
5. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - (1) 変更後特約の手術給付金等の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の給付金または一時金の支払事由
6. 次の定めについては、変更前特約と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第4条（手術給付金の支払い）
 - (2) 第5条（放射線治療給付金の支払い）
 - (3) 第6条（骨髄給付金の支払い）
 - (4) 第7条（特約保険料払込みの免除）
 - (5) 第11条（告知義務および告知義務違反による解除）

第29条（保険期間を有期から終身へ変更する特約が適用できない場合）

1. 第28条（保険期間を有期から終身へ変更する特約の適用） 1. および 2. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は保険期間の変更を取り扱いません。
 - (1) 主契約または変更前特約の保険料の払込みが免除されているとき
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されているとき^{*1}
 - (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていないとき
2. 第28条（保険期間を有期から終身へ変更する特約の適用） 1. にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とする手術総合保障特約（2015）の付加を取り扱っていないときは、変更日に当社所定の他の同種類の特約へ変更します。

備 考

第28条 備考

^{*5} 主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の取扱いのほか、第13条（特約保険料の払込み） 4. に準じます。

第29条 備考

^{*1} 給付金削減期間経過後および特定部位・特定疾病不担保期間経過後を除きます。

特定疾病一時金特約条項（2015） 目次

1. 特約の締結・責任開始期	40
第1条 特約の締結	40
第2条 特約の責任開始期	40
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	40
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	40
3. がんの定義・診断確定	40
第4条 がんの定義および診断確定	40
4. 特約一時金の支払い・特約保険料払込みの免除	41
第5条 悪性新生物一時金の支払い	41
第6条 心疾患一時金の支払い	41
第7条 脳血管疾患一時金の支払い	42
第8条 上皮内新生物一時金の支払い	43
第9条 特約保険料払込みの免除	44
第10条 一時金の請求手続き	44
第11条 一時金の支払時期および支払い等に必要な確認	44
5. 告知義務・解除・無効	44
第12条 告知義務および告知義務違反による解除	44
第13条 重大事由による解除	44
第14条 がん責任開始期前のがんの診断確定による無効	44
6. 特約保険料の払込み	45
第15条 特約保険料の払込み	45
7. 失効・復活	45
第16条 特約の失効	45
第17条 失効した特約の復活	45
8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	45
第18条 特約の解約	45
第19条 特約の解約返戻金	45
第20条 債権者等による解約の効力と一時金の受取人による特約の存続	45
第21条 特約の消滅とみなす場合	45
第22条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	45
9. 契約内容の変更	46
第23条 特定疾病一時金額の減額	46
第24条 一時金受取人の変更	46
10. 特約の契約者配当	46
第25条 特約の契約者配当	46
11. 特約の更新	46
第26条 特約の更新	46
第27条 特約を更新できない場合等	47
12. 主約款の準用	47
第28条 主約款の定め準用	47
13. 特則	47
第29条 保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用	47
第30条 保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合	48

特定疾病一時金特約条項（2015）

(2019年11月2日改正)

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 (特約の締結)

1. 保険契約者は、主契約^{*1}の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条 (特約の責任開始期)

- この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - ① この特約の第1回保険料^{*1}および当社所定の金額を受け取った時
 - ② 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. がんの定義・診断確定

第4条 (がんの定義および診断確定)

1. この特約において「がん」とは、別表21に定める上皮内新生物および別表18に定める悪性新生物をいいます。
2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師^{*1}の資格を持つ者によってなされるものとします。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。

備 考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。

第4条 備考

*1 日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。

4. 特約一時金の支払い・特約保険料払込みの免除

第5条 (悪性新生物一時金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり悪性新生物一時金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して90日を経過した日の翌日(以下、「がん責任開始期」といいます。以下同じ。)以後初めて悪性新生物と診断確定されたとき(2) 前回の悪性新生物一時金の支払事由が生じた日から起算して2年を経過した日の翌日以後に、がん責任開始期以後の保険期間中に診断確定された悪性新生物の治療を直接の目的として病院または診療所 ^{*1} において入院 ^{*2} を開始したときまたは通院 ^{*3} をしたとき
支払額	支払事由に該当した日現在の特定疾病一時金額
受取人	主契約の入院一時金受取人
免責事由 ^{*4}	—

2. 被保険者が悪性新生物以外の原因による入院中に、診断確定された悪性新生物の治療を開始したときは、その治療を開始した日に悪性新生物の治療を目的として入院を開始したものとみなします。
3. 本条1.の支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約のがん責任開始期前にかんがんと診断確定されていたときには、悪性新生物一時金を支払いません。
4. 前回の悪性新生物一時金の支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日(保険期間中に限ります。)に、診断確定された悪性新生物の治療を直接の目的として被保険者が入院をしている場合は、その日に入院を開始したものとみなして悪性新生物一時金を支払います。
5. 被保険者が同一の日に悪性新生物一時金の支払事由に2回以上該当したときは、悪性新生物一時金はそのうちいずれか1つの支払事由に対してのみ支払い、重複して支払いません。

第6条 (心疾患一時金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり心疾患一時金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) 次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき ① この特約の責任開始期 ^{*1} 以後に発病した別表23に定める心疾患(以下「心疾患」といいます。)を直接の原因とする手術であること ② 心疾患の治療を直接の目的とすること ③ 病院または診療所 ^{*2} における手術であること ④ 別表24に定める手術に該当すること (2) 次の条件のすべてを満たす入院 ^{*3} をしたとき ① この特約の責任開始期以後に発病した心疾患を直接の原因とする入院であること ② 心疾患の治療を目的 ^{*4} とすること ③ 入院日数が継続して15日に達すること ④ 病院または診療所における入院であること
支払額	支払事由に該当した日現在の特定疾病一時金額
受取人	主契約の入院一時金受取人
免責事由	—

備考

第5条 備考

- *1 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - 上記1.の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *2 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*1}に入り、常に医師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。以下、本条において同じ。
- *3 「通院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、病院または診療所(患者が入院するための施設を有しないものを含み、往診を含みます。)において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいい、「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受け取りのみの通院は該当しません。
- *4 支払事由に該当しても一時金を支払わない場合をいいます。以下同じ。

第6条 備考

- *1 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *2 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。以下、本条において同じ。
- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - 上記1.の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *3 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*2}に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- *4 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

2. 本条1. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、この特約の責任開始期前の心疾患を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして心疾患一時金を支払います。
 - (1) この特約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前の心疾患について知っていた場合。ただし、責任開始期前の心疾患について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前の心疾患について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断^{*5}において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の心疾患による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 被保険者が本条1. の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる心疾患を併発していた場合またはその入院中に異なる心疾患を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった心疾患により、継続して入院したものとみなして取り扱います。
4. 被保険者が心疾患以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に心疾患の治療を開始したときは、その治療を開始した日から心疾患の治療を終了した日までの入院については、心疾患を直接の原因とする入院とみなして本条1. の定めを適用します。
5. 本条1. の支払事由に該当して心疾患一時金が支払われた場合、その心疾患一時金の支払事由に該当した日から起算して2年以内に心疾患一時金の支払事由に該当したときは、本条1. にかかわらず、心疾患一時金を支払いません。
6. 被保険者が同一の日に心疾患一時金の支払事由に2回以上該当した場合、心疾患一時金はそのうちいずれか1つの支払事由に対してのみ支払い、重複して支払いません。
7. 被保険者が本条1. の支払事由(1)に該当する1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
8. 前回の心疾患一時金の支払事由が該当日から起算して2年を経過した日の翌日(保険期間中に限ります。)に、被保険者が心疾患の治療を直接の目的として入院を15日以上継続している場合は、その日にその入院日数が継続して15日に達したものとみなして心疾患一時金を支払います。
9. 被保険者が心疾患により入院し、その入院の入院日数が15日に満たない場合でも、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった心疾患が同一であると当社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして取り扱います。
10. 被保険者が責任開始期前に発病した心疾患の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして心疾患一時金を支払います。

第7条 (脳血管疾患一時金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり脳血管疾患一時金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) 次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき ① この特約の責任開始期以後に発病した別表23に定める脳血管疾患(以下「脳血管疾患」といいます。)を直接の原因とする手術であること ② 脳血管疾患の治療を直接の目的とすること ③ 病院または診療所 ^{*1} における手術であること ④ 別表24に定める手術に該当すること (2) 次の条件のすべてを満たす入院 ^{*2} をしたとき ① この特約の責任開始期以後に発病した脳血管疾患を直接の原因とする入院であること ② 脳血管疾患の治療を目的 ^{*3} とすること ③ 入院日数が継続して15日に達すること ④ 病院または診療所における入院であること
支払額	支払事由に該当した日現在の特定疾病一時金額
受取人	主契約の入院一時金受取人
免責事由	—

2. 責任開始期前に生じた脳血管疾患を責任開始期以後に生じたものとみなして脳血管疾患一時金を支払う取扱いは、第6条(心疾患一時金の支払い)2. に準じます。
3. 被保険者が本条1. の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる脳血管疾患を併発していた場合またはその入院中に異なる脳血管疾患を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった脳血管疾患により、継続して入院したものとみなして取り扱います。

備考

第6条 備考

^{*5} 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

第7条 備考

^{*1} 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。以下、本条において同じ。
 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 上記1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

^{*2} 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*1}に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

^{*3} 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

4. 被保険者が脳血管疾患以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に脳血管疾患の治療を開始したときは、その治療を開始した日から脳血管疾患の治療を終了した日までの入院については、脳血管疾患を直接の原因とする入院とみなして本条1. の定めを適用します。
5. 本条1. の支払事由に該当して脳血管疾患一時金が支払われた場合、その脳血管疾患一時金の支払事由に該当した日から起算して2年以内に脳血管疾患一時金の支払事由に該当したときは、本条1. にかかわらず、脳血管疾患一時金を支払いません。
6. 被保険者が同一の日に脳血管疾患一時金の支払事由に2回以上該当した場合、脳血管疾患一時金はそのうちいずれか1つの支払事由に対してのみ支払い、重複して支払いません。
7. 被保険者が本条1. の支払事由(1)に該当する1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
8. 前回の脳血管疾患一時金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日（保険期間中に限りです。）に、被保険者が脳血管疾患の治療を直接の目的として入院を15日以上継続している場合は、その日にその入院日数が継続して15日に達したものとみなして脳血管疾患一時金を支払います。
9. 被保険者が脳血管疾患により入院し、その入院の入院日数が15日に満たない場合でも、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった脳血管疾患が同一であると当社が認めたとときは、継続した1回の入院とみなして取り扱います。
10. 被保険者が責任開始期前に発病した脳血管疾患の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして脳血管疾患一時金を支払います。

第8条 (上皮内新生物一時金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり上皮内新生物一時金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約のがん責任開始期以後のこの特約の保険期間中に上皮内新生物と診断確定されたとき
支払額	支払事由に該当した日現在の特定疾病一時金額×50%
受取人	主契約の入院一時金受取人

2. 本条1. の支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約のがん責任開始期前にがんと診断確定されていたときは、上皮内新生物一時金を支払いません。
3. 本条1. の支払事由に該当して上皮内新生物一時金が支払われた場合、その上皮内新生物一時金の支払事由に該当した最後の診断日（以下本条において「前回の上皮内新生物一時金の支払事由該当日」といいます。）から起算して2年以内に上皮内新生物一時金の支払事由に該当した場合は、本条1. にかかわらず、上皮内新生物一時金を支払いません。
4. 被保険者が前回の上皮内新生物一時金の支払事由該当日から起算して2年以内に上皮内新生物一時金の支払事由が新たに該当した後、次のいずれかに該当した場合は、該当したその日に新たな上皮内新生物一時金の支払事由に該当したものとみなして上皮内新生物一時金を支払います。
 - (1) 前回の上皮内新生物一時金の支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日（保険期間中に限りです。）に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした病院または診療所^{*1}における入院^{*2}をしているとき
 - (2) 前回の上皮内新生物一時金の支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした入院を開始したとき
 - (3) 前回の上皮内新生物一時金の支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした通院^{*3}をしたとき
5. この特約の悪性新生物一時金および上皮内新生物一時金の支払事由に該当した場合、悪性新生物一時金の支払事由の原因となった疾病と上皮内新生物一時金の支払事由の原因となった疾病が同一または医学上の因果関係があると当社が認めたとときは、本条1. にかかわらず次に定めるとおり取り扱います。

(1)	上皮内新生物一時金を支払う前に、悪性新生物一時金の支払請求を受けたとき	悪性新生物一時金を支払い、上皮内新生物一時金を支払いません。
(2)	上皮内新生物一時金を支払った後に、悪性新生物一時金の支払請求を受けたとき	悪性新生物一時金の支払額から上皮内新生物一時金の支払額を差し引いた金額を悪性新生物一時金として支払います。 ^{*4}

6. 被保険者が同一の日に上皮内新生物一時金の支払事由に2回以上該当したときは、上皮内新生物一時金はそのうちいずれか1つの支払事由に対してのみ支払い、重複して支払いません。

備 考

第8条 備考

- *1 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。以下、本条において同じ。
 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 上記1. の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *2 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*1}に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下、本条において同じ。
- *3 「通院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、病院または診療所（患者が入院するための施設を有しないものを含み、往診を含みます。）において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいい、「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受け取りのみの通院は該当しません。
- *4 この場合、すでに支払った上皮内新生物一時金は、悪性新生物一時金の支払事由が生じたときに、悪性新生物一時金として支払ったものとみなします。

第9条 (特約保険料払込みの免除)

1. 主約款^{*1}により主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1.のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主契約の「保険料払込みの免除」に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。

第10条 (一時金の請求手続き)

1. 悪性新生物一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金または上皮内新生物一時金(以下、「一時金」といいます。以下同じ。)の支払事由が生じたときは、保険契約者または一時金の受取人は、遅滞なく当社に通知してください。
2. 一時金の受取人は、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して、一時金を請求してください。

第11条 (一時金の支払時期および支払い等に必要な確認)

この特約による一時金の支払いは、主約款の「給付金等の支払時期および支払等に必要な確認」に関する定めに基づきます。

5. 告知義務・解除・無効

第12条 (告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに基づきます。

第13条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致 ^{*1}	保険契約者、被保険者または一時金の受取人が、この特約の一時金 ^{*2} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^{*1} をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為 ^{*1}	この特約の一時金 ^{*2} の請求に関し、一時金の受取人 ^{*3} が詐欺行為 ^{*1} をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力 ^{*4} への関与	保険契約者、被保険者または一時金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または一時金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または一時金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき ^{*5}

2. 一時金^{*2}の支払事由が生じた後でも、当社は、本条1.によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1.の重大事由の発生時以後に生じた支払事由による一時金の支払いをしません。^{*6}
3. 本条によりこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または一時金の受取人に通知します。

第14条 (がん責任開始期前のがんの診断確定による無効)

1. 被保険者がこの特約のがん責任開始期の前日までにがんと診断確定されたために悪性新生物一時金または上皮内新生物一時金が支払われない場合で、そのがん責任開始期前の診断確定の日から起算して6か月以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。

備考

第9条 備考

*1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第10条 備考

*1 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

第13条 備考

- *1 未遂を含みます。
- *2 保険料払込みの免除を含みます。
- *3 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。
- *4 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- *5 例えば、保険契約者、被保険者または一時金の受取人が、当社または他の保険者(他の保険会社等をいいます。)と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されている他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *6 すでに一時金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

2. 本条1. の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は保険契約者に払い戻します。
3. 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）または第13条（重大事由による解除）によりこの特約が解除される場合には、本条1. の定めは取り扱いません。

6. 特約保険料の払込み

第15条（特約保険料の払込み）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日までに一括して前納してください。
3. 本条2. の場合、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間^{*1}の定めに基づきます。
 - (2) 本条2. の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。

7. 失効・復活

第16条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

第17条（失効した特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。
3. 本条2. の定めにかかわらず、がん責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合は、悪性新生物一時金および上皮内新生物一時金については、がん責任開始期からこの特約上の責任を負います。

8. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第18条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第19条（特約の解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金はありません。
2. 第21条（特約の消滅とみなす場合）の定めによりこの特約が消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第20条（債権者等による解約の効力と一時金の受取人による特約の存続）

債権者等^{*1}によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に準じます。

第21条（特約の消滅とみなす場合）

主契約が解約その他の事由により消滅した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

第22条（特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い）

この特約の消滅等^{*1}が生じた場合における、この特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに基づきます。

備考

第15条 備考

- *1 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期月^{*2}内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
- *2 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

第20条 備考

- *1 保険契約者以外の者で特約を解約することができる者をいいます。

第22条 備考

- *1 次のいずれかをいいます。
 1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅（特定疾病一時金額の減額の際の減額部分の消滅を含みます。）
 2. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

9. 契約内容の変更

第23条 (特定疾病一時金額の減額)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって特定疾病一時金額を減額することができます。*1ただし、減額後の特定疾病一時金額は、当社所定の金額以上とします。
2. 本条1. によって、特定疾病一時金額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第24条 (一時金受取人の変更)

一時金の受取人を、主契約の入院一時金受取人以外の者に変更することはできません。

10. 特約の契約者配当

第25条 (特約の契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

11. 特約の更新

第26条 (特約の更新)

1. この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される*1ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者のこの特約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日*2までに当社に到着した場合は更新しません。
2. この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一*3。更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	特定疾病一時金額	更新前のこの特約の特定疾病一時金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法(回数)および(経路)と同一
	特約条項	更新時の特約条項

3. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。*4
4. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - (1) この特約の一時金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の給付金または一時金の支払事由
5. 本条3. および4. にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了の日の翌日に更新する場合は、次のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料として、更新日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めならびに本条4. に準じて取り扱います。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了の日までに、本条5. (1)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。
6. 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間とは継続されたものとし、
 - (1) 第2条(特約の責任開始期)
 - (2) 第5条(悪性新生物一時金の支払い)
 - (3) 第6条(心疾患一時金の支払い)
 - (4) 第7条(脳血管疾患一時金の支払い)
 - (5) 第8条(上皮内新生物一時金の支払い)
 - (6) 第9条(特約保険料払込みの免除)

備考

第23条 備考

*1 その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第26条 備考

*1 この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限り、

*2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。

*3 次の場合を除きます。

1. 第27条(特約を更新できない場合等) 1. (1)および(2)により短期の保険期間に変更して更新するとき

2. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に保険期間を変更して更新するとき

*4 主契約の保険料の払込み方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第15条(特約保険料の払込み) 4. に準じて取り扱います。

- (7) 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）
- (8) 第14条（がん責任開始期前のがんの診断確定による無効）
- 7. この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新」の定めにより更新されるときは、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、本条2. にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

第27条 （特約を更新できない場合等）

- 1. 第26条（特約の更新）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特約を更新できません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき*1
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき*1
 - (3) この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえているとき
- 2. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新します。

12. 主約款の準用

第28条 （主約款の定め準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

13. 特則

第29条 （保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）

- 1. 保険契約者は、変更前特約*1の保険期間が満了する月の前月の末日*2までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする特定疾病一時金特約（2015）への変更をすることができます。この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約*3へ変更されるものとし、この日を変更日とします。
- 2. 次のすべての条件を満たす場合に、本条の変更を行います。
 - (1) 主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき
 - (2) 変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - (3) 変更前特約が契約日*4より2年以上経過しているとき
- 3. 本条の変更を行った場合は次のとおり取り扱います。

変更後特約	保険期間	終身
	特定疾病一時金額	変更前のこの特約の特定疾病一時金額と同一
	保険料	変更日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	変更時の特約条項

- 4. 変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。*5
- 5. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - (1) この特約の一時金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の給付金または一時金の支払事由
- 6. 次の定めについては、変更前特約と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第2条（特約の責任開始期）
 - (2) 第5条（悪性新生物一時金の支払い）
 - (3) 第6条（心疾患一時金の支払い）
 - (4) 第7条（脳血管疾患一時金の支払い）
 - (5) 第8条（上皮内新生物一時金の支払い）
 - (6) 第9条（特約保険料払込みの免除）
 - (7) 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）
 - (8) 第14条（がん責任開始期前のがんの診断確定による無効）

備考

第27条 備考

*1 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

第29条 備考

- *1 保険期間を終身に変更する前のこの特約をいいます。以下同じ。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *3 保険期間を終身に変更した後のこの特約をいいます。以下同じ。
- *4 更新の取扱いが行われた後は、最初の契約日とします。
- *5 主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の取扱いのほか、第15条（特約保険料の払込み）4. に準じます。

第30条 (保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合)

1. 第29条(保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用) 1. および2. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は保険期間の変更を取り扱いません。
- (1) 主契約または変更前特約の保険料の払込みが免除されているとき
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約(2015)が付加されているとき^{*1}
 - (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていないとき
2. 第29条(保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用) 1. にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とする特定疾病一時金特約(2015)の付加を取り扱っていないときは、変更日に当社所定の他の同種類の特約へ変更します。

備 考

第30条 備考

- ^{*1} 給付金削減期間経過後および特定部位・特定疾病不担保期間経過後を除きます。

継続入院一時金特約条項（2015） 目次

1. 特約の締結・責任開始期	50
第1条 特約の締結	50
第2条 特約の責任開始期	50
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	50
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	50
3. 特約一時金の支払い・特約保険料払込みの免除	50
第4条 継続入院一時金の支払限度	50
第5条 疾病継続入院一時金の支払い	51
第6条 災害継続入院一時金の支払い	52
第7条 継続入院一時金の支払いに関するその他の事項	52
第8条 特約保険料払込みの免除	53
第9条 戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例	53
第10条 継続入院一時金の支払いの請求手続き	53
第11条 継続入院一時金の支払時期および支払い等に必要な確認	53
4. 告知義務・解除	53
第12条 告知義務および告知義務違反による解除	53
第13条 重大事由による解除	53
5. 特約保険料の払込み	54
第14条 特約保険料の払込み	54
6. 失効・復活	54
第15条 特約の失効	54
第16条 失効した特約の復活	54
7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	54
第17条 特約の解約	54
第18条 特約の解約返戻金	54
第19条 債権者等による解約の効力と一時金の受取人による特約の存続	54
第20条 特約の消滅とみなす場合	54
第21条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	55
8. 契約内容の変更	55
第22条 継続入院一時金額の減額	55
第23条 継続入院一時金受取人の変更	55
9. 特約の契約者配当	55
第24条 特約の契約者配当	55
10. 特約の更新	55
第25条 特約の更新	55
第26条 特約を更新できない場合等	56
11. 主約款の準用	56
第27条 主約款の定め準用	56
12. 特則	56
第28条 保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用	56
第29条 保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合	57

継続入院一時金特約条項（2015）

（2019年11月2日改正）

1. 特約の締結・責任開始期

第1条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約^{*1}の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条（特約の責任開始期）

- この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - ① この特約の第1回保険料^{*1}および当社所定の金額を受け取った時
 - ② 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. 特約一時金の支払い・特約保険料払込みの免除

第4条（継続入院一時金の支払限度）

1. この特約の疾病継続入院一時金および災害継続入院一時金（以下、「継続入院一時金」といいます。以下同じ。）の通算支払限度回数は、それぞれ次のとおりとします。

一時金の種類	通算支払限度回数
疾病継続入院一時金	50回
災害継続入院一時金	50回

2. 疾病継続入院一時金の1回の入院の支払限度回数については、第5条（疾病継続入院一時金の支払い）1. に定めます。
3. 災害継続入院一時金の1回の入院の支払限度回数については、第6条（災害継続入院一時金の支払い）1. に定めます。

備考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といいます。以下同じ。

第5条（疾病継続入院一時金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり疾病継続入院一時金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院 ^{*1} をしたとき (1) この特約の責任開始期 ^{*2} 以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること (2) 疾病の治療を目的とすること ^{*3} (3) 入院日数が、入院を開始した日から起算して継続して30日以上であること (4) 病院または診療所 ^{*4} における入院であること
支払額	入院1回につき、入院日数が入院を開始した日から起算して継続して ^{*5} 30日経過するごとに、それぞれの入院日数に達した日現在の継続入院一時金額
1回の入院の支払限度回数	入院を開始した日から起算して30日経過ごとの支払いを2回
受取人	主契約の入院一時金受取人
免責事由 ^{*6}	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存（別表11） (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 本条1. にかかわらず、別表22に定める7大生活習慣病を直接の原因として疾病継続入院一時金を支払う場合、その疾病継続入院一時金の支払回数については第4条（継続入院一時金の支払限度）の通算支払限度回数および本条1. の1回の入院の支払限度回数には含めません。

3. 本条1. 支払事由(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、疾病の治療を目的とする入院とみなして疾病継続入院一時金を支払います。

- (1) 責任開始期以後に生じた不慮の事故（別表1）による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過して開始した入院
- (2) 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- (3) 責任開始期以後に開始した異常分娩（別表10）のための入院
- (4) 骨髄幹細胞の採取術^{*7}を直接の目的とする入院。ただし、責任開始期の属する日から起算して1年経過した日以後の入院に限ります。

4. 本条1. 支払事由(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、この特約の責任開始期前の疾病^{*8}等を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして疾病継続入院一時金を支払います。ただし、骨髄幹細胞の採取術を除きます。

- (1) この特約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
- (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断^{*9}において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

5. 被保険者が本条1. の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。

備 考

第5条 備考

- *1 「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*4}に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。以下、本条において同じ。
- *2 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *3 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
- *4 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 柔道整復師法に定める施術所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるために収容された場合に限り。）
 3. 上記1. および2. の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *5 本条7. において1回の入院とみなして取り扱う場合を含みます。
- *6 支払事由に該当しても継続入院一時金を支払わない場合をいいます。以下同じ。
- *7 「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同じ。
- *8 第5条3. (1)～(4)に該当する入院を含みます。以下同じ。
- *9 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

6. 本条5. にかかわらず、入院を開始した日から起算して継続して30日に達するごとに、その日時点において7大生活習慣病の治療を目的として入院していたときは本条2. を適用します。
7. 被保険者が本条1. の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係^{*10}があると当社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および第4条（継続入院一時金の支払限度）を適用します。ただし、疾病継続入院一時金が支払われることとなった最終の入院を開始した日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

第6条 （災害継続入院一時金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり災害継続入院一時金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院 ^{*1} をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故(別表1)を直接の原因とする入院であること (2) 傷害の治療を目的とすること ^{*2} (3) 不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4) 同一の不慮の事故による入院日数が、入院を開始した日から起算して継続して30日以上であること (5) 病院または診療所 ^{*3} における入院であること
支払額	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院日数が入院を開始した日から起算して継続して ^{*4} 30日経過するごとに、それぞれの入院日数に達した日現在の継続入院一時金額
1回の入院の支払限度回数	入院を開始した日から起算して30日経過ごとの支払いを2回
受取人	主契約の入院一時金受取人
免責事由	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

2. 責任開始期前に生じた傷害を責任開始期以後に生じたものとみなして災害継続入院一時金を支払う取扱いは、第5条（疾病継続入院一時金の支払い）4. に準じます。
3. 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本条において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害継続入院一時金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本条において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害継続入院一時金は支払いません。
4. 本条3. の入院中に主たる不慮の事故により入院した期間が終了した日の翌日に異なる不慮の事故により入院をしていたときは、その日に異なる不慮の事故により入院を開始したものとみなして取り扱います。
5. 被保険者が本条1. の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条および第4条（継続入院一時金の支払限度）を適用します。ただし、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院に限ります。

第7条 （継続入院一時金の支払いに関するその他の事項）

1. 被保険者が、災害継続入院一時金が支払われる入院を開始した時またはその入院中に、疾病の治療を目的とする入院をした場合は、疾病継続入院一時金は支払いません。ただし、不慮の事故により入院した期間が終了した日の翌日に疾病の治療を目的とする入院をしていたときは、その日に第5条（疾病継続入院一時金の支払い）1. の支払事由(3)に該当する入院を開始したものと取り扱います。
2. 被保険者が、疾病継続入院一時金が支払われる入院を開始した時またはその入院中に、不慮の事故により入院をした場合は、災害継続入院一時金は支払いません。ただし、疾病の治療を目的として入院した期間が終了した日の翌日に不慮の事故により入院をしていたときは、その日に第6条（災害継続入院一時金の支払い）1. の支払事由(4)に該当する入院を開始したものと取り扱います。

備考

第5条 備考

- *10 医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名が異なる場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。

第6条 備考

- *1 「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*3}に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。以下、本条において同じ。
- *2 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
- *3 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 柔道整復師法に定める施術所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるために収容された場合に限り。）
 3. 上記1. および2. の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *4 本条5. において1回の入院とみなして取り扱う場合を含みます。

3. 保険期間満了以前に開始した入院が保険期間満了後も継続しているときは、その保険期間満了後の入院を保険期間中の入院とみなします。
4. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または生じた不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
5. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係^{*1}があると当社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして取り扱います。

第8条 (特約保険料払込みの免除)

1. 主約款^{*1}により主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1.のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主契約の「保険料払込みの免除」に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。

第9条 (戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例)

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により継続入院一時金の支払事由が生じた場合でも、その原因により継続入院一時金の支払事由が生じた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めるときは、その影響の程度に応じて、継続入院一時金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第10条 (継続入院一時金の支払いの請求手続き)

1. 継続入院一時金の支払事由が生じたときは、保険契約者または継続入院一時金の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. 継続入院一時金の受取人は、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して継続入院一時金を請求してください。

第11条 (継続入院一時金の支払時期および支払い等に必要な確認)

この特約による継続入院一時金の支払いは、主約款の「給付金等の支払時期および支払い等に必要な確認」の定めに基づきます。

4. 告知義務・解除

第12条 (告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに基づきます。

第13条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致 ^{*1}	保険契約者、被保険者または継続入院一時金の受取人が、この特約の継続入院一時金 ^{*2} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^{*1} をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為 ^{*1}	この特約の継続入院一時金 ^{*2} の請求に関し、継続入院一時金の受取人 ^{*3} が詐欺行為 ^{*1} をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる給付金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力 ^{*4} への関与	保険契約者、被保険者または継続入院一時金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または継続入院一時金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

備考

第7条 備考

- ^{*1} 医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名が異なる場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。

第8条 備考

- ^{*1} 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第10条 備考

- ^{*1} 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

第13条 備考

- ^{*1} 未遂を含みます。
^{*2} 保険料払込みの免除を含みます。
^{*3} 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。
^{*4} 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。

(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または継続入院一時金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき ^{*5}
-----	------------------	---

2. 継続入院一時金^{*2}の支払事由が生じた後でも、当社は、本条1. によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1. の重大事由の発生時以後に生じた支払事由による継続入院一時金の支払いをしません。^{*6}
3. 本条によりこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または継続入院一時金の受取人に通知します。

5. 特約保険料の払込み

第14条 (特約保険料の払込み)

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日までに一括して前納してください。
3. 本条2. の場合、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間^{*1}の定めに基づきます。
 - (2) 本条2. の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

6. 失効・復活

第15条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第16条 (失効した特約の復活)

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。

7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第17条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第18条 (特約の解約返戻金)

1. この特約の解約返戻金はありません。
2. 第20条（特約の消滅とみなす場合）の定めによりこの特約が消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第19条 (債権者等による解約の効力と一時金の受取人による特約の存続)

債権者等^{*1}によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に基づきます。

第20条 (特約の消滅とみなす場合)

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

備考

第13条 備考

- *5 例えば、保険契約者、被保険者または継続入院一時金の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されているその他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *6 すでに継続入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第14条 備考

- *1 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期^{*2}内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
- *2 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

第19条 備考

- *1 保険契約者以外の者で特約を解約することができる者をいいます。

第21条 （特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い）

この特約の消滅等^{*1}が生じた場合における、この特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。

8. 契約内容の変更

第22条 （継続入院一時金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって継続入院一時金額を減額することができます。^{*1}ただし、減額後の継続入院一時金額は、当社所定の金額以上とします。
2. 本条1. によって、継続入院一時金額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第23条 （継続入院一時金受取人の変更）

継続入院一時金の受取人を、主契約の入院一時金受取人以外の者に変更することはできません。

9. 特約の契約者配当

第24条 （特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

10. 特約の更新

第25条 （特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される^{*1}ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者のこの特約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に到着した場合は更新しません。
2. この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一 ^{*3} 。更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	継続入院一時金額	更新前のこの特約の継続入院一時金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法（回数）および（経路）と同一
	特約条項	更新時の特約条項

3. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*4}
4. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - (1) この特約の継続入院一時金額の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の給付金または一時金の支払事由
5. 本条3. および4. にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了の日の翌日に更新する場合は、次のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、更新日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めならびに本条4. に準じて取り扱います。

備 考

第21条 備考

- ^{*1} 次のいずれかをいいます。
1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅（継続入院一時金額の減額の際の減額部分の消滅を含みます。）
 2. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

第22条 備考

- ^{*1} その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第25条 備考

- ^{*1} この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- ^{*2} 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- ^{*3} 次の場合を除きます。
1. 第26条（特約を更新できない場合等）1. (1)および(2)により短期の保険期間に変更して更新するとき
 2. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に保険期間を変更して更新するとき
- ^{*4} 主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第14条（特約保険料の払込み）4. に準じて取り扱います。

- (2) 更新日以後、猶予期間の満了の日までに、本条5.(1)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。
6. 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間とは継続されたものとします。
- (1) 第4条（継続入院一時金の支払限度）
 - (2) 第5条（疾病継続入院一時金の支払い）
 - (3) 第6条（災害継続入院一時金の支払い）
 - (4) 第8条（特約保険料払込みの免除）
 - (5) 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）
7. この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の「保険契約の更新」の定めにより更新されるときは、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、本条2.にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

第26条（特約を更新できない場合等）

1. 第25条（特約の更新）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特約を更新できません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき^{*1}
 - (3) この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
2. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新します。

11. 主約款の準用

第27条（主約款の定め準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

12. 特則

第28条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）

1. 保険契約者は、変更前特約^{*1}の保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする継続入院一時金特約（2015）への変更をすることができます。この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約^{*3}へ変更されるものとし、この日を変更日とします。
2. 次のすべての条件を満たす場合に、本条の変更を行います。
 - (1) 主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき
 - (2) 変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - (3) 変更前特約が契約日^{*4}より2年以上経過しているとき
3. 本条の変更を行った場合は次のとおり取り扱います。

	保険期間	終身
変更後特約	継続入院一時金額	変更前のこの特約の継続入院一時金額と同一
	保険料	変更日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法(回数)および(経路)と同一
	特約条項	変更時の特約条項

4. 変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*5}
5. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - (1) 変更後特約の継続入院一時金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込みの免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の給付金または一時金の支払事由
6. 次の定めについては、変更前特約と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第4条（継続入院一時金の支払限度）
 - (2) 第5条（疾病継続入院一時金の支払い）
 - (3) 第6条（災害継続入院一時金の支払い）
 - (4) 第8条（特約保険料払込みの免除）
 - (5) 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）

備考

第26条 備考

^{*1} 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

第28条 備考

- ^{*1} 保険期間を終身に変更する前のこの特約をいいます。以下同じ。
- ^{*2} 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- ^{*3} 保険期間を終身に変更した後のこの特約をいいます。以下同じ。
- ^{*4} 更新の取扱いが行われた後は、最初の契約日とします。
- ^{*5} 主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の取扱いのほか、第14条（特約保険料の払込み）4. に準じます。

第29条 (保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合)

1. 第28条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. および2. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は保険期間の変更を取り扱いません。
 - (1) 主契約または変更前特約の保険料の払込みが免除されているとき
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されているとき*1
 - (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていないとき
2. 第28条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とする継続入院一時金特約（2015）の付加を取り扱っていないときは、変更日に当社所定の他の同種類の特約へ変更します。

備 考

第29条 備考

*1 給付金削減期間経過後および特定部位・特定疾病不担保期間経過後を除きます。

指定難病一時金特約条項（2015） 目次

1. 特約の締結・責任開始期	59
第1条 特約の締結	59
第2条 特約の責任開始期	59
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	59
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	59
3. 特約一時金の支払い・特約保険料払込みの免除	59
第4条 指定難病一時金の支払い	59
第5条 特約保険料払込みの免除	60
第6条 指定難病一時金の支払いの請求手続き	60
第7条 指定難病一時金の支払時期および支払い等に必要な確認	60
4. 告知義務・解除	60
第8条 告知義務および告知義務違反による解除	60
第9条 重大事由による解除	60
5. 特約保険料の払込み	61
第10条 特約保険料の払込み	61
6. 失効・復活	61
第11条 特約の失効	61
第12条 失効した特約の復活	61
7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	61
第13条 特約の解約	61
第14条 特約の解約返戻金	61
第15条 債権者等による解約の効力と一時金の受取人による特約の存続	61
第16条 特約の消滅とみなす場合	62
第17条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	62
8. 契約内容の変更	62
第18条 指定難病一時金額の減額	62
第19条 指定難病一時金受取人の変更	62
9. 特約の契約者配当	62
第20条 特約の契約者配当	62
10. 法令の改正に伴う支払事由の変更	62
第21条 難病の患者に対する医療等に関する法律の法令の改正に伴う支払事由の変更	62
11. 特約の更新	63
第22条 特約の更新	63
第23条 特約を更新できない場合等	63
12. 主約款の準用	63
第24条 主約款の定め準用	63

指定難病一時金特約条項（2015）

（2019年11月2日改正）

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 （特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約^{*1}の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条 （特約の責任開始期）

この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。

- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
- (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - ① この特約の第1回保険料^{*1}および当社所定の金額を受け取った時
 - ② 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条 （特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. 特約一時金の支払い・特約保険料払込みの免除

第4条 （指定難病一時金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり指定難病一時金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次のすべてに該当したとき (1) この特約の責任開始期 ^{*1} 以後に、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病（以下、指定難病といいます。）を発病したこと (2) 本条(1)に規定する法律に定める支給認定（以下、支給認定といいます。）を受けたこと
支払額	指定難病一時金額
受取人	主契約の入院一時金受取人
免責事由 ^{*2}	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の薬物依存（別表11）

2. 被保険者が支給認定を受けた場合で、指定難病一時金の支払事由に該当したときは、医師が指定難病と診断した日に指定難病一時金の支払事由に該当したものとします。
3. 指定難病一時金の支払事由に該当した場合には、被保険者は、難病の患者に対する医療等に関する法律に定める医療受給者証（以下「医療受給者証」といいます。）の交付を受けることを要します。当社は、被保険者がその医療受給者証の交付を受けるまでは、指定難病一時金を支払いません。

備考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額とします。以下同じ。

第4条 備考

*1 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。

*2 支払事由に該当しても指定難病一時金を支払わない場合をいいます。

4. この特約の保険期間の満了日に、指定難病を発病していたものと当社が認める場合で、かつ、保険期間の満了日の翌日からその日を含めて2年以内に支給認定を受けたときは、本条2. の定めを適用せず、保険期間の満了日に支給認定を受けたものとみなして指定難病一時金を支払います。
5. 当社が指定難病一時金を支払った場合には、この特約は、指定難病一時金の支払事由に該当した時に消滅したものとします。
6. 指定難病一時金の支払事由に重複して該当した場合でも、当社は、指定難病一時金を重複しては支払いません。
7. 本条1. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、この特約の責任開始期前に発病した指定難病を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして指定難病一時金を支払います。
 - (1) この特約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前の指定難病について知っていた場合。ただし、責任開始期前の指定難病について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
 - (2) 責任開始期前の指定難病について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断^{*3}において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の指定難病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条 (特約保険料払込みの免除)

1. 主約款^{*1}により主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1. のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主契約の「保険料払込みの免除」に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。

第6条 (指定難病一時金の支払いの請求手続き)

1. 指定難病一時金の支払事由が生じたときは、保険契約者または指定難病一時金の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. 指定難病一時金の受取人は、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して指定難病一時金を請求してください。

第7条 (指定難病一時金の支払時期および支払い等に必要な確認)

この特約による指定難病一時金の支払いは、主約款の「給付金等の支払時期および支払い等に必要な確認」の定めに従います。

4. 告知義務・解除

第8条 (告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第9条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致 ^{*1}	保険契約者、被保険者または指定難病一時金の受取人が、この特約の指定難病一時金 ^{*2} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^{*1} をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為 ^{*1}	この特約の指定難病一時金 ^{*2} の請求に関し、指定難病一時金の受取人 ^{*3} が詐欺行為 ^{*1} をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる給付金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力 ^{*4} への関与	保険契約者、被保険者または指定難病一時金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または指定難病一時金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

備考

第4条 備考

^{*3} 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

第5条 備考

^{*1} 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第6条 備考

^{*1} 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

第9条 備考

^{*1} 未遂を含みます。

^{*2} 保険料払込みの免除を含みます。

^{*3} 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者としてします。

^{*4} 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。

		⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または指定難病一時金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき ^{*5}

- 指定難病一時金^{*2}の支払事由が生じた後でも、当社は、本条1.によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1.の重大事由の発生時以後に生じた支払事由による指定難病一時金の支払いをしません。^{*6}
- 本条によりこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または指定難病一時金の受取人に通知します。

5. 特約保険料の払込み

第10条 (特約保険料の払込み)

- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日まで一括して前納してください。
- 本条2.の場合、次のとおりとします。
 - 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間^{*1}の定めに従います。
 - 本条2.の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

6. 失効・復活

第11条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 (失効した特約の復活)

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに従って、この特約の復活の取扱いをします。

7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第13条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第14条 (特約の解約返戻金)

- この特約の解約返戻金はありません。
- 第16条(特約の消滅とみなす場合)の定めによりこの特約が消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第15条 (債権者等による解約の効力と一時金の受取人による特約の存続)

債権者等^{*1}によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に従います。

備考

第9条 備考

- *5 例えば、保険契約者、被保険者または指定難病一時金の受取人が、当社または他の保険者(他の保険会社等をいいます。)と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されているその他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *6 すでに指定難病一時金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第10条 備考

- *1 第2回以後(更新の場合は第1回を含みます。)の保険料が払込期^{*2}内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
- *2 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法(回数)に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間(保険料期間)に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

第15条 備考

- *1 保険契約者以外の者で特約を解約することができる者をいいます。

第16条 (特約の消滅とみなす場合)

次の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の指定難病一時金の支払事由に該当したとき

第17条 (特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)

この特約の消滅等^{*1}が生じた場合における、この特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。

8. 契約内容の変更

第18条 (指定難病一時金額の減額)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって指定難病一時金額を減額することができます。^{*1}ただし、減額後の指定難病一時金額は、当社所定の金額以上とします。
2. 本条1. によって、指定難病一時金額が減額された場合は、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第19条 (指定難病一時金受取人の変更)

指定難病一時金の受取人を、主契約の入院一時金受取人以外の者に変更することはできません。

9. 特約の契約者配当

第20条 (特約の契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

10. 法令の改正に伴う支払事由の変更

第21条 (難病の患者に対する医療等に関する法律の法令の改正に伴う支払事由の変更)

1. 法令等の改正があった場合で特に必要と認めるときは、当社は、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の指定難病一時金の支払事由を難病の患者に対する医療等に関する法律の法令等の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 本条1. により、この特約の指定難病一時金の支払事由を変更するときは、当社は、この変更日^{*1}の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合は、変更日前に通知します。

備考

第17条 備考

^{*1} 次のいずれかをいいます。

1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅（指定難病一時金額の減額の際の減額部分の消滅を含みます。）
2. この特約の指定難病一時金の支払事由に該当したことによるこの特約の消滅
3. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

第18条 備考

^{*1} その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第21条 備考

^{*1} この特約の指定難病一時金の支払事由を変更する日をいいます。以下、本条において同じ。

11. 特約の更新

第22条 (特約の更新)

- この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される^{*1}ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者のこの特約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に到着した場合は更新しません。
- この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一 ^{*3} 。更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	指定難病一時金額	更新前のこの特約の指定難病一時金額と同一
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法(回数)および(経路)と同一
	特約条項	更新時の特約条項

- 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*4}
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - この特約の指定難病一時金の支払事由
 - 主契約の保険料払込みの免除事由
 - 主契約に付加されている特約の給付金または一時金の支払事由
- 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - 第4条(指定難病一時金の支払い)
 - 第5条(特約保険料払込みの免除)
 - 第8条(告知義務および告知義務違反による解除)

第23条 (特約を更新できない場合等)

- 第22条(特約の更新)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特約を更新できません。
 - 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
 - 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき^{*1}
 - この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新します。

12. 主約款の準用

第24条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

備考

第22条 備考

- *1 この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- *2 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- *3 次の場合を除きます。
 - 第23条(特約を更新できない場合等) 1. (1)および(2)により短期の保険期間に変更して更新するとき
 - 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に保険期間を変更して更新するとき
- *4 主契約の保険料の払込み方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第10条(特約保険料の払込み) 4. に準じて取り扱います。

第23条 備考

- *1 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

先進医療特約条項（2015） 目次

1. 特約の締結・責任開始期	65
第1条 特約の締結	65
第2条 特約の責任開始期	65
2. 特約の保険期間・保険料払込期間	65
第3条 特約の保険期間および保険料払込期間	65
3. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除	65
第4条 先進医療給付金の支払い	65
第5条 先進医療一時金の支払い	66
第6条 特約保険料払込みの免除	67
第7条 戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例	67
第8条 先進医療給付金および先進医療一時金の支払いの請求手続き	67
第9条 先進医療給付金等の支払時期および支払い等に必要な確認	67
4. 告知義務・解除	67
第10条 告知義務および告知義務違反による解除	67
第11条 重大事由による解除	67
5. 特約保険料の払込み	68
第12条 特約保険料の払込み	68
6. 失効・復活	68
第13条 特約の失効	68
第14条 失効した特約の復活	68
7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	68
第15条 特約の解約	68
第16条 特約の解約返戻金	68
第17条 債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続	68
第18条 特約の消滅とみなす場合	68
第19条 特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い	68
8. 契約内容の変更	69
第20条 先進医療給付金等の受取人の変更	69
9. 特約の契約者配当	69
第21条 特約の契約者配当	69
10. 特約の更新	69
第22条 特約の更新	69
第23条 特約を更新できない場合等	70
11. 法令等の改正に伴う契約内容の変更	70
第24条 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	70
12. 主約款の準用	70
第25条 主約款の定め準用	70
13. 特則	70
第26条 保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用	70
第27条 保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合	71

先進医療特約条項（2015）

（2015年10月2日制定）

1. 特約の締結・責任開始期

第1条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約*1の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 被保険者の選択については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
 - (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約とあわせて被保険者の選択を行います。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

第2条（特約の責任開始期）

- この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。
- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
 - (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社がこの特約付加の申込みを承諾した場合は次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。
 - ① この特約の第1回保険料*1および当社所定の金額を受け取った時
 - ② 告知が行われた時

2. 特約の保険期間・保険料払込期間

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了の日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

3. 特約給付金の支払い・特約保険料払込みの免除

第4条（先進医療給付金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり先進医療給付金を支払います。

支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に次のすべてを満たす療養*1を受けたとき
	(1) この特約の責任開始期*2以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする療養であること <ol style="list-style-type: none">① 疾病*3② 不慮の事故（別表1）による傷害③ 不慮の事故（別表1）以外の外因による傷害 (2) 先進医療*4による療養であること

備考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 当社がこの特約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。

第4条 備考

*1 療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。なお、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日とその療養を受けた日とみなします。以下同じ。

*2 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。

*3 （別表10）に定める異常分娩を含みます。以下同じ。

*4 「先進医療」とは、公的医療保険制度*5の法律の規定に基づく評価療養のうち、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在公的医療保険制度の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

支払額	先進医療による療養に係わる技術料*6と同額
支払通算限度	2,000万円*7
受取人	主契約の入院一時金受取人
免責事由*8	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存（別表11） (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 本条1. 支払事由(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、この特約の責任開始期前の疾病等*9を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして先進医療給付金を支払います。

(1) この特約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。

(2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断*10において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または生じた不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として療養を受けた場合でも、責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に療養を受けたときは、責任開始期以後の原因によるものとみなして先進医療給付金を支払います。

第5条 (先進医療一時金の支払い)

当社は、次の表のとおり先進医療一時金を支払います。

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中に先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき
支払額	先進医療給付金×10%相当額
受取人	主契約の入院一時金受取人
免責事由*1	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存（別表11） (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

備考

第4条 備考

*5 「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

*6 公的医療保険制度*5の法律に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む。）、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療による療養に係る技術料以外の費用は含まれません。

*7 すでに支払った先進医療給付金の金額とこれから支払う先進医療給付金の金額との合計額が2,000万円をこえる場合は、その合計額が2,000万円となる金額を支払額とします。

*8 支払事由に該当しても先進医療給付金を支払わない場合をいいます。

*9 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故（別表1）もしくはそれ以外の外因によって被った傷害のことをいいます。

*10 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

第5条 備考

*1 支払事由に該当しても先進医療一時金を支払わない場合をいいます。

第6条 （特約保険料払込みの免除）

1. 主約款^{*1}により主契約の保険料払込みが免除された場合は、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
2. 本条1.のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主契約の「保険料払込みの免除」に関する取扱いに準じて、この特約の保険料の払込みを免除します。

第7条 （戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって療養を受けた場合でも、その原因により療養を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、その影響の程度に応じて、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第8条 （先進医療給付金および先進医療一時金の支払いの請求手続き）

1. 先進医療給付金および先進医療一時金（以下、「先進医療給付金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者または先進医療給付金等の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. 先進医療給付金等の受取人は、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して、先進医療給付金等を請求してください。

第9条 （先進医療給付金等の支払時期および支払い等に必要な確認）

この特約による先進医療給付金等の支払いは、主約款の「給付金等の支払時期および支払い等に必要な確認」の定めに従います。

4. 告知義務・解除

第10条 （告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第11条 （重大事由による解除）

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致 ^{*1}	保険契約者、被保険者または先進医療給付金等の受取人が、先進医療給付金等 ^{*2} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^{*1} をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為 ^{*1}	この特約の先進医療給付金等 ^{*2} の請求に関し、先進医療給付金等の受取人 ^{*3} が詐欺行為 ^{*1} をしたとき
(3)	著しく過大な給付金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる給付金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力 ^{*4} への関与	保険契約者、被保険者または先進医療給付金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または先進医療給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または先進医療給付金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき ^{*5}

2. 先進医療給付金等^{*2}の支払事由が生じた後でも、当社は、本条1.によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1.の重大事由の発生時以後に生じた支払事由による先進医療給付金等の支払いをしません。^{*6}

備考

第6条 備考

^{*1} 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第8条 備考

^{*1} 請求権者であることを証する書類、給付金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

第11条 備考

- ^{*1} 未遂を含みます。
- ^{*2} 保険料払込みの免除を含みます。
- ^{*3} 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。
- ^{*4} 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- ^{*5} 例えば、保険契約者、被保険者または先進医療給付金等の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、または主契約もしくは主契約に付加されている他の特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- ^{*6} すでに先進医療給付金等を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込みを免除していたときは、特約保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条によりこの特約を解除する場合は、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または先進医療給付金等の受取人に通知します。

5. 特約保険料の払込み

第12条 (特約保険料の払込み)

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合は、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料として、主契約の保険料払込期間満了の日の属する月の末日までに一括して前納してください。
3. 本条2. の場合、次のとおりとします。
 - (1) 主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間^{*1}の定めに基づきます。
 - (2) 本条2. の前納が行われなかった場合は、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合は、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

6. 失効・復活

第13条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第14条 (失効した特約の復活)

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。

7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第15条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

第16条 (特約の解約返戻金)

1. この特約の解約返戻金はありません。
2. 第18条（特約の消滅とみなす場合）の定めによりこの特約が消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

第17条 (債権者等による解約の効力と給付金の受取人による特約の存続)

債権者等^{*1}によるこの特約の解約に関する取扱いは、主約款に準じます。

第18条 (特約の消滅とみなす場合)

次の場合は、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約の先進医療給付金の支払いが、支払通算限度の2,000万円に達したとき

第19条 (特約が消滅した場合等の特約保険料の取扱い)

この特約の消滅等^{*1}が生じた場合における、この特約の保険料の取扱いについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに基づきます。

備考

第12条 備考

*1 第2回以後（更新の場合は第1回を含みます。）の保険料が払込期^{*2}内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。

*2 主約款の「保険料の払込み」の定めによる、保険料の払込方法（回数）に応じたそれぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。

第17条 備考

*1 保険契約者以外の者で特約を解約することができる者をいいます。

第19条 備考

*1 次のいずれかをいいます。

1. 主契約またはこの特約の解約または解除によるこの特約の消滅
2. この特約の先進医療給付金の支払通算限度の到達によるこの特約の消滅
3. 主契約の保険料払込みの免除事由の発生によるこの特約の保険料払込みの免除

8. 契約内容の変更

第20条 (先進医療給付金等の受取人の変更)

先進医療給付金等の受取人を、主契約の入院一時金受取人以外の者に変更することはできません。

9. 特約の契約者配当

第21条 (特約の契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

10. 特約の更新

第22条 (特約の更新)

- この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続される^{*1}ものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者のこの特約を継続しない旨の通知が、その保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に到着した場合は更新しません。
- この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次の表のとおり取り扱います。

更新後の特約	保険期間	更新前のこの特約の保険期間と同一 ^{*3} 。更新後のこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算します。
	保険料	更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料払込期間	更新後のこの特約の保険期間と同一
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法(回数)および(経路)と同一
	特約条項	更新時の特約条項

- 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*4}
- 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - この特約の先進医療給付金等の支払事由
 - 主契約の保険料払込みの免除事由
 - 主契約に付加されている特約の給付金または一時金の支払事由
- 本条3. および4. にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了の日の翌日に更新する場合は、次のとおりとします。
 - 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料を主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料として、更新日の属する月の末日までに一括して前納してください。この場合、主約款の保険料の払込み、前納および猶予期間の定めならびに本条4. に準じて取り扱います。
 - 更新日以後、猶予期間の満了の日までに、本条5.(1)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅します。
- 次の定めについては、更新前特約と更新後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - 第4条(先進医療給付金の支払い)
 - 第5条(先進医療一時金の支払い)
 - 第6条(特約保険料払込みの免除)
 - 第10条(告知義務および告知義務違反による解除)
- この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款の保険契約の更新の定めにより更新されるときは、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、本条2.にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

備考

第22条 備考

- ^{*1} この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。
- ^{*2} 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。
- ^{*3} 次の場合を除きます。
 - 第23条(特約を更新できない場合等) 1.(1)および(2)により短期の保険期間に変更して更新するとき
 - 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に保険期間を変更して更新するとき
- ^{*4} 主契約の保険料の払込み方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の定めによるほか、第12条(特約保険料の払込み)4. に準じて取り扱います。

第23条 (特約を更新できない場合等)

- 第22条(特約の更新)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合はこの特約を更新できません。
 - 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の最高年齢をこえるとき^{*1}
 - 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき^{*1}
 - この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえているとき
- 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の同種類の特約に変更して更新します。

11. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第24条 (公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更)

- 法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、当社は、主務官庁の認可を得て、将来に向けてこの特約の先進医療給付金等の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
- 本条1.によりこの特約の先進医療給付金等の支払事由を変更するときは、当社は、この変更日^{*1}の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合は、変更日前に通知します。

12. 主約款の準用

第25条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

13. 特則

第26条 (保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用)

- 保険契約者は、変更前特約^{*1}の保険期間が満了する月の前月の末日^{*2}までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする先進医療特約(2015)への変更をすることができます。この場合、変更前特約の保険期間満了の日の翌日に変更後特約^{*3}へ変更されるものとし、この日を変更日とします。
- 次のすべての条件を満たす場合に、本条の変更を行います。
 - 主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき
 - 変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
 - 変更前特約が契約日^{*4}より2年以上経過しているとき
- 本条の変更を行った場合は次のとおり取り扱います。

変更後特約	保険期間	終身
	保険料	変更日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算した保険料
	保険料の払込方法(回数)および(経路)	主契約の保険料の払込方法(回数)および(経路)と同一
	特約条項	変更時の特約条項

- 変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んでください。^{*5}
- 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後猶予期間の満了の日までに次の事由が生じたときの取扱いは、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。
 - 変更後特約の先進医療給付金等の支払事由
 - 主契約の保険料払込みの免除事由
 - 主契約に付加されている特約の給付金または一時金の支払事由
- 次の定めについては、変更前特約と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - 第4条(先進医療給付金の支払い)
 - 第5条(先進医療一時金の支払い)
 - 第6条(特約保険料払込みの免除)
 - 第10条(告知義務および告知義務違反による解除)

備考

第23条 備考

^{*1} 当社所定の短期の保険期間に変更して更新します。ただし、変更後の保険期間が当社所定の保険期間に満たないときは更新しません。

第24条 備考

^{*1} この特約の先進医療給付金等の支払事由を変更する日をいいます。

第26条 備考

^{*1} 保険期間を終身に変更する前のこの特約をいいます。以下同じ。

^{*2} 月末日が当社の営業日でないときは、月末日の直前の当社の営業日とします。

^{*3} 保険期間を終身に変更した後のこの特約をいいます。以下同じ。

^{*4} 更新の取扱いが行われた後は、最初の契約日とします。

^{*5} 主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の取扱いのほか、第12条(特約保険料の払込み)4.に準じます。

第27条 (保険期間を有期から終身へ変更する特則が適用できない場合)

1. 第26条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. および2. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は保険期間の変更を取り扱いません。
- (1) 主契約または変更前特約の保険料の払込みが免除されているとき
 - (2) 主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2015）が付加されているとき*1
 - (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていないとき
2. 第26条（保険期間を有期から終身へ変更する特則の適用）1. にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とする先進医療特約（2015）の付加を取り扱っていないときは、変更日に当社所定の他の同種類の特約へ変更します。

備 考

第27条 備考

*1 給付金削減期間経過後および特定部位・特定疾病不担保期間経過後を除きます。

3 大疾病保険料払込免除特約条項（2015） 目次

1. 特約の締結・責任開始期	73
第1条 特約の締結	73
第2条 特約の責任開始期	73
2. 悪性新生物の定義・診断確定	73
第3条 悪性新生物の定義および診断確定	73
3. 保険料払込みの免除	73
第4条 保険料払込みの免除	73
第5条 保険料払込み免除の請求手続き	74
第6条 保険料率	74
4. 告知義務・解除・無効	74
第7条 告知義務および告知義務違反による解除	74
第8条 重大事由による解除	74
第9条 悪性新生物責任開始期前の悪性新生物の診断確定による無効	75
5. 特約の失効・消滅	75
第10条 特約の失効	75
第11条 特約の消滅とみなす場合	75
6. 特約の復活	75
第12条 失効した特約の復活	75
7. 特約の更新	75
第13条 特約の更新	75
8. 特約の解約・解約返戻金	75
第14条 特約の解約	75
第15条 特約の解約返戻金	75
9. 特約の契約者配当	75
第16条 特約の契約者配当	75
10. 主約款の定め準用	75
第17条 主約款等の定め準用	75

3 大疾病保険料払込免除特約条項（2015）

（2015年10月2日制定）

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 （特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約^{*1}の締結の際、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を当社所定の主契約に付加して締結することができます。
2. 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行います。

第2条 （特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

2. 悪性新生物の定義・診断確定

第3条 （悪性新生物の定義および診断確定）

1. この保険契約において「悪性新生物」とは、別表18に定めるものをいいます。
2. 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師^{*1}の資格を持つ者によってなされるものとします。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 保険料払込みの免除

第4条 （保険料払込みの免除）

1. 当社は、被保険者^{*1}が主契約の保険料払込期間中に、次の表の保険料払込みの免除事由^{*2}のいずれかに該当した場合^{*3}、当社は、以後到来する主契約および主特約^{*4}の保険料の払込みを免除し、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

保険料払込みの免除事由	(1) 所定の悪性新生物	被保険者がこの特約の責任開始期の属する日から起算して90日を経過した日の翌日（以下、「悪性新生物責任開始期」といいます。以下同じ。）以後、この特約の悪性新生物責任開始期前を含めて初めて別表18に定める悪性新生物と診断確定されたとき
	(2) 所定の心疾患または所定の脳血管疾患	被保険者が、この特約の責任開始期 ^{*5} 以後に発病した心疾患または脳血管疾患を原因として次のいずれかに該当したとき ① 次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき ア. 責任開始期以後に発病した別表23に定める心疾患（以下「心疾患」といいます。）または別表23に定める脳血管疾患（以下「脳血管疾患」といいます。）を直接の原因とする手術であること イ. 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的とすること ウ. 病院または診療所 ^{*6} における手術であること エ. 別表24に定める手術に該当すること ② 次の条件のすべてを満たす入院 ^{*7} をしたとき ア. 責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院であること

備考

第1条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第3条 備考

*1 日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。

第4条 備考

- *1 主契約の被保険者をいいます。以下同じ。
- *2 保険料の払込みを免除する場合をいいます。以下同じ。
- *3 主契約の普通保険約款に定める保険料払込みの免除事由に該当したときを除きます。
- *4 主契約に付加される当社所定の特約をいいます。以下同じ。
- *5 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *6 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当する施設とします。以下、本条において同じ。
 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 2. 上記1. の場合と同等の日本国外にある医療施設
- *7 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*6}に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

	ⅰ. 心疾患または脳血管疾患の治療を目的 ^{*8} とすること ⅱ. 入院日数が継続して15日に達すること ⅲ. 病院または診療所における入院であること
対象となる保険料	保険料払込みの免除事由が生じた後に到来する主約款 ^{*9} に定める保険料期間 ^{*10} 以降の主契約および主特約の保険料

2. 次のいずれかに該当する場合は、当社は、被保険者が本条1. 保険料払込みの免除事由(1)に該当した場合を除き、この特約の責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして保険料の払込みを免除します。
- (1) この特約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患について知っていた場合。ただし、その心疾患または脳血管疾患について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
- (2) 責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断^{*11}において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その心疾患または脳血管疾患による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 被保険者が本条1. の保険料払込みの免除事由(2)①に該当する1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
4. 被保険者が本条1. の保険料払込みの免除事由(2)②に該当する入院を開始したときに、異なる心疾患または脳血管疾患を併発していた場合またはその入院中に異なる心疾患または脳血管疾患を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった心疾患または脳血管疾患により、継続して入院したものとみなして取り扱います。
5. 被保険者が心疾患または脳血管疾患以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に心疾患または脳血管疾患の治療を開始したときは、その治療を開始した日から心疾患または脳血管疾患の治療を終了した日までの入院については、心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院とみなして保険料の払込みを免除します。
6. 被保険者が心疾患または脳血管疾患により入院し、その入院の入院日数が15日に満たない場合でも、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった心疾患または脳血管疾患が同一であると当社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして取り扱います。
7. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患の治療を目的として手術を受けまたは入院をした場合でも、責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に受けた手術または開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして保険料の払込みを免除します。

第5条 (保険料払込み免除の請求手続き)

1. 保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく当社に通知してください。
2. 保険契約者は、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して、保険料の払込み免除を請求してください。
3. 本条2. の請求を受けた場合、当社が必要と認めるときは、事実の確認を行い、または当社が指定した医師による被保険者の診断を求めます。
4. 本条3. の確認に際し、保険契約者または被保険者が、当社からの事実の照会について正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれ^{*2}に応じなかったときは、当社は、これによってその確認が遅延した期間について支払いの遅滞の責任を負いません。

第6条 (保険料率)

この特約が付加される場合、主契約および主特約は、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

4. 告知義務・解除・無効

第7条 (告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除の取扱い、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに従います。

第8条 (重大事由による解除)

この特約の重大事由による解除の取扱い、主約款の「重大事由による解除」の定めに従います。

備考

第4条 備考

- *8 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
- *9 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *10 本条の場合は、保険料の払込方法(回数)を月払とした契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。
- *11 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

第5条 備考

- *1 請求権であることを証する書類、保険料払込み免除事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *2 当社が指定した医師による被保険者の診断を含みます。

第9条 （悪性新生物責任開始期前の悪性新生物の診断確定による無効）

1. 被保険者がこの特約の悪性新生物責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定されたために保険料の払込みが免除されない場合で、その診断確定の日から起算して6か月以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。
2. 本条1. の場合、次の(1)に定める金額から(2)に定める金額を差し引いた金額を保険契約者に払い戻します。
 - (1) すでに払い込まれた保険契約の保険料の額
 - (2) すでに払い込まれた保険契約の保険料について、この特約が付加されない場合の保険料率を適用して計算した金額
3. 第7条（告知義務および告知義務違反による解除）または第8条（重大事由による解除）によりこの特約が解除される場合には、本条1. の定めは取り扱いません。

5. 特約の失効・消滅**第10条 （特約の失効）**

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 （特約の消滅とみなす場合）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

6. 特約の復活**第12条 （失効した特約の復活）**

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当社がこの特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。
3. 本条2. の定めにかかわらず、悪性新生物責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合は、悪性新生物に関する保険料払込みの免除については、悪性新生物責任開始期からこの特約上の責任を負います。

7. 特約の更新**第13条 （特約の更新）**

1. 主契約または主特約が更新された場合は、この特約についてもそれぞれ同時に更新されたものとします。
2. この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次のとおり取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第4条（保険料払込みの免除）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
3. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の特約により更新します。

8. 特約の解約・解約返戻金**第14条 （特約の解約）**

1. 保険契約者は、保険料払込みの免除事由^{*1}の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 本条1. にかかわらず、保険料払込期間満了の日の属する保険料期間^{*2}に対応する保険料が払い込まれた後は、この特約のみの解約は取り扱いません。

第15条 （特約の解約返戻金）

この特約の解約返戻金はありません。

9. 特約の契約者配当**第16条 （特約の契約者配当）**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

10. 主約款の定め準用**第17条 （主約款等の定め準用）**

この特約に別段の定めのない場合は、主約款および主特約の特約条項に準じて取り扱います。

備考**第14条 備考**

- *1 主約款に定める保険料払込みの免除事由を含みます。
*2 保険料の払込方法（回数）に応じて主約款に定める期間をいいます。

特別条件付保険特約条項（2015） 目次

1. 特別条件の適用	77
第 1 条（特別条件の適用）	77
2. 特別条件	77
第 2 条（特別条件）	77
3. 特約の解約返戻金	79
第 3 条（特約の解約返戻金）	79
4. 復活の制限	79
第 4 条（復活の制限）	79
第 5 条（復活の制限に関する特則）	79
5. 主約款および特約条項の規定の適用除外	79
第 6 条（主約款および特約条項の規定の適用除外）	79

特別条件付保険特約条項（2015）

（2022年1月4日改正）

1. 特別条件の適用

第1条（特別条件の適用）

次の表のいずれかの場合に、主契約^{*1}の被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しないときに、主契約または主特約^{*2}に、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。この場合、この特約の特別条件の適用日は次の表のとおりです。

特別条件を適用する場合	特別条件の適用日
主契約の締結の際	主契約の契約日
主契約の復活の際	復活の際の責任開始日 ^{*3}
主契約の契約日後に主特約 ^{*2} を付加する際	主特約 ^{*2} の責任開始日 ^{*3}

2. 特別条件

第2条（特別条件）

1. この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しない程度に応じ、次のうちいずれか1または2以上の方法によります。

（1）保険金削減支払法

① 適用日から起算して当社所定の保険金削減期間内に、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、主約款^{*1}または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額を削減して支払います。

- ア. 死亡したこと
- イ. 特定の疾病により所定の状態に該当したこと
- ウ. 高度障害状態になったこと
- エ. 介護一時金の支払事由に該当したこと
- オ. 障害年金の支払事由に該当したこと
- カ. 介護年金の支払事由に該当したこと

② 本条1.（1）①の場合、次の算式により計算した金額を支払います。この場合、主契約の被保険者が災害または別表38に定める感染症により、死亡、高度障害状態、介護一時金の支払事由、障害年金の支払事由または介護年金の支払事由に該当したときは、経過期間に応じた割合を100%とします。

$$\text{支払金額} = \frac{\text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額}}{\text{金額}} \times \text{次の表の経過期間に応じた割合}$$

ただし、保険料払込済みの主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、次の算式により計算した金額を支払います。

$$\text{支払金額} = \left(\frac{\text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額}}{\text{金額}} - \frac{\text{支払事由に該当した時における責任準備金の金額}}{\text{準備金の金額}} \right) \times \text{次の表の経過期間に応じた割合} + \frac{\text{支払事由に該当した時における責任準備金の金額}}{\text{準備金の金額}}$$

保険金等の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

備考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 主契約に付加する当社所定の特約をいいます。以下同じ。
- *3 責任開始期の属する日をいいます。

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

(2) 給付金削減支払法

① 適用日から起算して当社所定の給付金削減期間内に、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、主約款または主特約の特約条項により支払うべき給付金等の金額を削減して支払います。

- ア. 入院したこと
- イ. 手術をしたこと
- ウ. 入院したのちに退院したこと
- エ. 先進医療による療養を受けたこと
- オ. 放射線治療を受けたこと

② 本条1.(2)①の場合、次の算式により計算した金額を基準として支払います。この場合、災害または別表38に定める感染症によるときは、経過期間に応じた割合を100%とします。

$$\text{給付金の基準とする金額} = \text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき給付金等の金額} \times \text{本条1.(1)②の表の経過期間に応じた割合}$$

(3) 特別保険料領収法

① 主約款または主特約の保険料に、当社所定の特別保険料を加算した金額を払い込むべき主約款または主特約の保険料とします。

② 主約款または主特約の特約条項によって保険料の払込みが免除された場合は、同時に特別保険料の払込みを免除します。

(4) 特定部位・特定疾病不担保法

① 適用日から起算して当社所定の不担保期間内に、別表6に定める身体部位または特定疾病*2のうちこの特別条件を適用する際に当社が指定した部位に生じた疾病または特定疾病の治療を目的として、主契約の被保険者が次のいずれかに該当するときは、給付金を支払いません。ただし、別表38に定める感染症によるときは、給付金を支払います。

- ア. 入院をしたこと
- イ. 手術を受けたこと
- ウ. 入院をしたのちに退院したこと
- エ. 先進医療による療養を受けたこと
- オ. 放射線治療を受けたこと
- カ. 移植術を受けたこと
- キ. 入院したのちに通院したこと
- ク. 乳房再建術を受けたこと

② 主契約の被保険者が当社所定の不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。

(5) 特定障害不担保法

この方法により不担保とする特定障害は、次の①または②のとおりとします。

① 視力障害

主契約の被保険者が身体の障害状態*3のうち、次のいずれかに該当し、主約款または主特約の特約条項に定める高度障害保険金もしくは障害給付金*4の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合は、当社は高度障害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。ただし、別表38に定める感染症による場合は、高度障害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。

- ア. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- イ. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ウ. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの

② 聴力障害

主契約の被保険者が身体の障害状態のうち、次のいずれかに該当し、主約款または主特約の特約条項に定める障害給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由に該当した場合は、当社は、障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。ただし、別表38に定める感染症による場合は、障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。

- ア. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- イ. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ウ. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの

(6) 年増法

この方法を適用した場合は、当社は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しない程度に応じて、被保険者の主約款に定める契約年齢に、当社所定の年数を加算した年齢を契約年齢とし、その年齢に基づいて主約款または主特約の保険料および解約返戻金等の金額を計算します。

備考

第2条 備考

*2 医学上重要な関係があると当社が認めた疾病を含みます。

*3 主約款または主特約の特約条項に定める高度障害状態または身体障害の状態をいいます。

*4 名称の如何を問わず、身体の障害状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。

2. 保険金削減支払法または特定障害不担保法が適用された収入保障保険普通保険約款、無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款、無解約返戻金型収入保障保険Ⅱ普通保険約款または収入保障特約条項により遺族年金、特約遺族年金、高度障害年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは、本条1.(1)*5または(5)に準じて取り扱います。

3. 特約の解約返戻金

第3条 (特約の解約返戻金)

第2条(特別条件)1.(3)の特別保険料領収法が適用されている保険契約の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の特別保険料に対する解約返戻金および責任準備金は、主約款または主特約の特約条項の定めにより計算します。
 (2) 主契約の解約返戻金が支払われる場合は、この特約の特別保険料に対する解約返戻金をあわせて支払い、主契約の責任準備金が支払われる場合は、この特約の特別保険料に対する責任準備金をあわせて支払います。
 (3) 主契約において次の取扱いを行う場合は、この特約の特別保険料に対する解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
- ① 保険料の自動振替貸付
 - ② 契約者貸付

4. 復活の制限

第4条 (復活の制限)

この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して2年以内とします。

第5条 (復活の制限に関する特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型医療保険 無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015) 無解約返戻金型医療保険(2013) 無解約返戻金型医療保険(08) 無解約返戻金型介護認定一時金給付保険(11) 医療保険
-----	---

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合には、次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第4条(復活の制限)	2年以内	当社所定の期間内(1年以内で定めます。)

5. 主約款および特約条項の規定の適用除外

第6条 (主約款および特約条項の規定の適用除外)

1. この特約の特別条件を主契約に適用した場合、次の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で、保険金削減期間経過後もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定部位・特定疾病不担保法または特定障害不担保法のときは取り扱います。
- (1) 延長定期保険への変更
 - (2) 払済保険への変更
 - (3) 保険期間の変更
 - (4) 保険料払込期間の変更
 - (5) 保険料の払込完了の特則の適用
 - (6) 保険契約の更新

備考

第2条 備考

- *5 無解約返戻金型収入保障保険Ⅱにおいて本条1.(1)①オ.に該当し障害年金が支払われた後、または本条1.(1)①カ.に該当し介護年金が支払われた後に本条1.(1)①ア.の支払事由により遺族年金を支払う場合は、最初に該当する経過期間に応じた割合を適用します。

2. この特約の特別条件を主特約に適用した場合、取り扱わない契約内容の変更等は次の表の左欄のとおりです。ただし、次の表の右欄の場合は、その契約内容の変更等を取り扱います。

取り扱わない契約内容の変更等	左欄の変更等を例外として取り扱う場合
延長定期保険への変更 払済保険への変更	①保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ②給付金削減支払法のとき ③特定部位・特定疾病不担保法のとき ④特定障害不担保法のとき
特別条件を適用した、主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をとまなう次の変更等 (1)主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更 (2)特約の付加 (3)特約の適用	①保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ②給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき ③特定部位・特定疾病不担保法のとき ④特定障害不担保法のとき
特別条件を適用した主特約の更新および復旧	①保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ②給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき ③特定部位・特定疾病不担保法のとき ④特定障害不担保法のとき

3. 本条1、および本条2. により、主契約または主特約が更新される場合には、更新後の主契約または主特約は、次の表のとおり取り扱います。

更新前に適用された特別条件	更新後の主契約または主特約の取扱
保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき	更新前の保険金削減支払法は適用しません。
給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき	更新前の給付金削減支払法は適用しません。
特定部位・特定疾病不担保法のとき	更新前の主契約または主特約の保険期間満了の日までに、 ①当社所定の不担保期間が満了しているとき 更新前の特定部位・特定疾病不担保法は適用しません。 ②当社所定の不担保期間が満了していないとき 更新前の主契約または主特約と同一の条件を適用*1*2して更新します。
特定障害不担保法のとき	更新前の主契約または主特約と同一の条件を適用して更新します。

備 考

第 6 条 備考

- *1 更新後の主契約または主特約について、第1条に定める適用日から起算した当社所定の不担保期間が満了した後は、特定部位・特定疾病不担保法は適用しません。
- *2 更新前の主契約または主特約の当社所定の不担保期間が「全期間」の場合、更新後の主契約または主特約の不担保期間も「全期間」となります。

指定代理請求人特約条項 目次

第 1 条	(特約の締結)	82
第 2 条	(特約の対象となる保険金等)	82
第 3 条	(指定代理請求人による保険金等の請求)	82
第 4 条	(指定代理請求人の指定および変更)	82
第 5 条	(解除の通知)	83
第 6 条	(特約の解約)	83
第 7 条	(主約款の定めへの準用)	83
第 8 条	(主約款等の代理請求不適用に関する特則)	83
第 9 条	(保険金等の一時支払に関する特則)	83
第10条	(契約者配当金に関する特則)	83
第11条	(5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)	83
第12条	(医療保険またはがん保険に付加した場合の特則)	84

指定代理請求人特約条項

(2019年11月2日改正)

第1条 (特約の締結)

この特約は、主契約^{*1}の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者^{*2}の同意および当社の承諾を得て、主契約の保険契約者の申出により、主契約に付加して締結することができます。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金等(以下「保険金等」といいます。)は、次に定めるとおりとします。

- (1)被保険者と受取人が同一人である保険金、給付金、年金および祝金
- (2)保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除
- (3)保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

第3条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

1. 第2条(特約の対象となる保険金等)に定める保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の事情があるときは、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。^{*1}
 - (1)保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (2)当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3)その他これに準じる状態であると当社が認めた場合
2. 本条1. により当社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
3. 事実の確認^{*2}に際し、指定代理請求人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく、回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。
4. 本条にかかわらず、次のいずれかに該当する者は指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
 - (1)故意に保険金等の支払事由^{*3}を生じさせた者
 - (2)故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない状態にさせた者

第4条 (指定代理請求人の指定および変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ次の表の範囲内で指定代理請求人を指定してください。^{*1}ただし、請求時においてもその者が次の表の(1)または(2)の範囲内の者であることを必要とします。

(1)	①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ③被保険者の直系血族 ④被保険者の兄弟姉妹 ^{*2}
(2) ^{*3}	①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている本表(1)②以外の者 ②被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 ③その他、本表(2)①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

備考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
*2 主契約の被保険者をいいます。以下同じ。

第3条 備考

- *1 当社所定の請求に必要な書類およびその事情を示す書類を提出してください。
*2 当社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときを含みます。
*3 保険料の払込免除事由を含みます。

第4条 備考

- *1 指定代理請求人は1人とします。
*2 兄弟姉妹がいなときは甥姪、伯父伯母、叔父叔母。
*3 当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認められた者に限ります。

2. 本条1. の指定代理請求人が指定されていない場合^{*4}または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。

(1)	死亡保険金受取人、遺族年金受取人または死亡給付金受取人 ^{*5}	
(2)	本表(1)に該当する者がいない場合またはこれに該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合	被保険者の戸籍上の配偶者 ^{*5}
(3)	本表(1)または(2)に該当する者がいない場合またはこれに該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合	被保険者の3親等内の親族 ^{*5}

3. 本条1. および2. にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、本条1. および2. に定める範囲内で、指定代理請求人を変更^{*6}することができます。^{*7}

4. 保険金等の受取人が法人に変更された場合は、同時に指定代理請求人を指定しない変更が行われたものとします。

5. 本条3. の変更は、保険証券に表示または承認書による通知を受けてからでなければ、当社に対抗することができません。

第5条 (解除の通知)

この特約を付加している場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の通知については、主約款^{*1}または特約条項に定めるほか、正当な理由によつていずれにも通知できない場合は、指定代理請求人に通知します。

第6条 (特約の解約)

この特約のみの解約は取り扱いません。

第7条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

第8条 (主約款等の代理請求不適用に関する特則)

この特約を付加している場合、主約款または主契約に付加されている特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の取扱い^{*1}は適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第9条 (保険金等の一時支払に関する特則)

指定代理請求人が保険金等を請求する場合は、主約款に定める保険金等の支払方法の選択の定めは適用しません。

第10条 (契約者配当金に関する特則)

被保険者が年金受取人となる場合、その受け取ることとなる契約者配当金については第2条(特約の対象となる保険金等)に含むものとします。

第11条 (5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

(1) 第1条(特約の締結)および第4条(指定代理請求人の指定および変更)における、被保険者の同意を得る取扱いは適用しません。

(2) 次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象		読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条(特約の対象となる保険金等)	(1)	被保険者	保険契約者
	(2)	保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除	保険料の払込免除(養育年金が支払われるときを除きます。)
	(3)	保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金	契約者配当金
第4条(指定代理請求人の指定および変更)1. および2.		被保険者	保険契約者

備考

第4条 備考

*4 指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に本条1. (1)または(2)の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。

*5 請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。

*6 指定代理請求人を指定しない変更を含みます。

*7 当社所定の請求に必要な書類を提出してください。

第5条 備考

*1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第8条 備考

*1 次の取扱いをさします。

1. 指定代理請求人に関する取扱い
2. 介護年金受取人の代理人に関する取扱い
3. 入院給付金等の代理請求に関する取扱い

第12条 (医療保険またはがん保険に付加した場合の特則)

この特約を医療保険またはがん保険に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第1条(特約の締結)	被保険者	主たる被保険者
第2条(特約の対象となる保険金等)		
第4条(指定代理請求人の指定および変更)1.、2. および3.		

保険料口座振替特約条項 目次

第 1 条	(特約の締結)	86
第 2 条	(責任開始期および契約日の特則)	86
第 3 条	(保険料率)	86
第 4 条	(保険料の払込み)	86
第 5 条	(保険料口座振替ができなかった場合の取扱い)	87
第 6 条	(諸変更)	87
第 7 条	(特約の消滅)	87
第 8 条	(主約款の定め準用)	87
第 9 条	(無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)	87
第10条	(責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)	88
第11条	(無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)	88

保険料口座振替特約条項

(2022年12月2日改正)

第1条 (特約の締結)

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に締結します。
- この特約を締結するには、次の条件を満たすものとします。
 - 指定口座^{*1}が、提携金融機関^{*2}に設置してあること
 - 保険契約者が、提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座^{*3}へ保険料の口座振替を委任していること

第2条 (責任開始期および契約日の特則)

- 第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款^{*1}の定めにかかわらず、第4条(保険料の払込み)1. に定める第1回保険料の振替日を当社の責任開始日^{*2}とし、この日を契約日とします。
- 月払の契約の締結の際にこの特約を付加する場合、主約款および本条1. にかかわらず、当社の責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 本条2. にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*3}
- 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条2. にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

- この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替料率とします。
- 本条1. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、普通保険料率を適用します。
 - 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき
当社所定の割引率で保険料を割引します。
 - 保険料の振替貸付が行われたとき

第4条 (保険料の払込み)

- 保険料は、振替日^{*1*}に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込んでください。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できません。
- 保険契約者は、振替日の前日までに、払込保険料相当額を指定口座に預け入れてください。
- 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

備考

第1条 備考

- *1 保険契約者の指定する口座をいいます。以下同じ。
- *2 当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいい、当社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。
- *3 当社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合は、当該金融機関の口座とします。以下同じ。

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期が属する日をいいます。以下同じ。
- *3 保険金、給付金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第4条 備考

- *1 第2回以後の保険料は、主約款の定めにかかわらず、払込期月中の当社の定めた日とします。
- *2 当社の定めた日とします。ただし、当社の定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

第5条 (保険料口座振替ができなかった場合の取扱い)

- 振替日に第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、保険契約者は、第1回保険料を猶予期間内に当社の指定する払込方法(経路)により払い込んでください。この場合、第2条(責任開始期および契約日の特則)1.の取扱いは適用しません。
- 振替日に第2回以後の保険料の口座振替ができなかった場合は、次の表のとおり取り扱います。

(1)月払契約の場合	翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。 ^{*1}
(2)年払契約または半年払契約の場合	振替月の翌月の応当日 ^{*2} に再度口座振替を行います。
(3)本表の取扱いによる保険料の口座振替ができなかった場合	保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を当社所定の方法により払い込んでください。

第6条 (諸変更)

- 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該金融機関に申し出てください。
- 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合は、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
- 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合は、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合は、保険契約者は、指定口座を他の金融機関に変更するか他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
- 当社は、当社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条 (特約の消滅)

- 次のいずれかの場合は、この特約は消滅します。
 - (1)保険契約が消滅または失効したとき
 - (2)保険料が前納されたとき
 - (3)保険料が一括払込みされたとき
 - (4)保険料の払込みが不要となったとき
 - (5)他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき
 - (6)第1条(特約の締結)2.に定める条件に該当しなくなったとき
- 本条1.(3)にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があったときは、この特約は消滅しません。

第8条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

第9条 (無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)

- 本特約は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型がん保険 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017) 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014) 無解約返戻金型がん療養保険(10) がん保険
-----	--

- この特約を本条1.の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条(責任開始期および契約日の特則)	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

備考

第5条 備考

- *1 指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、払込期月の過ぎた1か月分保険料について払込みがあったものとします。
- *2 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

第10条 (責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 責任開始日、保険期間の始期および契約日については、責任開始期に関する特約条項の取扱いによるものとし、第2条(責任開始期および契約日の特則)、第9条(無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)および第11条(無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)は適用しません。
- (2) 第1回保険料から口座振替を行う場合、第1回保険料は、第4条(保険料の払込み)1. および責任開始期に関する特約条項の取扱いにかかわらず、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中の当社の定めた日を第1回保険料の振替日とし、その日に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとし、
- (3) 第1回保険料から口座振替を行う場合で、第1回保険料の振替日^{*1}に口座振替ができなかった場合^{*2}は、第5条(保険料口座振替ができなかった場合の取扱い)1. および本条(2)の取扱いにかかわらず、次の表のとおり取り扱います。

①	月払契約の場合	月払契約の場合、第1回保険料の振替日 ^{*1} の属する月の翌月の応当日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。 ^{*3}
②	年払契約または半年払契約の場合	第1回保険料の振替日 ^{*1} の属する月の翌月の応当日に口座振替を行います。
③	本表①または②による口座振替ができなかった場合 ^{*2}	保険契約者は、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を、当社が指定する方法で払い込んでください。

第11条 (無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)

- 1. 本特約は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型医療保険 引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型)
-----	-------------------------------------

- 2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、第2条(責任開始期および契約日の特則)3. は、次のとおり読み替えます。

「3. 月払の保険契約の場合で、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の定めに基づいて保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日から契約日の前日までの間についても保険期間および保険料払込期間とみなして、主約款または特約条項の定めを適用します。」

備 考

第10条 備考

- *1 責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中に複数の振替日がある場合は、その最終の振替日とします。
- *2 提携金融機関に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。
- *3 指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たず、1か月分の保険料の口座振替のみが可能な場合は、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料について払込みがあったものとし、

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用） 目次

第 1 条	（特約の締結）	90
第 2 条	（責任開始期の特則）	90
第 3 条	（保険料の払込み）	90
第 4 条	（保険料口座振替ができなかった場合の特別取扱い）	90
第 5 条	（特約の失効）	90
第 6 条	（主約款および特約の定め準用）	90
第 7 条	（無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則）	91

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用）

(2020年11月2日改正)

第1条（特約の締結）

- この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。
 - 当社と団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定を締結した団体または集団(以下「団体等」といいます。)に属する保険契約者が、団体等の指定する金融機関等に口座をもっている場合
 - 本条1.(1)の口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関等の口座への振替により保険料を払い込むことができる場合
- 保険契約者は、本条1.により保険料の振替を行う口座(以下「指定口座」といいます。)を指定してください。

第2条（責任開始期の特則）

第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款^{*1}の定めにかかわらず、第3条(保険料の払込み)1.に定める第1回保険料の振替日を当社の責任開始日^{*2}とします。

第3条（保険料の払込み）

- この特約を付加した保険契約の保険料は、団体等が定めた日^{*1}(以下「振替日^{*2}」)に、指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込んでください。
- 本条1.の場合、指定口座から振り替えられた保険料が実際に当社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその振替が取り消された場合は、保険料の払込みがなかったものとします。

第4条（保険料口座振替ができなかった場合の特別取扱い）

- 振替日に第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、保険契約者は、第1回保険料を団体等が定める次のいずれかの方法^{*1}により払い込んでください。

保険料の払込み方法	責任開始期の取扱い
(1)当社の指定する払込方法により払い込む方法	第2条(責任開始期の特則)の定めは適用しません。
(2)第1回保険料の口座振替ができなかった日の翌月の振替日に口座振替により払い込む方法	第2条(責任開始期の特則)の定めにかかわらず、振り替えられた日を当社の責任開始期とします。

- 振替日に第2回以後の保険料の口座振替ができなかった場合は、その保険料を当社所定の方法により払い込んでください。
- 本条2.の保険料については、団体等の定めにより、次のとおり取り扱うことがあります。

(1)月払契約の場合	翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
(2)年払契約または半年払契約の場合	払込期月の翌月の応当日 ^{*2} に再度口座振替を行います。

第5条（特約の失効）

次の場合は、この特約は効力を失います。

- 保険契約者が指定口座を解約したとき
- 団体扱特約I、団体扱特約IIまたは集団扱特約が効力を失ったとき

第6条（主約款および特約の定めの特約）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款、団体扱特約I、団体扱特約IIまたは集団扱特約の定めに従って取扱います。

備考

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期が属する日をいいます。以下同じ。

第3条 備考

- *1 第2回以後の保険料は、主約款の定めにかかわらず、払込期月中の団体等の定めた日とします。
- *2 振替日が金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

第4条 備考

- *1 本条1.(2)による取扱いは、契約年齢に変更が生じない場合に限りです。
- *2 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第7条（無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型がん保険 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017) 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014) 無解約返戻金型がん療養保険(10) がん保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条(責任開始期の特則)	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

団体扱特約条項I 目次

第 1 条 (特約の締結)	93
第 2 条 (契約日の特則)	93
第 3 条 (保険料率)	93
第 4 条 (保険料の払込み)	93
第 5 条 (保険料の一括払)	93
第 6 条 (猶予期間)	94
第 7 条 (特約の失効)	94
第 8 条 (無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)	94
第 9 条 (無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)	94

団体扱特約条項I

(2022年12月2日改正)

第1条 (特約の締結)

- この特約は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体(以下「団体」といいます。)において、次の条件をすべて満たすときに締結します。
 - 保険契約者がその団体から給与^{*1}の支払いを受ける者である保険契約(以下「個人契約」といいます。)であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約(以下「事業保険」といいます。)であること
 - 保険契約者または被保険者の数が10名以上であること
- 本条1. の条件を満たす場合は、主約款^{*2}のほかこの特約を締結して団体年払、半年払、または月払の取扱いをします。
- 本条1. (2)の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすものとします。
- 本条1. の取扱いを行うときは、当社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

- 主契約^{*1}の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の定めにかかわらず、当社の責任開始日^{*2}の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 本条1. にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*3}
- 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条1. にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

- この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、次の表のとおりとします。

(1) 団体保険料率Aを適用する場合	<ol style="list-style-type: none">その事業所に個人契約の保険契約者が20名以上あるときその事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるときその事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるときその事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても本条1. (1)①から③のいずれかに該当する事業所が他にあるとき
(2) 団体保険料率Bを適用する場合	団体が本条1. (1)の①から④のいずれにも該当しない場合

- 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が本条1. (1)に定める人数未満に減少し、その後6か月を経過しても、その定める人数にもどらないときは、当社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第4条 (保険料の払込み)

- 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。
- 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 本条1. および2. の保険料は、団体の代表者が当社に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
- 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合は、当社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条 (保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、当社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括で支払うことができます。この場合、一括で支払う保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

備考

第1条 備考

- *1 役員報酬を含みます。
- *2 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第2条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。
- *3 保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

第 6 条 (猶予期間)

1. 第2回以後の保険料の払込みについては、次のとおり猶予期間があります。

保険料払込方法(回数)	猶予期間
団体月払	払込期月の翌月初日から末日まで
団体年払または半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで*1

2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きま
す。
3. 保険契約を更新する場合は、更新後第1回保険料の払込みについて本条2. に準じます。
4. 保険契約を自動変更する場合は、自動変更後第1回保険料の払込みについて本条2. に準じます。

第 7 条 (特約の失効)

1. 次の場合は、この特約は効力を失います。
- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条(特約の締結)1. (1)および(2)に定める人数未満に減少し、その後3か月*1を経
過しても、その定める人数にもとらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が当社所定の金額を下回るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行ったとき
 - (5) 保険料の前納取扱いをしたとき
 - (6) 保険料の払込みが不要となったとき
 - (7) 当社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき
2. 本条1. の場合は、個人扱いの年払、半年払または月払の取扱いに変更し、保険料率を将来に向けて改めます。
3. 団体月払取扱いを個人扱いの年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるとき
は、その未払込分を一時に払い込んでください。

第 8 条 (無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型がん保険 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017) 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014) 無解約返戻金型がん療養保険(10) がん保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条(契約日の特則)	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

第 9 条 (無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型医療保険 引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型)
-----	-------------------------------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、第2条(契約日の特則)2. は、次のとおり読み替えます。

「2. 団体月払取扱いを行う保険契約の場合で、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の定め
に基づいて保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日から契
約日の前日までの間についても保険期間および保険料払込期間とみなして、主約款または特約条項の定めを適用します。」

備 考

第 6 条 備考

*1 契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで。

第 7 条 備考

*1 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。

団体扱特約条項Ⅱ 目次

第 1 条	(特約の締結)	96
第 2 条	(契約日の特則)	96
第 3 条	(保険料率)	96
第 4 条	(保険料の払込み)	96
第 5 条	(保険料の一括払)	96
第 6 条	(猶予期間)	96
第 7 条	(特約の失効)	97
第 8 条	(無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)	97
第 9 条	(無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)	97

団体扱特約条項Ⅱ

(2022年12月2日改正)

第1条 (特約の締結)

- この特約は、組合、連合会、同業団体その他の団体(以下「団体」といいます。)において、次の条件をすべて満たすときに締結します。
 - 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること(この場合を「事業保険」といいます。)
 - 保険契約者または被保険者の数が10名以上であること
 - 団体を代表する者がいることを必要とし、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
- 本条1. の条件を満たす場合は、主約款^{*1}のほかこの特約を締結して年払、半年払または月払の取扱いをします。
- 本条1. (2)の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすものとします。
- 本条1. の取扱いを行うときは、当社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

- 主約款^{*1}の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の定めにかかわらず、当社の責任開始日^{*2}の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 本条1. にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*3}
- 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条1. にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条 (保険料の払込み)

- 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。
- 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 本条1. および2. の保険料は、団体の代表者が当社に払い込んだ日をもって払い込みのあった日とします。
- 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合は、当社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条 (保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、保険契約者は、当社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括で支払うことができます。この場合、一括で支払う保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第6条 (猶予期間)

- 第2回以後の保険料の払込みについては、次のとおり猶予期間があります。

保険料払込方法(回数)	猶予期間
団体月払	払込期月の翌月初日から末日まで
団体年払または半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで ^{*1}

- 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きします。
- 保険契約を更新する場合は、更新後第1回保険料の払込みについて本条2. に準じます。
- 保険契約を自動変更する場合は、自動変更後第1回保険料の払込みについて本条2. に準じます。

備考

第1条 備考

*1 主約款の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

*2 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。

*3 保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

第6条 備考

*1 契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで。

第7条 (特約の失効)

1. 次の場合は、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条(特約の締結)1. (1)および(2)に定める人数未満に減少し、その後3か月^{*1}を経過しても、その定める人数にもどらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が当社所定の金額を下回るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行ったとき
 - (5) 保険料の前納取扱いをしたとき
 - (6) 保険料の払込みが不要となったとき
 - (7) 当社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき
2. 本条1. の場合は、個人扱いの年払、半年払または月払の取扱いに変更します。
3. 団体月払取扱いを個人扱いの年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

第8条 (無解約返戻金型がん保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型がん保険 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017) 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014) 無解約返戻金型がん療養保険(10) がん保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条(契約日の特則)	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

第9条 (無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型医療保険 引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型)
-----	-------------------------------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、第2条(契約日の特則)2. は、次のとおり読み替えます。
 「2. 団体月払取扱いを行う保険契約の場合で、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の定めに基づいて保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日から契約日の前日までの間についても保険期間および保険料払込期間とみなして、主約款または特約条項の定めを適用します。」

備考

第7条 備考

^{*1} 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。

保険料クレジットカード払特約条項 目次

第 1 条 (特約の締結)	99
第 2 条 (責任開始期および契約日の特則)	99
第 3 条 (保険料率)	99
第 4 条 (保険料の払込み)	99
第 5 条 (他の保険料の払込方法(経路)への変更)	99
第 6 条 (特約の消滅)	100
第 7 条 (主約款の定め of 準用)	100
第 8 条 (無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)	100

保険料クレジットカード払特約条項

(2022年12月2日改正)

第1条 (特約の締結)

- この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、当社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に締結します。
- 本条1. のクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、かつ、
- 当社は、この特約の締結に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認(以下「有効性等の確認」といいます。)を行うものとします。
- 当社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱いを行います。

第2条 (責任開始期および契約日の特則)

保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約が適用される月払の保険契約の契約日は、主約款^{*1}の定めにかかわらず、当社の責任開始日^{*2*}の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- (2) 当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、当社が主約款および特約の定めに基づく保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、本条(1)にかかわらず、当社の責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*4}
- (3) 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条(1)および(2)にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

- この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- 本条1. にかかわらず、当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたときは、普通保険料率を適用します。この場合、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第4条 (保険料の払込み)

- 第1回保険料^{*1}をクレジットカードにより払い込む場合は、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時^{*2}に、当社が第1回保険料を受け取ったものとします。
- 本条1. の場合、当社が、保険契約の申込みを承諾したときは、当社の責任開始日を保険契約者に通知します。
- 第2回以降の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の定めにかかわらず、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期中の当社の定められた日に、当社に払い込まれるものとします。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしが、保険料相当額をカード会社に支払うものとします。
- 当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期中の保険料^{*3}については、本条3. (第1回保険料の場合は本条1.)の取扱いは適用しません。
 - 当社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
- 本条5. の場合、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第5条 (他の保険料の払込方法(経路)への変更)

保険契約者は、あらかじめ当社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込みを中止して、他の保険料の払込方法(経路)に変更することができます。

備考

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *2 無解約返戻金型がん保険、無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)、無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)、無解約返戻金型がん療養保険(10)またはがん保険に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。
- *3 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。
- *4 保険金、給付金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第4条 備考

- *1 第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。
- *2 当社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当社がクレジットカード利用票を作成した時とします。
- *3 第1回保険料を含みます。

第6条 (特約の消滅)

- 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料が前納されたとき
 - (3) 保険料が一括払込みされたとき
 - (4) 保険料の払込みが不要となったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき
 - (6) 当社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (7) 当社がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いを停止したとき
- 本条1.(3)にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。
- 本条1.(6)から(8)までの場合、当社はそれぞれの事由によりこの特約が消滅することを保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法(経路)に変更してください。

第7条 (主約款の定め)の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款に準じて取り扱います。

第8条 (無解約返戻金型医療保険等に付加した場合の特則)

- 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型医療保険 引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型)
-----	-------------------------------------

- この特約を本条1.の主契約に付加した場合、第2条(責任開始期および契約日の特則)(2)は、次のとおり読み替えます。

「(2)月払の保険契約の場合で、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、当社が主約款または特約条項の定めに基づいて保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社の責任開始日から契約日の前日までの間についても保険期間および保険料払込期間とみなして、主約款または特約条項の定めを適用します。」

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意に基づくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<p>次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落、転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	<p>次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓、渇 ・過度の運動 ・騒音、振動、無重力環境への長期滞在 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1)洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2)外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3)細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表2 対象となる高度障害状態

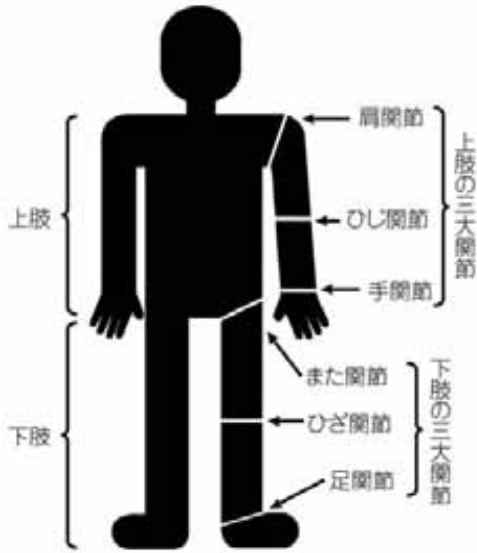
対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの^{*1}
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの^{*2 *3}
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの^{*4}
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの^{*5}
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの^{*5}

備考

- *1 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 2. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- *2 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 1. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 2. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 3. 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- *3 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- *4 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- *5 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



別表3 対象となる身体障害の状態

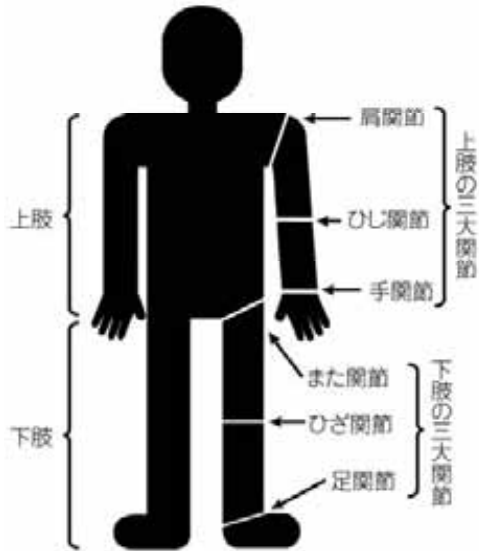
対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの^{*1}
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの^{*2}
- (3) 脊柱に著しい奇形^{*3}または著しい運動障害を永久に残すもの^{*4}
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの^{*5*6}
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの^{*5*6}
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの^{*7}
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの^{*8}
- (8) 10足指を失ったもの^{*9}

備考

- *1 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 2. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- *2 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
- *3 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- *4 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- *5 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
- *6 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- *7 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- *8 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- *9 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

【身体部位の名称図】



別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および特定疾病

身体部位および特定疾病の名称	
1	眼球および眼球附属器
2	耳(内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。)および乳様突起
3	鼻(副鼻腔を含みます。)
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺、および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸(虫様突起を含みます。)
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器(異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。)
19	乳房(乳腺を含みます。)
20	鼠蹊部(鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限り。)
21	頸椎部(当該神経を含みます。)
22	胸椎部(当該神経を含みます。)
23	腰椎部(当該神経を含みます。)
24	仙骨部および尾骨部(当該神経を含みます。)
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢(左肩関節部を除きます。)
32	右上肢(右肩関節部を除きます。)
33	左下肢(左股関節部を除きます。)
34	右下肢(右股関節部を除きます。)
35	子宮体部(帝王切開を受けた場合に限り。)
36	脊椎(当該神経を含みます。)
37	皮膚(頭皮を含みます。)
38	異常妊娠、異常分娩(帝王切開を含みます。)
39	外傷に伴う合併症、後遺症

別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および特定疾病

別表10 異常分娩

対象となる「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、次のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年度版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
・妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10~O16
・主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20~O29
・胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30~O48
・分娩の合併症	O60~O75
・分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81~O84
・主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85~O92
・その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94~O99

別表11 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神または行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表18 対象となる悪性新生物

「悪性新生物」とは、下記(1)および(2)をみたすものをいいます。なお、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(第7版)で病期分類が0期の病変は含みません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しません。

(1)「悪性新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真性赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3

(2)上記(1)において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁コード
/3 . . . 悪性、原発部位
/6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表21 対象となる上皮内新生物

「上皮内新生物」とは、下記(1)および(2)をみたすものをいいます。なお、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌を含みます。

- (1)「上皮内新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物	D00~D07、D09

- (2)上記(1)において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁コード
/2 . . . 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表22 7大生活習慣病

7大生活習慣病とは、平成21年3月23日総務庁告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠(2003年版)」によるものとします。

対象疾病		
7大生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
がん	悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 C00~C14 消化器の悪性新生物 C15~C26 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 C30~C39 骨および関節軟骨の悪性新生物 C40~C41 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 C43~C44 中皮および軟部組織の悪性新生物 C45~C49 乳房の悪性新生物 C50 女性生殖器の悪性新生物 C51~C58 男性生殖器の悪性新生物 C60~C63 腎尿路の悪性新生物 C64~C68 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 C69~C72 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 C73~C75 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 C76~C80 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 C81~C96 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 C97 真性赤血球増加症<多血症> D45 骨髄異形成症候群 D46 慢性骨髄増殖性疾患 D47. 1 本態性(出血性)血小板血症 D47. 3
	上皮内新生物	上皮内新生物 D00~D09
糖尿病	糖尿病	E10~E14
心疾患	慢性リウマチ性心疾患 I05~I09 虚血性心疾患 I20~I25 肺性心疾患および肺循環疾患 I26~I28 その他の型の心疾患 I30~I52	
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10~I15
脳血管疾患	脳血管疾患	I60~I69
腎疾患	糸球体疾患 N00~N08 腎尿細管間質性疾患 N10~N16 腎不全 N17~N19	
肝疾患	ウィルス肝炎 B15~B19 肝疾患 K70~K77	

別表23 対象となる心疾患、脳血管疾患

対象となる心疾患、脳血管疾患とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠(2003年版)」によるものとします。

対象疾病		
疾病の種類	分類項目	基本分類コード
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	105~109
	虚血性心疾患	120~125
	肺性心疾患および肺循環疾患	126~128
	その他の型の心疾患	130~152
脳血管疾患	脳血管疾患	160~169

別表24 対象となる手術

心疾患および脳血管疾患について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の1. ～5. のいずれかに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

1. 開頭術(頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器等により頭蓋を穿孔する手術を含みます。)
2. 開胸術(胸腔を開く手術であって、胸腔鏡下に行われる手術を含みます。)
3. 開腹術(腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、腹腔鏡下に行われる手術を含みます。)
4. ファイバースコープ手術
5. 血管・バスケットカテーテル手術

別表38 対象となる感染症(2020)

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。*1

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	

備 考

- *1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、対象となる感染症に含めます。

FWD生命からのお願い

たとえばこんなときは総合サービスセンターへご連絡を！

(ご照会の際は、必ず証券番号をお知らせください。)

一部のお手続きについては、当社ホームページまたは「自動音声による手続き」も可能です。(*)

(*)当社ホームページおよび「自動音声による手続き」の内容は、将来予告なく変更される場合があります。利用できる手続きの最新情報等は、当社ホームページでご確認ください。

お手続き内容	ホームページ	自動音声による手続き	総合サービスセンター
改姓・受取人変更	○	—	○
住所の変更(※1)	○	—	—
電話番号の変更	○	—	—
保険料払込口座の変更	○	○	○
クレジットカードの変更	○	○	○
保険証券の再発行	○	—	○
生命保険料控除証明書の再発行	○	○ (毎年10月下旬~3月)	○
保険金・年金・給付金等のご請求	○	—	○
本人確認事項等(※2)の変更	—	—	○
その他、お手続き方法等	—	—	○

(※1) 海外渡航、帰国のご連絡は総合サービスセンターへお電話ください。

(※2) 「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項。

ホームページ	自動音声による手続き	総合サービスセンター
fwdlife.co.jp	0120-622-211 (通話料無料) 24時間受付	0120-211-901 (通話料無料) 受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00 - 18:00

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 総合サービスセンター



0120-211-901 (通話料無料)



月-金 (祝日・年末年始を除く)
9:00-18:00

この資料でご案内している内容は、特段の定めがある場合を除き2024年3月2日現在で適用されているものです。

引受保険会社

FWD生命保険株式会社

ホームページ fwdlife.co.jp

総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間: 月-金 (祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00

募集代理店

資料作成日: 2023年12月1日

登録No.FLI-A02949-2309 W2292